## 松沢マニフェスト進捗評価結果報告書

―平成19年度(2期1年目の評価)―

## 目 次

はじ	じめに		•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	全体の評価結果		•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	マニフェストの推進と県政運営の課題(	(提言)	•	•	•	•	•	•	•	•	9
3	分野別・政策別の評価結果		•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
資料	1編		•				•		•	•	7 4

平成20年5月9日 松沢マニフェスト進捗評価委員会

## はじめに

- ・ 「松沢マニフェスト進捗評価委員会」は、松沢成文神奈川県知事が平成19年4月の知事選挙の際に掲げた『神奈川力全開宣-マニフェスト2007』の進 捗状況を評価し、今後の県政の取組みに反映させるとともに、県民によるマニフェスト評価や県政参加を支援・促進することを目的として、平成20年3 月に松沢知事の委嘱を受けて発足しました。知事1期目に設置された同委員会(平成16~19年)を継承して、自立的な「第三者評価(外部評価)」の機 関として設置されたものですが、今期は、より広くかつ具体的に県民の意見を反映させるため、新たに「県民モニター委員」(41名)を委嘱し、その意 見を踏まえて評価を行う体制をつくりました。
- ・ このたび、知事の2期目1年目にあたる平成19年度におけるマニフェストの進捗状況について評価を行いましたので、その結果を知事に報告するとともに、県民の皆さまに公表いたします。
- ・ マニフェストの進捗評価は、第1期の委員会と同様に、個々の政策に対する評価結果をもとに全体の評価を行うという「積み上げ方式」で実施しました。 しかし、松沢知事の2期目のマニフェストは、条例宣言などより多岐にわたっていることや、数値目標が掲げられていない政策が少なくないことなどの 違いがあるため、1期目に採用した「目標達成状況」と「行政対応状況」の2本立ての評価方法ではなく、記載された内容をどこまで実現しているかと いう点に一本化するとともに、その結果についてはよりわかりやすく「評点」として数値化しました。ただし、この評点は、あくまで「4年間で実現す べき内容・水準」に照らしてどの程度実現したかという評点であり、継続的な評価であることにご留意いただきたいと思います。
- ・ また、当委員会は、マニフェストの進捗評価を県政運営に反映させることも目的としていることから、1期目と同様に、「マニフェストの推進と県政運営の課題」についても検討いたしました。今回は、2期目のマニフェストの実行体制や実現過程について、課題だと思われる点について記載しましたので、参考にしていただきたいと存じます。
- ・ マニフェストの評価手法や評価結果については、さまざまなご意見やご批判があろうかと思います。平成15年にわが国にマニフェストが登場し、首長選挙においては定着しましたが、当選後の進捗評価についてはまだ十分な取組みが行われておらず、その体制や方法についても定まったものがないのが現状です。私たち委員会においても、よりよい評価方法をめざして検討・工夫を行っていくつもりですが、ぜひ県民、NPO、マスコミの皆さまもそれぞれの評価方法を開拓し、松沢知事のマニフェストの進捗状況を評価していただくようお願いいたします。
- ・ 選挙においてマニフェストが定着するにつれて、逆に県民の皆さまのマニフェストに対する関心は薄まっているようにも感じます。多くの県民やマスコ ミの皆さまが、マニフェストとそれを実現するための自治体運営に関心を持ち、活発な議論が行われることを期待いたします。この報告書がそのひとつ の材料として活用されれば幸いです。

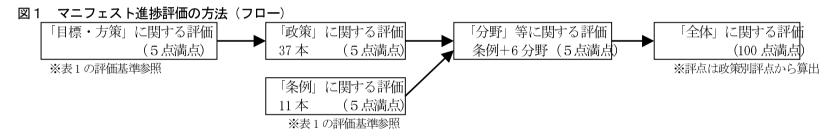
平成20年5月9日

松沢マニフェスト進捗評価委員会 委員長 小 池 治

## 1 全体評価の結果

#### (1) 評価の方法

- ・1期目の評価では、「目標達成状況」と「行政対応状況」の2本立ての評価方法をとったが、2期目の松沢知事のマニフェストは、1)条例宣言などより多岐にわたっていること、2)各政策を構成する「目標」や「具体的方策」に独立した内容が記載されていること、3)具体的方策には数値目標が掲げられていないことなどの特徴があるため、「記載された内容をどこまで実現しているか」という点に一本化するとともに、その結果についてはわかりやすいよう「評点」という形で数値化した。なお、マニフェストの性格上、あくまで4年間で実現すべき内容を満点として評価した。
- ・また、評価の手順としては「積み上げ型」の方法をとり、まず、各政策を構成する「目標」と「具体的方策」がそれぞれどこまで実現されているかについて5点満点で評価し、次に、その平均点をもとに「政策」(または条例) ごとに同じく5点満点で評価し、さらに、それを「分野」ごとに集計して5点満点で評価し、最後に、「全体」の評価として政策別の評点を合計して100点満点に換算して評点を算出した。同時に、それぞれの評価において、評点をつけた「理由」を明らかにするとともに、「今後の課題」等を記載することとした(評価方法の詳細については資料編参照)。
- ・評価の基準(5点満点)については、表1のとおり、目標実現の度合い(政策の場合)または進捗状況(条例の場合)に応じて点数をつけることとした。



#### 表1 マニフェスト進捗評価の基準(概ねの基準)

評点	条例に関する評価基準(条例宣言の場合)※1	目標・方策に関する評価基準(政策宣言の場合)
0点	全く検討していない段階	施策事業に着手しておらず、かつ予算等の具体的な準備も完了していない場合
1点	検討のための組織(検討委員会等)を設置し具体的な検討を行っている段階	施策事業に着手し、または予算等の具体的な準備を完了した場合
	(ふれあいミーティング等で県民の自由な意見を求めている段階を含む)	
2点	条例案またはその骨子案(要綱案)を公表した段階(これに基づいて市町村	数値目標(※2)または期待される施策事業(※3)について概ね 1/4 以上を実現した
	等との協議やパブリックコメント等の県民参加を行っている場合を含む)	場合
3点	条例案を議会に提出した段階(否決された場合を含む)	数値目標または期待される施策事業について概ね1/2以上を実現した場合
4 点	議会で可決された段階(軽微な修正があった場合を含む)	数値目標または期待される施策事業について概ね3/4以上を実現した場合
5点	条例が施行された段階	数値目標または期待される施策事業を概ね実現した場合

<sup>※1</sup> 条例(案)の内容や検討方法の工夫等については、加点・減点事項として考慮する。

- ※2 数値目標を掲げている目標・方策については、この数値目標の達成状況によって判断する。数値目標について当初値(例:18 年度末のデータ)がある場合は、 それと目標数値との差を算出し、それに占める割合によって達成状況を把握する(例:現在値100件、目標数値150件、達成130件→30件/50件=6割達成)。ただし、統計データの未収集等により数値目標の達成状況が把握できない場合は、できるだけ代替指標等の方法により達成状況を把握するよう努める。
- ※3 数値目標を掲げていない目標・方策については、評価基準が明確でないため、当委員会としてマニフェストの趣旨等から「4年間で期待される施策事業」の内容・量を想定して評価する。その際、総合計画(実施計画)等に記載された「年度別計画」の数値を参考にする(ただし、鵜呑みにはしない)。

#### (2) 評価結果の概要

- ・平成20年度における進捗状況を政策別にみると、表2のとおり、目標を実現した「5点」満点が1件(2.1%)、目標の概ね3/4を実現した「4点」が1件(2.1%)となっている。すなわち、1年目で実現または実現に近づいた政策は2件である。また、目標の概ね1/2を実現した「3点」が8件(16.7%)、目標の概ね1/4を実現した「2点」が24件(50.0%)である。以上のように、検討段階を終えて何らかの成果が出ている政策が合計34件(70.8%)、約7割に至っていることは、1年目としては評価できる。
- ・一方、検討はしたが具体的な成果や条例案が出ていない「1点」も14件(29.2%)あり、これらは注意を要する。今後、施策事業を軌道に乗せて早期に成果を出せるよう求めたい。
- ・以上に対して、予算等の準備が終わっていない、または検討もしていない「0点」はまったくない。すなわち、1年目ですべての政策(条例)について準備を終え、または具体的検討をしているということであり、この点は評価できる。
- ・分野別にみると、「I 人づくり」が平均2.5点ともっとも高く、次いで「V マネジメント」の2.4点、「条例宣言」と「IV 環境」の2.0点、「Ⅲ 経済」の1.7点となっている。これに対して、「Ⅲ 暮らし」と「VI 自治」が1.6点でやや低くなっている(なお、「Ⅲ 暮らし」は県民モニター委員の意見でもやや低い評価となっている)。「Ⅲ 暮らし」については長期間の計画的な取組みが必要な政策が多いこと、「VI 自治」については国の制度改革や他府県の対応に依存する部分が多いことをそれぞれ考慮する必要はあるが、今後一層力を入れることを期待したい。
- ・以上の 48 件の条例・政策の評点を合計すると 95 点(240 満点中)であり、これを 100 満点に換算すると 39.6 点となる(政策別評点の平均は 1.98 点)。 5 点×1 件+4 点×1 件+3 点×8 件+2 点×24 件+1 点×14 件=95 点 95 点÷(5 点×48 件)=39.58…点
- ・以上から、平成19年度末時点におけるマニフェスト全体の実現状況は、40点と評価できる。これは、平均的にいえば、「施策事業の準備を終えるとともに、4年間の目標の約1/4を実現した状態」であり(表1参照)、様々な準備を要する1年目に1/4の効果が出ていることは評価してよいであろう※。また、個々の政策の進捗状況や後述する県民モニター委員の意見を総合的に勘案しても、1年目の取組みとしては順調であり、良好といえる。
  - ※進捗状況の評価にあたっては、表1のとおり、施策事業に着手等をした段階で「1点」(100点満点で20点)とし、数値目標等の1/4以上を達成した段階で「2点」(100点満点で40点)とし、それ以降、1/4の達成度ごとに加点する基準を採用していること(すなわち評点と目標達成度は一致しないこと)に注意していただきたい。この基準は、施策事業の実施には一般に検討・準備期間が必要であること、条例に関する評価と政策に関する評価との整合を図る必要があること等を考慮したものである。ただし、数値目標が掲げられていない政策については「期待される施策事業」を想定して評価していること、条例や制度をつくれば一度に目標を達成できる(5点となる)政策や施策事業も存在すること(4年間で同じように進捗するとは限らないこと)に注意する必要がある。

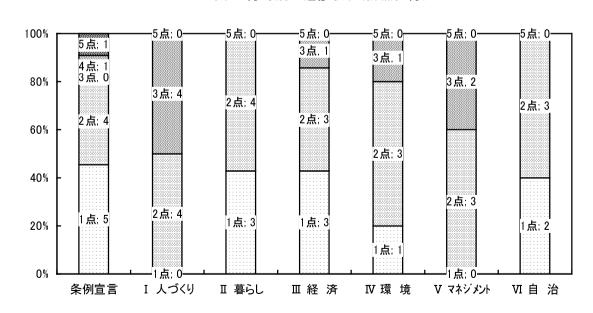
表2 分野別の評点状況

区 分	条例宣言	Ι 人づくり	Ⅱ 暮らし	Ⅲ経 済	Ⅳ 環 境	∇ マネジ メント	Ⅵ自治	合 計(割合)
5 点	1	0	0	0	0	0	0	1 ( 2. 1%)
4 点	1	0	0	0	0	0	0	1 ( 2. 1%)
3 点	0	4	0	1	1	2	0	8 (16.7%)
2 点	4	4	4	3	3	3	3	2 4 (50.0%)
1 点	5	0	3	3	1	0	2	1 4 (29. 2%)
0 点	0	0	0	0	0	0	0	O ( 0.0%)
総件数	1 1	8	7	7	5	5	5	48 (100%)
総評点【平均】	22 [2.0]	20 [2.5]	1 1 [1.6]	12 [1.7]	10 [2.0]	1 2 [2.4]	8 [1.6]	95 [2.0]
分野別評点	2点	3点	2点	2点	2点	2点	2点	_

図2 政策別評点の状況

0点; 0 5点; 1 74点: 1 3点; 8

図3 分野別の進捗状況(評点区分)



#### (3) 個別政策の状況 (特筆すべき事項)

- ・特に進捗状況がすぐれている政策(または条例)として、条例9の「県職員等不正防止条例」(5点)と条例10の「知事多選禁止条例」(4点)が注目される。いずれも1年目に議会の議決を得て成立した。多選禁止条例については、施行日が確定しておらず目的は達成していないが、制定に至ったことは評価できる。
- ・逆に、注意を要する政策としては、政策 12 の「県立病院改革で医療向上」、政策 14 の「高齢者の介護充実と虐待防止」、政策 15 の「障害者の地域生活支援」、政策 16 の「インベスト神奈川で産業競争力強化」、政策 21 の「地産地消とブランド化で農水産業振興」、政策 22 の「産業人材育成と就職支援」、政策 37 の「自治体外交の展開」が挙げられる(いずれも 1 点)。まだ 1 年目であり、実施が難しい施策事業が多いために低い評価になった面もあるが、来年度は軌道に乗せられるよう力を入れていくことが期待される。
- ・これに対して、条例宣言においても「1点」の評価は少なくないが(条例1、2、3、4、7)、新しい条例の場合は一定の検討期間を要するため、これだけで注意を要するとはいえないと考えられる。また、政策24の「究極のエコカー電気自動車の開発普及」や政策33の「分権改革と道州制の推進」も「1点」だが、前者は新しい政策課題を取り上げたものであり、後者は国の制度改革が必要な政策であることから、この時点で要注意とはいえないであろう。
- ・また、当委員会では、マニフェストの第3部「県民運動の提唱」と第4部「知事の行動宣言」についても点検を行った。このうち県民運動については、まだ県民や地域には浸透していない状況がみられたことから、今後の取組方法を十分に検討する必要がある。

### 表3 分野別・政策別の評価結果一覧

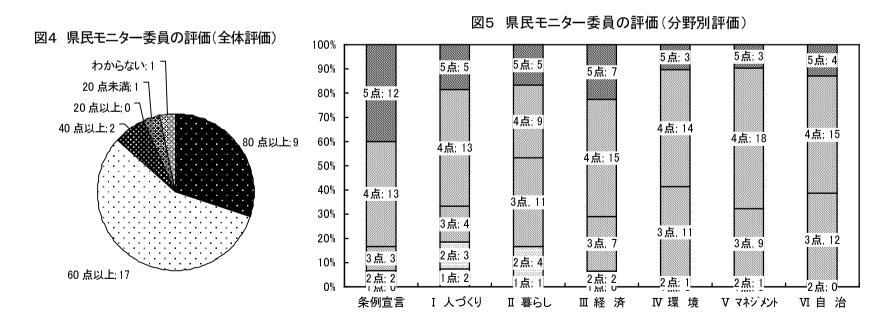
<u>表さ</u>	分野別・政策別の評価結果一	見		
	条例•政策名	評点	理由(要点)	平均点
第	部 条例宣言(条例マニフェスト)	2	すでに条例制定が2件で、現時点で任期中に条例制定が困難と思われるものはない。着実なスタートが切られた。	2.0
1	公共的施設における禁煙条例	1	検討委員会における検討のほか、県民意識調査、意見交換会等を通じて県民等の意見聴取を実施。	
2	地球温暖化対策推進条例	1	検討委員会の検討、県民意識調査などを実施。制定を1年繰り下げたが、やむを得ない。県民意見募集等は評価で	<u></u> きる。
3	遺伝子組換え農作物規制条例	1	検討委員会で5回にわたり検討、関係団体へ7回の説明会を実施。2007年度中の制定は実現できず。	
4	犯罪被害者等支援条例	1	有識者懇談会の設置や同懇談会による多角的な検討など、順調に進んでいる。	
5	中小企業活性化条例	2	懇談会による検討、多方面からの意見聴取などの充実した取組み。骨子案を議会に報告。	
6	文化芸術振興条例	2	談話会を立ち上げ、関係団体へのアンケートなどを開催。「条例の基本的考え方」を取りまとめ、条例素案を策定。	)
7	みんなのバリアフリー推進条例	1	検討会から「福祉の街づくり条例の見直しに向けた基本的考え方」を示し、本格的な検討段階に入っている。	
8	県民パートナーシップ条例	2	推進会議等で検討し、ボランティア活動の調査やフォーラムの開催も実施。条例骨子素案を策定し、議会に報告。	
9	県職員等不正行為防止条例	5	「職員等不祥事防止対策条例」が議会の議決を受け、制定され、すでに施行されている。	
10		4	「知事の在任の期数に関する条例」が制定されたが、施行期日を他の条例に委ねており、現時点で条例上の効果は	
11	自治基本条例	2	検討懇話会の報告書をもとにフォーラムや意見募集等を実施。 2 次素案を議会に報告するなど適切に進行している	) <sub>0</sub>
第	2部 政策宣言			平均点
I	未来への人づくり	3	人づくりにつき全体として多様な取組みを推進している。	2. 5
1	県立学校の施設再整備	3	「まなびや計画」は着実に実施。	3. 1
2	教育行政のシステム改革	3	すべての目標・方策について着実に実施。	2. 9
3	新しい県立学校づくり	3	養護学校3校新設に着手するなど、各目標・方策について着実に進展。	2.9
4	教員の人材確保と育成	2	「カレッジ」「アカデミー」は本格化していないが、優秀な教員採用に向け受験資格制限の10歳引き上げは評価できる。	2. 1
5	良き市民となるための教育	3	ボランティア、インターンシップ体験は内容充実が課題。模擬投票の実施は評価。TOEIC受験は絶対数増加が必要。	3.6
6	スポーツ振興と部活動活性化	2	「アスリートネットワーク」「部活の日」等の新たな動きは評価。具体的な成果は現れていない。	2.6
7	地域ぐるみで子育て支援	2	「子育て支援プロジェクト50」および企業への子育て支援促進策は始まったばかりだが、多様な取組みは評価。	1.5
8	いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	2	「学校緊急支援チーム」が創設されたが、派遣数は9件と低い水準。多様な対策はあるが、特効薬になっていない。	2. 7
II	安心な暮らし	2	積極的な取組みが行われていることを評価して加点。まだ着手段階の政策が多く、次年度以降の取組みが重要。	1. 6
9	日本一の治安の実現	2	地域の自主防犯活動団体との連携等、「県民・企業・県・警察」の「一体化」に向けて積極的な取組みを実施。	2. 1
10	基地対策の着実な推進	2	国への要望につき成果がある点は評価できる。日米の合同訓練についても評価。	2. 1
11	がんに負けない神奈川づくり	2	たばこ条例の制定に向けた全国初の試みを評価する。その他の取組みは着手段階。	1.4
12	県立病院改革で医療向上	1	県立病院、リハビリテーション・センター、県立がんセンターともに改革に着手されている。	1.0
13	介護人材育成と産科医療充実	2	県独自の認定制度の整備は評価できる。潜在的助産師・看護師等の再就職支援も規模は小さいが、効果を挙げている。	2.2
14	高齢者の介護充実と虐待防止	1	相談体制の整備やオンブズパーソンのしくみなど積極的な取組みがあるが、目標の到達度はまだ低い。	1.4
15	障害者の地域生活支援	1	雇用率の向上が不十分。市町村への支援は積極的だが、その実態を示す資料がまだ存在しないため反映できない。	1.4
Ш	強い経済	2	段階的に取り組んでいる政策が多く、まだ達成度は高くない。数値目標の達成度に相当のばらつきがある。	1. 7
16	インベスト神奈川で産業競争力強化	1	2 つの目標の達成度合いは低く、とりわけ企業誘致数は 1/4 に達していないため、小数点以下を切り捨て。	1. 1

17	羽田空港国際化と京浜臨海部活性化	2	目標の評点が良好であり、関係主体が複数ある中で段階的な準備作業を行っていることから小数点以下を切り上げ。	1.9
18	高速交通ネットワークの整備	2	3つの目標についてはいずれも途中の段階であり、個別方策の進捗状況も考慮して小数点以下を切り捨て。	2.3
19	中小企業の支援強化と活性化	3	目標の平均は4点と高いものの、個別方策については進捗途上のモノが多く、小数点以下を切り捨て。	3. 3
20	かながわツーリズムの新展開	2	唯一の目標の数値が前年のデータであり、達成度が明確でないため、小数点以下は切り捨て。	2.3
21	地産地消とブランド化で農水産業振興	1	新規 10 か所の設置目標について、年度別計画はクリアだが、最終目標の達成度合いからみて小数点以下を切り捨て。	1.5
22	産業人材育成と就職支援	1	唯一の目標のデータが前年のものであり、また個別方策の達成度が低いことを考慮し、小数点以下を切り捨て。	1.2
IV	豊かな環境	2	先進的な取組みがみられるが、20年度から施策・事業が本格化する政策が多く、やや低い評価となった。	2. 0
23	神奈川発・地球温暖化対策	2	温暖化防止の成果を表す数値がない。CO2排出量を把握する努力が必要。取組みには目標達成にほど遠いものあり。	2.1
24	究極のエコカー電気自動車の開発普及	1	電気自動車普及に対する積極的な姿勢は評価できるが、現状は研究開発の段階にとどまっている。	1.4
25	環境共生の都市づくり	2	事業実施は20年度からのものが多い。事業を展開しているものもあるが、まだ成果には結びついていない。	2. 1
26	なぎさと川の保全・再生	2	海岸侵食対策はまだ検討段階。旧吉田邸の保存は計画策定段階。	1.9
27	丹沢大山の再生と花粉症対策	3	継続事業も含めて事業は進捗している。植生保護柵の設置面積は目標達成にはほど遠い。	3.0
V	先進のマネジメント	2	財務会計改革など具体的な方策の実現に至っていないもの等がある。部局長マニフェストの導入等は大きく評価。	2. 4
28	新たな行財政改革でスマートな県庁	3	職員数、人件費削減、第三セクターの削減は計画どおり着実に実行されていることを評価。	2.6
29	県民と協働する県政	2	財務会計改革は具体的な方策の実現に至っていないが、「政策提案チャレンジ制度」の創設等を大きく評価。	1.6
30	政策主導の組織マネジメント	3	すべての部局長が「部局長マニフェスト」を作成したことは評価でき、今後の取組みが期待できる。	3. 0
31	新時代の人材マネジメント	2	「管理職登用試験」「キャリア開発センター」は検討が始まったばかり。	1.9
32	かながわブランド戦略	2	20年3月に戦略が策定された段階。現段階で軌道にのっていると判断するのは早計である。	2.7
VI	新しい自治	2	知事の姿勢が政策に反映されつつあるが、継続的な取組みを要すること等に注意を要する。1/4 程度の進捗と判断。	1. 6
33	分権改革と道州制の推進	1	全体に着実に取り組んでいるが、実現状況が4分の1に到達しているとはいえない。	1.2
34	首都圏連合と山静神三県連合の展開	2	プロジェクトの着実実施など、首都圏連合や山静神連合の連携に本県が貢献していることを評価。	1.7
35	市町村合併と政令市移行支援	2	他県に比べ市町村合併が困難な条件の下で合併構想を掲げ、地道な啓発活動を展開していることを評価。	1.8
36	協働型社会かながわの創造	2	県民提案制度の創設などの成果が見られるが、サポートセンターの整備方策など不確定要素が少なくない。	2.1
37	自治体外交の展開	1	各方面で自治体外交を展開しているが、行政主導の面あり。県民が積極的にかかわる自治体外交を目指す必要。	1.5
第3	部 県民運動の提唱	_		
1	あいさつ一新運動	_	課題がある。【理由】各学校でまだ定着していない。職員から実践していく必要があるし、家庭、地域に対する啓蒙がる	下十分。
2	コミュニティ体操推進運動	_	概ね良好。 【理由】あらゆる機会でPRしている。まだ浸透していないが、取組みの方向としては概ね良い。	
3	もったいない実践運動	_	課題がある。【理由】登録した10万人の人がどのような「もったいない」の実践をしていくのか見えない。	
第4	部 知事の行動宣言	_	_	
1	ウィークリー知事現場訪問	_	概ね良好。 【理由】目標に向かって順調に進んでいると見受けられる。多くの県民と交流が図れるような現場訪問	- 問を。
2	マンスリー知事学校訪問	_	概ね良好。 【理由】目標に向かって順調に進んでいると見受けられる。多くの生徒と交流が図れるような学校訪問	0
3	県民との対話ミーティング	_	概ね良好。 【理由】目標に向かって順調に進んでいる。 県民に対話ミーティングの存在を認知してもらう工夫が必	

※右端の「平均点」は、各分野を構成する「政策」の評点の平均点、及び各政策を構成する「目標・方策」の評点の平均点を示す(これをもとに該当欄の評点を導いた)。

### (4) 県民モニター委員の意見

- ・マニフェストの進捗評価に県民の意見・実感を反映させるため、県民モニター委員を募集し、応募があった全員(41名)に同委員を委嘱した。今回の評価にあたっても、県民モニター委員の意見を聴いたところ、その概要は次のとおりであった(詳細は資料編・資料2参照)。これらの評価は、知事の1年間の取組みに対する印象による評価であり、客観的な基準による正確な評価ではないが、県民の受けとめ方を示すものとして貴重なものと考えられる。
- ・まず、知事の取組み全体をどう評価するかについて、5段階(100点満点)で尋ねたところ、「 $60\sim80$ 点」がもっとも多く17名(56.7%)、次いで「80点 以上」が9名(30.0%)、「 $40\sim60$ 点」が2名(6.7%)、「20点未満」が1名(3.3%)となっている。これは、前述の委員会の評価と異なり、1年間の取組みに限った評価であり、かつ積み上げ式の評価ではないが、かなり高い評価だといえよう。
- ・次に、分野別の取組みをどう評価するかについて5点満点で尋ねたところ、「条例宣言」がもっとも高い評価であり(平均4.2)、次いで「Ⅲ 経済」が高く(平均3.9)、さらに「Ⅳ 環境」と「Ⅵ 自治」(ともに平均3.7)、「Ⅰ 人づくり」と「Ⅴ マネジメント」(ともに平均3.6)の順であり、もっとも低いのが「Ⅱ 暮らし」(平均3.4)という結果であった。「条例宣言」が高く「Ⅲ 暮らし」が低いことは、委員会の評価結果と共通しているが、「Ⅲ 経済」と「Ⅵ 自治」が比較的高い評価であることは、委員会の評価結果と異なっている。これは、委員会の評価が数値目標等に照らした評価であるのに対して、この評価は全体の印象による評価であり、多選禁止条例など注目される施策が多い分野ほど高い評価が得られやすいためと考えられる。
- ・全体として、前述の評価結果と概ね符合しており、県民の受けとめ方としても、知事の取組みは順調であり、良好と評価されていることがわかる。



### 2 マニフェストの推進と県政運営の課題(提言)

今後このマニフェストを実現するためにどのような課題があるか、今回の作業を通じて感じたことを指摘しておきたい。また、マニフェストの意義は、個々の 政策目標を実現するだけでなく、県民の視点に立って成果重視の新しい行政運営のスタイルを構築することにあると考えられるため、今後の県政運営をどう進め るべきかについても、当委員会としての意見を述べておきたい。

### (1) マニフェスト推進上の課題

- ・前述のとおり、マニフェストの進捗状況は全体として順調であり良好といえるが、推進の姿勢や考え方について注意すべき点があると思われる。
- ・第1に、マニフェスト推進の目標を明確にするため、数値目標や達成基準を定めることである。今回の知事のマニフェストは、多岐にわたる目標・方策が盛り込まれ、充実した内容となっているが、反面、個々の目標・方策については「推進する」「整備する」という表現が多く、どこまで実現するのかの達成基準が明確でない面がある。マニフェストを受けて策定された『神奈川力構想』(平成19年7月策定)においても、必ずしも十分な目標や基準が設定されているとはいえない状況にある。当委員会においても、評価にあたってどういう基準(ものさし)で評価するかが問題となり、いわば苦肉の策として前述のような評価基準(とくに表1)を設定したが、今後、マニフェストを実現していく過程において、知事または所管部局ができるだけ数値目標や達成基準を設けて、それを目指して施策事業を進めることを期待したい。
- ・第2に、マニフェスト推進にあたり、各施策事業を通じてどういう目的を実現するかという問題意識をもつことである。今回のマニフェストでは、行政が実施する「対応」(いわゆるアウトプット)は数多く示されているが、それによってどういう「成果」(いわゆるアウトカム)をもたらすかという記述は限られている。たとえば、政策8の「いじめ・不登校・児童虐待緊急対策」では、児童相談所職員30名増員、いじめスワットチームの結成等を目標としているが、県民が求めているのは、それによっていじめや不登校をどれだけ減らせたかという「成果」であろう。県庁でのヒアリングでも、県がどういう事業を実施したかについては細かく説明されるが、それによってどういう「成果」が生まれたかについては、情報も問題意識も欠けていると思われた。当委員会も、基本的にはマニフェストの内容をどこまで実現したかを評価することを役割としているが、それによってどういう成果が生まれたかについても把握し、勘案したいと考えている。県においても、常にこの点を念頭に置き、「成果」を把握する仕組みをつくっていただきたいと考える。
- ・なお、上記の点とも関連するが、評価作業の際に県側から資料提供を受けたが、進捗状況を示す基本的な資料がないとか、年度遅れのデータしかないという ケースがあった。特に統計数値などは単年度での提示には限界があるが、マニフェスト及び総合計画の進捗状況を客観的に把握するには不可欠なものである。 今後は、県民への情報提供(説明責任)の観点からも、代替可能なデータの把握を含めてより積極的な情報の把握・提供を要望したい。

### (2) 県政運営上の課題

- ・マニフェストを通じて知事の姿勢や考え方が次第に県行政に浸透していると認められるが、以下の点について検討されるよう提言したい。
- 第1に、県行政において「成果主義」の発想を導入し、そのための仕組みを構築することである。知事は、県行政にマニフェストを導入し、目標管理型の行

政を実践してきたが、県の行政組織にはまだ成果主義が根づいていない面がある。そのため、前述のように目標が行政対応中心(アウトプット型)になると、何人の職員を配置したとか、住民への説明会を何回行ったという形式的な「実績主義」に陥る傾向がある。今回のマニフェストでは部局長マニフェストを導入する(政策30)こととしているが、知事にはこうした取組みを通じて県職員の意識改革を行うことを期待したい。

- ・第2に、知事がめざす「先進の県政」を浸透させることである。今回のマニフェストの「基本理念」において、知事は「神奈川力とは先進力と協働力」と位置づけ、「条例宣言」や「部局長マニフェスト」など先進的な施策を数多く提示している。こうした先進的な施策は全体として着実に実行されているものの、一部に消極的な対応がみられたことは残念である。たとえば、政策29の「県民と協働する県政」では、複式簿記等の財務会計改革が掲げられているが、現在の県の姿勢は「大勢が決まるまで様子を見る」というものであり、主体的に制度改革に取り組む姿勢が感じられなかった。知事には「先進の県政」の考え方が県職員に浸透するよう、一層の対応を期待したい。
- ・第3に、知事がめざす「協働の県政」を具体化することである。上記のとおり知事は、神奈川力とは「協働力」にあるとして、県民パートナーシップ条例の制定(条例8)や協働型社会かながわの創造(政策36)を掲げている。確かにこうした政策分野では県民との協働が重視されているが、それ以外の分野・政策では、県民の参加や協働を求める姿勢が十分でないように思われる。たとえば、各種の先進条例の検討では県民参加の手続きがとられているが、形式的な対応にとどまっており、実際にどのような条例を検討しているのか、具体的な情報提供が不足している(ホームページでの情報など)。また、環境分野(IV豊かな環境)や自治の分野(VI新しい自治)では、県民生活に密接に関係する施策や制度改革が打ち出されているにもかかわらず、県民協働で検討するという姿勢はまだ弱く、県民の関心も低いままにとどまっているように思われる。今後、知事には、県行政全体に県民協働の姿勢が浸透するよう、一層の対応を期待したい。
- ・以上の点を参考にして、さらなる改革に取り組まれるよう期待する。

## 3 分野別・政策別の評価結果

松沢マニフェストの分野別(7分野)、政策別(48本)および県民運動の提唱等(6本)の評価結果は、以下のとおりである。なお、評価表の見方については、 下記の【参考】を参照していただきたい。

### 【参考】評価表の見方(記載要領)

- 1) 分野別点検評価表について
  - ・本表は、いずれの欄も委員会として記載したものである。
  - ・「1. 政策別評価の結果(まとめ)」には、政策別の評価結果の要点をまとめた。
  - ・「2. この分野の評価」には、当該分野の実現状況について、評点(5点満点)を算出し、その理由を記載した。
  - ・「3. 今後の課題その他」には、当該分野の進捗状況について今後の課題や概括的なコメントを記載した。
- 2) 政策別評価表について
- ・本表は、マニフェストの内容から県の取組み状況までの「事実関係」を整理するとともに、委員会としての評価結果を記載するものである。この1枚で 当該政策(または条例)に関する情報を集約しており、作業記録としての役割も持っている。
- ・「1. マニフェストの内容(要点)」には、マニフェストの内容について要点を記載した。「具体的方策」については、原則として見出しのみを記載し、必要がある場合(複数の内容が記載されている場合等)にのみ本文部分も記載した。
- ・「2. 総合計画等の位置づけ」では、当該政策に関して総合計画等に定められた規定を抽出して記載した。神奈川県では、県政運営の基本方向について次の3つの計画・方針に分けて策定しており、マニフェストの政策はこのいずれかの計画・方針に記載されている。
  - ①「神奈川力構想・実施計画」(平成19年7月決定)(とくに主要施策・戦略プロジェクト)
  - ②「地域主権実現のための基本方針」(同上)
  - ③「行政システム改革基本方針」(同上)
- ・「3. 政策実現への取組み」では、政策の実現に向けて施策・事業など県として行っている取組みの状況(事実関係)を記載した。これについては、県からの提供資料(メモ、関連資料等)と委員によるヒアリング結果及び文書による質疑応答結果をもとに記載した。
- ・「4.評価結果」では、「(1)評点」「(2)各目標・方策の評点」「(3)今後の課題その他」を記載することとした。「(1)評点」では、政策全体の実現状況について評点 (5点満点)をつけ、その理由を記載した。「(2)各目標・方策の評点」では、政策を構成する「目標」と「具体的方策」の実現状況について、あらかじめ定めた評価基準に基づいて評点 (5点満点)をつけ、その理由を簡単に記載した。(1)の政策全体の評点は、この評点をもとに算出したものである。「(3)今後の課題その他」では、政策を実現するための課題や委員会の所見を記載した。

## 分野別評価表 (第1部条例宣言)

1. 政策別評価の結果(まと	め)			2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
条例	評点	評点の理由	今後の課題等	評点: 2点(5点満点)	
条例1 公共的施設における 禁煙条例(仮称)	1点	検討組織を設置するなど、検討 を進めている段階のため	利害関係者の理解を得るよう努力 する必要がある。	【理由】 ・ 条例施行に至ったもの1件、条例制 ・ 定したが施行に至っていないもの1	・ いずれの条例も制定に向けて の検討過程に、形式的ではな
条例2 地球温暖化対策推進 条例(仮称)	1点	検討組織を設置するなど、検討 を進めている段階のため	目標期限を1年繰下げており、2008 年度中の制定が望まれる。	件、条例素案等の公表に至ったもの5 件、検討中のもの5件となっており、	く、積極的かつ主体的な県民参加を図るようにすることが必
条例3 遺伝子組換え農作物 の規制に関する条例(仮称)	1 点	検討組織を設置するなど、検討 を進めている段階のため	目標期限を1年繰下げており、2008 年度中の制定が望まれる。	未着手となっているものはなかった。	要である。
条例4 犯罪被害者等支援条例(仮称)	1 点	検討組織を設置するなど、検討 を進めている段階のため	条例制定の後、県民、関係団体、市 町村との連携が求められる。	<ul><li>そのなかで、すでに条例制定に至った実績(2件)を上げたことは評価に</li></ul>	<ul><li>パンフレット等を作成したり、フォーラムを開催したりす</li></ul>
条例 5 中小企業活性化条例 (仮称)	2 点	条例骨子案をとりまとめ、議会 報告を行った段階のため	他条例や他制度との調整・連携が求 められる。	値する。	るなどの活動は評価できるが、 具体的検討状況についてホー
条例6 文化芸術振興条例 (仮称)	2点	「条例の基本的考え方」をとり まとめ、議会報告を行った段階 のため	県民、文化活動団体の意見を条例に 反映させることが求められる。	・ また、8件が2008年度中に条例提 案に至る可能性が高く、現時点で任期 中に条例制定が困難と思われるもの	ムページ等で積極的に情報提 供することが、県民参加を推進 する上でも欠かせない。
条例7 みんなのバリアフリ 一推進条例(仮称)	1点	検討組織を設置するなど、検討 を進めている段階のため	条例の名称、形態等を含め、実効性 のある条例とする必要がある。	はない。	・ わけても、自治基本条例など
条例8 県民パートナーシップ条例(仮称)	2 点	条例骨子案をとりまとめ、議会 報告を行った段階のため	NPOにとどまらず、広く県民の意見を反映した条例とすることが求められる。	・ 以上のことを総合すると、任期4年 間のうちの1年目としては着実なス タートが切られたものと思量し、評点	重要な条例については、さらに 重層的な参加・参画手続を確保 することが肝要である。
条例9 県職員等不正行為防止条例(仮称)	5点	条例が施行された段階のため	条例に基づく制度の実効性を確保 することが求められる。	とした。	<ul><li>加えて、各条例についての議</li></ul>
条例 10 知事多選禁止条例 (仮称)	4 点	条例は制定したが、議会で修正 され、施行されていない段階の ため	条例の早期施行と、その前提となる 法改正の実現に向けて、積極的に取 り組む必要がある。	・ なお、今回は、1年目の評点でもあり、加減点せず、進捗状況を客観的に評価した。	会における活発な審議が求め られる。
条例 11 自治基本条例 (仮称)	2点	検討組織を設置するなど、検討 を進めている段階のため	県民参加による策定とともに、他条 例との調整が求められる。		
平均点	2.0		_		
(参考) 条例サンセットシステムの 導入		条例見直しに関する要綱を策定 し、議会報告を行った段階	要綱に沿った形で、個別の条例の改 正を円滑に進めることが求められ る。		

## 政 策 別 評 価 表(条例-1)

条例2(地球温暖化対策推進条例(	<b>仮称</b> ))	为	
1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
地球温暖化が深刻化する中で、地域から実効性のある地球温暖化が深刻といい。県・企業活動に、県・全球に対する事業活動に、場合をといる。事業に対する。事業には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」) ・取り組む事業の記載「2007年度中を 目途に『神奈川県地球温暖化対策推進 条例(仮称)」を制定」 〇担当部課 環境農政部 環境計画課	(1)目標の達成状況 ○20 年度の提案に向けた検討を進めている。 (中間的な委員会案を作成)  ・「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」において、条例に盛り込む事項を検討。 (2月20日までに、本委員会を3回、分科会を5回開催) ・19年7月、県政モニター会議、県政モニターアンケート、及びeかなネットアンケートを利用して県民意識調査を実施。 ・中間的な委員会案「私たちの温暖化防止ルールを考えよう!」を作成。20年1月21日から2月20日にかけて、県民意見募集を行うとともに、2月12日に県民集会を開催。 (2)今後の予定その他 ・温対法及び省エネ法の改正、洞爺湖サミットの開催など、国・世界の動きが急展開しているため、国等の動向を見ながら検討を進める。・また条例に基づく制度の対象となる企業や、県内市町村と十分意見交換を行った上で、条例骨子案について県民意見募集を実施し、条例議案を提案。	(1)評点 1点/5点満点 【理由】・ また 1 点 2 を 3 を 4 を 4 を 5 点 3 を 5 点 3 を 5 点 3 を 5 点 3 を 6 を 6 を 6 を 7 を 6 を 7 を 8 を 8 を 8 を 8 を 8 を 8 を 8 を 8 を 8

### 政 策 別 評 価 表 (条例-3)

条例3 (遺伝子組換え農作物の規制に関する条例(仮称))

遺伝子組換え農作物の栽培によ
って、人の健康や生物多様性など
環境に影響を与えるおそれがあ
り、消費者の不安を招いているこ
とから、こうした影響を防止し県
内農産物への信頼性を確保するた
め、これらの栽培に許可等を要す
ることとし、分別管理の徹底、拡

1 マニフェストの内容(要点)

※遺伝子組換えとは、ある生物の遺伝子を取り出して別の生物に導入したり、人工的に遺伝子の配列を改変したりすることにより、生物に一定の性質を与える技術です。除草剤や害虫に強い農作物をつくることなどが可能になるため、トウモロコシ、ダイズなどに実用化されています。

制定をめざします。

#### 2. 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト6「農林水産業の 新たな展開」)

・構成事業 3 「遺伝子組換え農作物の 栽培規制による県内産農産物の品質の 確保」の取組内容「条例の制定、運用」 (H19:検討・制定、H20~:運用)

#### 散の防止等の措置を定める条例の □○担当部課

環境農政部 農業振興課

#### 3 政策実現への取組み

### (1)目標の達成状況

- ○20 年度の提案に向けた検討を進めている。 (検討委員会を開催)
- 遺伝子組換え農作物の交雑等の防止検討委員会等を開催 (検討委員会 H19/5/30,8/1,11/16 計3回、専門部会 H19/7/6,8/24 計2回)
- ・関係する団体等への説明会を開催 (H19/10/20~11/7の間 計7回)

#### (2) 今後の予定その他

・骨子案、素案を作成した上で、パブリックコメント等を実施し、条例 議案を提案。

#### 4 評価結果

#### (1)評点 : 1点/5点満点 【理由】

- ・ 実施計画に条例制定が位置づけられている。
- ・ 知事の再選後速やかに検討委 員会を設置し、5回にわたり検 討を進めたほか、関係団体へ7 回に及ぶ説明会を実施してい る。
- 目標の2007年度中の制定が実現できなかった。

#### (2)今後の課題その他

- ・ マニフェストを受けた行政計画 (実施計画) の目標年次を達成できなかったのは、関係団体との調整の遅れが主因とみられる。この問題をクリアするために、さらなる調整の場と広く県民意見の聴取が重要である。それとともに、他の要因を分析することも求められるのではないか。
- ・ マニフェストでは「許可制」 を目指していることから、競合 すると思われるカルタヘナ法と の関係を精査し、適切な条例化 を検討することが必要である。

(1)目標の達成状況

## 1 マニフェストの内容(要点)

犯罪被害者やその家族は、犯罪 によって健康や生活面で厳しい状 況に置かれています。犯罪被害者 等基本法(平成17年制定)をふま えて、犯罪被害者の「個人の尊厳」 を守り、その権利利益を保護する ため、県の青務、経済的支援、精 神的・身体的被害の回復、支援体 制定をめざします。これにより、 犯罪の抑止→取締→被害者支援の 一連の総合的対策が可能となりま

#### 2 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト13「事件・事故 のない安心してくらせる地域社会づ < n + )

・構成事業5「県民総ぐるみによる防 犯への取組みの推進と犯罪被害者へ の支援」の取組内容「犯罪被害者等へ の支援」の「条例の制定」(H19: 検 制の整備等の措置を定める条例の || 討[有識者懇談会の設置、条例素案等 の検討]、H20:制定、H21:施行)

#### ○担当部課

安全防災局 安全・安心まちづくり 推准課

#### 3 政策実現への取組み

○20 年度の提案に向けた検討を進めている。 (有識者懇談会を設置)

- 「安全・安心まちづくりセンター」を開設 (H19.6.1)し、犯罪被害者等 支援総合相談窓口を開設。メールによる相談も開始。
- 犯罪被害者等支援施策及び犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定につい て、専門的見地から意見を聴取することを目的に「犯罪被害者等支援に 関する有識者懇談会」を設置(H196.4)。(5回開催)
- ・ 懇談会の検討に資するため、犯罪被害者等に対する意識調査を実施 (H19.9)
- ・懇談会において犯罪被害者等からの意見聴取を実施(H19.10.1)
- ・神奈川県犯罪被害者支援シンポジウム(H19, 11, 27)を開催。

#### (2) 今後の予定その他

・有識者懇談会からの提言を受領後、県としての考えをまとめ、県民意見 を反映した後、条例議案を提案。

#### 4 評価結果

#### : 1点/5点满点 (1)評点 【理由】

- 実施計画に条例制定が位置づけ られている
- 有識者懇談会の設置や同懇談会に よる多角的な検討など、条例制定 作業は順調に進んでいると考え られる。

#### (2) 今後の課題その他

- 今後、条例案を具体化していく 中で、基本的施策、特に被害者の 「経済的負担の軽減」をどのよう に行うか(支援するか)、国の施 策や法律の一部改正の動き(犯罪 被害者等給付金の支給等に関す る法律の一部改正など)を見据え ながら、慎重な議論と(被害者に とって) 充実した政策が強く求め られる。
- 安全・安心まちづくり条例や個 別の取り締まりと併せて本条例 を制定し、一体的、総合的に運用 することで、相乗効果を生み出す ことが期待される。
- そのためにも、条例を制定する だけではなく、県民、関係団体、 市町村との連携が不可欠である。

## 政 策 別 評 価 表(条例-5)

#### 条例5(条例5 中小企業活性化条例(仮称))

条例 5 (条例 5 中小企業活性化第			
1 マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
	総合計画に位置づけて実施	(1)目標の達成状況	(1)評点 : 2点/5点満点
神奈川の中小企業は、全国トッ	(戦略プロジェクト1「地域産業力の		【理由】
プクラスのものづくりやサービ	強化と神奈川R&Dネットワーク構想	○20 年度の提案に向けた検討を進めている。	<ul><li>実施計画に条例制定が位置づ</li></ul>
スを支え、地域の経済や雇用に重	の本格的展開」)	(「条例骨子」を作成)	けられている。
要な役割を果たしています。変動	THE POLICE OF THE ADMINISTRAL PROPERTY OF THE POLICE OF TH	「テムパン女坐牙切りが人、と明明)」々ないもウン・ハイハン	<ul><li>懇談会の設置及び同懇談会に</li></ul>
する経済環境の中で、意欲ある中	・構成事業 1「「中小企業活性化条例(仮	・「かながわ産業活性化懇談会」を開催し、条例の内容について検討。	よる検討、多方面からの意見聴
小企業の経営の安定と活性化を	称)」の制定」(H19:調査・検討、H20: 制定、H21~:事業展開)	(H19.9/12 に第1回、4回開催) (懇話会委員2名を県民から公募により選定)	取などの充実した取組みは評価
図るため、中小企業の経営基盤の		より選定   ・県内中小企業や商工会、商工会議所など関係団体、市町村、県民等か	できる。
強化、技術開発等の促進、金融の		ら広く意見の聴取を実施(意見交換会 25 回開催[H20.1 現在]、意見数	<ul><li>条例骨子案が議会に報告され</li></ul>
円滑化、人材の確保等の支援施策	○担当部課	605 件[H19. 12 現在])。	ている。
を定めるとともに、県の責務や中	商工労働部 産業活性課	・平成20年2月県議会に条例骨子を報告。	
小企業の努力等を定める条例の		1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(2)今後の課題その他
制定をめざします。		(2) 今後の予定その他	<ul><li>条例制定にむけて順調に検討</li></ul>
		・条例骨子案について県民意見を聴取した上で、条例素案を作成。その	が進められている。
		後、条例案を作成し、条例議案を提案。	今後、本条例と、中小企業に
			関する他の条例また神奈川R&
			Dネットワーク構想がどのよう
			な関係にあり、本条例を生かし
			ていくか更なる議論を期待した
			٧٠ <sub>°</sub>
			•

## 政 策 別 評 価 表(条例-6)

条例6 (文化芸術振興条例(仮称))

条例6(文化芸術振興条例(仮称))	)		
1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
	総合計画に位置づけて実施	(1)目標の達成状況	(1)評点 : 2点/5点満点
神奈川はこれまでもすぐれた文	(戦略プロジェクト26「文化芸術・		【理由】
化芸術をはぐくんできましたが、	スポーツを楽しむ環境づくり」	○20 年度の提案に向けた検討を進めている。	<ul><li>実施計画に条例制定が位置づ</li></ul>
さらに若手クリエーターの育成な		( <u>「条例素案」を作成</u> )	けられている。
どによって新しい文化芸術の創造	•構成事業 1「文化芸術振興条例(仮称)		・ 懇話会を知事の再任早々の4
を支援する必要があります。文化	の制定に向けた取組み」(H19:素案(条	・条例に関して、有識者からの意見聴取を目的とした「かながわの文化	月に立ち上げ、関係団体へのア
芸術の振興によって魅力ある創造	例案の検討)、H20:制定(6月議案提	芸術振興を考える懇話会」を開催(4回。4/23、5/14、9/12、12/21)。	ンケート調本わじた関保」
的な地域をつくるため、文化芸術	案))	・市町村(7.18)、文化活動団体から意見を聴取(アンケート調査、7~8	条例の基本的考え方」が取りま
をめぐる関係者の責務と役割、基		月、237 団体) し、「条例の基本的考え方」を取りまとめ。	とめられている。
本施策、人材の育成、県民による		・「条例の基本的考え方」に関して、県民意見反映手続による意見募集 を実施(10/29~11/30)。	<ul><li>「基本的考え方」への県民意</li></ul>
文化活動の支援、文化芸術振興会	○担当部課	・「条例の基本的考え方」に関して、県民フォーラムを開催(11/27)	見募集などが行われ、条例素案
議の設置等を定める条例の制定を	県民部 文化課	・平成20年2月県議会に条例の素案を報告。	の策定に至り、なおかつ素案が
めざします。		・ 十次 20 十 2 万 尔威云 (C 木 ) の	議会に報告されている。
		(2) 今後の予定その他	
		・条例議案を提案。	(2)今後の課題その他
		・条例に基づき、神奈川県文化芸術振興審議会(仮称)を設置し、文化芸	
		術振興計画(仮称)を審議。文化芸術振興計画(仮称)については 20 年	術振興計画(仮称)は、実際に
		度内の策定を予定。	文化芸術政策に取り組むにあた
		及17000000000000000000000000000000000000	ってのよりどころとなると考え
			-
			られることから、条例案策定ま
			でのプロセスを踏まえつつも、
			さらに県民、文化活動団体など
			の意見を可能な限り反映させる
			ことが求められる。
			<ul><li>その後の文化行政の推進に向</li></ul>
			けても同様である。

## 政 策 別 評 価 表(条例-7)

条例7(みんなのバリアフリー推進条例(仮称))

これまで街や建築物のバリアフ
リー化が進められてきましたが、
さらにだれもが自由に移動し社会
に参加できる「ユニバーサルデザ
イン」の街づくりが求められてい
ます。新バリアフリー法の制定を
ふまえて、「福祉の街づくり条例」
を全面改正し、多数の方々が利用
する学校、病院、ホテル等のバリ
アフリー化を義務づけるなど、よ
り徹底した措置を定める条例の制
定をめざします。

1 マニフェストの内容(要点)

※ 新バリアフリー法とは、建 築物の基準を定める「ハート ビル法」と、公共交通機関の 基準を定める「交通バリアフ リー法」を一体化して平成 18 年に制定された法律で、正式 名称は「高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促進に関す る法律」といいます。

#### 2 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト8「ともに生き、 支えあう地域社会づくり」)

・取り組む事業の記載「より実効性の ある条例での取組み」

#### ○担当部課

保健福祉部 地域保健福祉課

#### 3 政策実現への取組み

- ○20 年度の提案に向けた検討を進めている。
- (「基本的考え方」を作成)

(1)目標の達成状況

- ・神奈川県福祉の街づくり条例あり方検討会発足(H19.4)。 (会議5回、ワーキング7回、カラーバリアフリー検討会1回)
- ・「神奈川県福祉の街づくり条例の見直しに向けた基本的考え方」をま とめ、県民意見募集を実施。(H20.1.7~2.5)
- ・福祉のまちづくりを考える県民フォーラムを実施。(H20.2.4)

#### (2) 今後の予定その他

・福祉の街づくり条例のあり方検討を継続して実施し、同条例を改正して、バリアフリー法委任条例を制定するなど、より実効性のある取組みを実施する。

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 : 1点/5点満点 【理由】

- ・ 実施計画に条例制定が位置づけられているが、条例制定の目標期限は設定されていない。
- ・ 検討会の会議及びワーキング が定期的に行われ、同検討会から「福祉の街づくり条例の見直 しに向けた基本的考え方」が示 された。
- ・ 「基本的考え方」に対する県 民意見を募集するに至り、2008 年度条例提案に向けて、本格的 な検討段階に入っているともの と理解できる。

#### (2) 今後の課題その他

- ・ 本県のバリアフリーの推進に 向けて、バリアフリー新法から 委ねられた基準等の強化(法執 行条例)、法では規制できない 部分について、福祉の街づくり 条例の強化(自主条例)をどの ように連携させるかが重要であ る。
- ・ 条例で実現しようとする内容 を踏まえて、条例の名称、形態 (一条例とするか複数の条例と するかを含む)を検討すること が望ましいのではないか。
- ・ 市町村が同様の条例を制定しようとする場合の県条例の適用除外を適正に機能させる必要がある。適用除外の調整にあっては、県と市町村との役割分担を踏まえつつ、市町村の実情に即した柔軟な対応を行う必要がある。

#### 19

### 政 策 別 評 価 表(条例-8)

条例8 (県民パートナーシップ条例(仮称))

#### 1 マニフェストの内容(要点) 総合計画に位置づけて実施

地域の課題を解決し県民の生活 を支えるには、県民、企業、NP O、コミュニティ組織など様々な **|| 行政システム改革基本方針に位置づ** 「協働型社会」に切り替える必要

主体が力をあわせて社会を支える があります。活力ある「協働型社 会かながわ」を実現するため、県 民・NPO・県の青務、協働の原 則、県とNPOの協約(コンパク ト)、NPO等への支援等の措置 を定める条例の制定をめざしま ||例(仮称)の制定」

#### 2 総合計画等の位置づけ

(戦略プロジェクト25「多様な主体が 公共を担う協働型社会の実現」)

# けて実施

(I−2 「企業、NPOなどとの協働 と連携」)

- 戦略プロジェクトの構成事業5「パ ートナーシップ推進のしくみづくり」 の取組内容「県民パートナーシップ条
- 基本方針の「I-2(1)企業、NP Oなどとの協働と連携の推進」の取組 項目「県民パートナーシップ条例(仮 称)の制定」

(H19:検討、H20:素案、H21:制定)

#### ○担当部課

県民部 NPO協働推進課

#### (1)目標の達成状況

○21 年度の提案に向けた検討を進めている。

#### (条例骨子案を作成)

・「かながわ協働推進会議」に新たに企業関係者を加えた専門部会(NPO 関係者5名、企業関係者3名、県職員2名で構成)を設置し、条例案 の検討を開始した(H19.8.23 設置、6回開催)。

3 政策実現への取組み

- ・県民、NPO 法人、企業を対象に、ボランティア活動等に関する調査を 実施(H19.11)。
- ・県内4箇所(相模原、横浜、小田原、川崎)でフォーラムを開催。(H19.10
- ・平成20年2月県議会に条例骨子案素案を報告。

#### (2) 今後の予定その他

・条例素案の検討・作成、県民参加フォーラム、パブリックコメント 等を実施。

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 2点/5点满点 【理由】

- 実施計画に条例制定が位置づけ られている。
- 推進会議及び専門部会において 関係者が広く集い詳細に検討が 加えられ、ボランティア活動の調 香やフォーラムの開催も行われ ている。
- 条例骨子素案が策定され、議会 に報告されている。
- 当初の目標(2007年:検討、2008) 年:素案)に比べて作業は進んで おり、条例の骨子案まで至った点 は評価できる。

#### (2) 今後の課題その他

- 今後は、NPOを巻き込み、一 定の時間をかけつつ、検討するこ とになると思われるが、それにと どめず、広く個々の県民の意見を 反映した条例にすることが望ま しい。パブリック・コメントも重 要な手続となる。
- 協働型社会の実現に向けた政策 として掲げられている「県民政策 提案」などのほか、県民参加制度 全般の条例化の検討の必要はな しか。

## 政 策 別 評 価 表(条例-9)

条例9(県職員等不正行為防止条例			
1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
1. マニフェストの内容(要点) 最近、全国的に首長の不祥事が 相次ぐともに、県職員。そこで、 知事などを含む県職員全人のの事とと で、知事などを書きを防止し、関の行動を で、知事などで、知事などの事をのは、不足の側の ののは、不足の側のでは、不足では 類を確ののでは、不足でを ののでは、 のので。 のので。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので	行政システム改革基本方針に位置づ	3. 政策実現への取組み (1) 目標の達成状況 ○「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を制定した。 ・「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を公布・施行(H19.10.19)。同日、知事から職員に対するアビールを公表。・条例の施行に伴い、新たに不祥事防止対策の実施状況を検証・評価する「神奈川県職員等不祥事防止対策協議会」を附属機関として設置(H19.12.25 第 1 回)。・条例施行に伴い、既存対策を充実強化。神奈川県職員行動指針:管理監督者の意識啓発を図る1項目を追加内部通報制度:外部調査員(弁護士)が直接調査できる制度に改正し調査力を強化 働きかけへの対応・働きかけに関する疑問について職員が相談できる「働きかけ外部相談員」(弁護士)を新たに設置 (2)今後の予定その他・神奈川県職員等不祥事防止対策条例に基づき、協議会の意見も聴きながら、実効性のある対策を継続して実施していく。	4. 評価結果 (1)評点 「1. 「1. 「1. 「1. 「1. 「1. 」」 「1. 「1. 「1. 」」 「1. 「1. 「1. 」」 「1. 「1. 」 「1.

条例10(知事多選禁止条例(仮称	i) )		
1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
幅広い権限を有する知事が長期にわたり在任することによってといる組織運営、人事の偏向、議会との癒着などの弊害がした。この事事がして、議会といるおけられて、清政治の民主連続3期まで活力があれてに関する条例の制定をある。	地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 (取組施策10:自治基本条例等の制定に向けた取組み)	(1) 目標の達成状況  ○「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」を制定した(未施行)。 ・八都県市首脳会議において、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明(旧19.5、30)。 ・ 音総務大臣(旧19.5、31)、塩崎官房長官(旧19.6、4)に要望。 ・ 全国知事会で提案(意見集約はされなかった)(旧19.7、13)。 ・ 平成 19 年 9 月県議会定例会において「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」が成立(旧19.10、12)し、公布(旧19.10、19、施行日については、地方自治法等関係法令の改正を踏まえ、改めて条例で定める)。 ・ 本条例成立以降、首相官邸、総務大臣、各政党の政策担当者、政府の地方分権改革推進委員会の委員に対し、知事から直接、条例の成立や県議会の決議を報告するとともに、早期に法制化されるよう要請。「第 33 回県・横浜・川崎三首長総談会」の共同声明として「盲長の在任期間限を条例に委ねる法改正の早期実現」を表明(旧19.10、18)・「第 52 回八都県市首脳会議」にて「首長の在任期間の制限に関する意見」として、関係法令の改正について改めて意見表明(旧19.11、12)。「可解主権全国都道府県知事会議」にて、知事が福田総理大臣に対し首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正について要望(田19.11、14)。 ・「自由民主党政務調査会選挙制度調査会・総会」にて、知事から自民党国会議員に対し「各自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる地方分権型の制度として法制化すべき」との意見を述べた(田20、1、23)。  (2) 今後の予定その他・引き続き、国の動向を注視するとともに、本条例の早期施行をめざし、あらゆる機会を捉えて、首長の在任期間の制限が、地方自治体の自主性を尊重し条例に委ねられる地方分権型の制度として法制化されるよう、強く要望していく。	(1)評点 4 点 4 点 4 点 4 点 4 点 5 点 高 高 高 高 高 高 高 4 点 5 点 五 5 点 高 高 1 世 4 点 5 点 五 5 点 5 点 5 点 5 点 5 点 5 点 5 点 5 点

## 政 策 別 評 価 表(条例-11)

#### 条例11(自治基本条例(仮称))

条例 1 1 (目治基本条例 (仮称))	(1) A E (		
1. マニフェストの内容(要点)	2 総合計画等の位置づけ	3 政策実現への取組み	4. 評価結果
	地域主権実現のための基本方針に位置	(1)目標の達成状況	(1)評点 : 2点/5点満点
本格的な地方分権時代を迎え、	づけて実施		【理由】
県が県民の信託に基づく広域自治	(取組施策10:自治基本条例等の制	○提案に向けた検討を進めている。	・ 地方主権のための基本方針に
体としての役割を果たすために、	定に向けた取組み)	(「条例素案」を作成)	条例制定が位置づけられてい
「神奈川県の憲法」として、県政		対 大川 旧 点 沙井 七夕 ははらよ組 式 人 (11.12 - 10 部 円) の 却 仕 妻 と ゝ こっこ しゅ	る。
運営の原則、県議会の役割、県民	○ 10 V/ +P==	・神奈川県自治基本条例検討懇話会(H17.10 設置)の報告書をもとに、地 方分権フォーラムを開催し、県民との意見交換を行うなど県民や市町	・ 検討懇話会から出された報告
の県政参加・県民投票制度、市町	○ <b>担当部課</b> 政策部 広域行政課	カガ権ノオーノムを開催し、原民との息兄父換を行りなど原民や同門 村に対して意見募集等を実施。	書をもとに、フォーラムや意見
村の県政参加等のしくみを明確に	以東部   仏域1] 以誅 	・平成 19 年 9 月県議会に、「神奈川県自治基本条例(仮称)」第一次	募集等を実施している。
する条例の制定をめざします。な		素案を報告。	<ul><li>条例2次素案が策定され、議</li></ul>
お、条例提案までに、県民、NP		・条例素案をもとに、県内5箇所(相模原、大和、横浜、松田、藤沢)	会に報告されているなど、条例
O、市町村等のご意見を十分に聴		で地方分権フォーラムを開催するとともに、ワークショップを2回開	制定に向け、適切な進行がなさ
き、反映させます。		催。県民や市町村等からの意見募集等を実施(H19.10.12~11.22)(意	れている。
		見総数 703 件)。	<ul><li>1次素案に対する県民等から</li></ul>
		・平成 20 年2月県議会に、「神奈川県自治基本条例(仮称)」第二次	の意見総数が703件提出され
		素案を報告。	たことは一定の評価ができる。
		(2) 今後の予定その他	(2)今後の課題その他
		・県民・市町村意見を踏まえ、議会と調整を図りながら、引き続き検討	<ul><li>本条例の重要性から、制定時</li></ul>
		を行う。	期は明示されていないが、2008
			年度制定も視野に入っているよ
			うである。ただし、県民にとっ
			て意義のある条例とするために
			も慎重な検討と積極的な県民参
			加が必要と考えられる。
			<ul><li>同時に検討が進められている</li></ul>
			議会基本条例との関係を整理
			し、両条例が適切に連携するよ
			う調整することが求められる。
			併せて、既存の県条例との関
			係の整理、体系化なども今後の
			論点となるのではないか。
			<ul><li>県内市町村では自治基本条例</li></ul>
			の制定が進み、なお現在もその
			動きは高まっている。県の自治
			基本条例と市町村の自治基本条
			例の整理が必要となるが、自治
			の基本は市町村であることから
			も、県自治基本条例で定める内
			容の精査が必要ではないか。
			すが旧旦が必ずしははいが。

## 政 策 別 評 価 表(条例-参考)

(条例サンセットシステムの導入)			
1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
たえず時代に適合した条例とするため、一定期間ごとに、県の条例(政策的条例)の施行状況などを評価し、有効なものは存続させ、社会状況に合わなくなったものや目的を達したものは改正または廃止する「サンセット」の制度を導入します。	「行政システム改革基本方針に位置づけて実施(Ⅱ - 3 「業務プロセスの改革」) ・「Ⅲ - 3 (2) 条例や制度等の見直し」の取組項目「一定期間を経過した条例の見直しの実施」  ○担当部課 総務部 法務文書課	(1) 目標の達成状況  ○神奈川県条例の見直しに関する要綱を制定。(制度を導入)  ・現行条例の現況を把握するため、条例の性質や法令との関係などについて、条例調査を実施(H19.5、H19.9)。 ・条例調査の調査結果を踏まえ、さらに規定の内容を詳細に把握するとともに、条例見直しの仕組みに対する意見交換を行うため、県民生活に関連が深い条例の所管課を中心にヒアリングを実施(H19.11)。・ヒアリングの結果も踏まえて作成した条例見直しの仕組みの素案(たたき台)について、各部局へ意見照会を実施(H19.12~H20.1)。・平成20年2月県議会に、「条例見直しの仕組み」(案)を報告。・神奈川県条例の見直しに関する要綱を制定(H20.4.1 施行)。  (2) 今後の予定その他  ・「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、条例の見直しを実施。 ・平成20年6月県議会定例会において、一部の条例に関し見直し規定を追加する一部改正条例を提案予定。	条例は制定した段階で簡潔ではなく、いかに適正に運用し、地域課題の解決を図っていくかが重要である。そうした視点から、条例の見直しをシステム化することは意義深い。 本項目は、条例宣言の直接の対象ではないが、条例の有効性、効率性等を確保するための先進的のな対応として評価できるので、条例のマニフェスト評価に準じて検証した。なお、仮に評価点をつけるとすれば、以下の理由により「2」点となる。  (1)評価理由 ・ 行政システム改革基本方針に取

## 分 野 別 評 価 表 (第2部 I 未来への人づくり)

1. 政策別評価の結果	(まとめ)			2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	評点:3点(5点満点)	
政策 1 県立学校の施設再整 備 政策 2 教育行政のシステム 改革	3点3点	<ul><li>・「まなびや計画」は着実に実施されている。</li><li>・すべての目標・方策について着実な実施がみられる。</li></ul>	・学校施設の耐震化は喫緊の課題であり「まなびや計画」の前倒し実施が望まれる。 ・教育委員会の情報公開徹底は市民がそれを実感しているかに疑問が残る。周知徹底の工夫が望まれる。	・人づくりにつき全体として多様な取り 組みを推進しているため、0.5点の加 点とした。 ・政策1では、「まなびや計画」(県立教 育施設再整備10か年計画)に基づいた耐	がら市民が「公開されている情報が 何かを知っている」かには疑問が残 る。市民にどのような情報が公開さ れているかを積極的に PR するなど
政策 3 新しい県立学校づく り	3点	・養護学校3校の新設に着手する など各目標・方策について着実な 進展がみられる。	・特別支援教育の充実度を評価するには、保護者の満足度を測定することが望まれる。	震診断、耐震化・老朽化対策が計画どお り順次実施されている。 ・政策3では、県立学校の「外部評価制	・政策2の教育システム改革の「市
政策 4 教員の人材確保と育 成	2 点	・優秀な教員採用に向け受験資格 制限を 10 歳引き上げたことは評 価したい。	・教員不祥事防止対策の徹底の成 果は、処分者数の減少によって評 価するのが望ましい。	度」の在り方についてモデル校(3校) を指定し、実践研究を行うなど着実な進 展がみられる。	町村への権限委譲」は県の努力のみ で達成されるものではない。今後の 進展を注視したい。
政策 5 良き市民となるため の教育	3 点	・模擬投票の実施は評価できる。 ・TOEIC 等受験者数は増加しているが絶対数として満足できる水 準とはいえない。	・ボランティア活動やインターン シップ体験は単位認定実施にと どまらず、内容を充実させること が今後の課題であろう。	・政策 4 の「かながわティーチャーズカレッジ」、「かながわティーチャーズアカデミー」はともに H20 年度から取り組みが	策7の子育で支援は、県が行う事業 が実際にサービスの提供を受ける保
政策 6 スポーツ振興と部活 動活性化	2 点	・「かながわアスリートネットワーク」「県民スポーツ週間」「かながわ部活の日」等の新設によるスポーツ振興の新たな動きを評価したい。	・新設された各制度の今後の取り組みを注視したい。	本格化するため、H19 年度の評価は低くなった。 ・政策 5 では、モデル 4 校において衆議院選挙の機会を利用した「模擬投票」が行われたほか、良き市民となるための教	護者や子育て世代の満足度向上に結びつくことが重要である。適時、満足度調査を行い、必要であれば軌道修正等事業の見直しを行うことが必要であろう。
政策 7 地域ぐるみで子育て支援	2点	・「子育て支援プロジェクト 50」 および、企業への子育て支援促進 策は始まったばかりだが、多様な 取り組みを評価したい。	・子育てに関わる世代が「子育て しやすい」と感じているか否かの 満足度調査が必要であろう。	育の一環としてボランティア活動やイン ターンシップ体験の実施拡充が全県でみられた。	・いじめ・不登校・児童虐待については、 さまざまな取り組みが行われているもの の、発生件数の減少は認められず、今後 さらなる大胆な緊急対策が求められてい
政策 8 いじめ・不登校・児童虐 待緊急対策	2 点	・「学校緊急支援チーム」は創設 されたが、19 年度の派遣数は 9 件と低い水準にとどまっている。	・多様な対策がとられているが、 特効薬とはなっておらず、今後の 対策の充実を期待したい。	・政策6のスポーツ振興と部活動の活性 化では「かながわアスリートネットワーク」の設立や「県民スポーツ週間」「かながわ部活の日」「かながわ部活ドリーム大	
平均点	2. 5	_	-	賞」の創設など多くの制度が導入された。	

## 政 策 別 評 価 表 (1-1)

#### 政策1 (県立学校の施設再整備)

#### 1 マニフェストの内容(要点)

#### 【政策】

子どもたちが安全で快適に学習できる環境を整備するため、すべての県立学校の耐震診断を完了させ、建替えや改修などにより、耐震化や老朽化対策を進めるとともに、不足している養護学校の整備などを、「まなびや計画」(県立教育施設再整備10か年計画)により実行します。

#### 【目標】

- ○すべての県立学校176カ所に ついて耐震診断を完了。
- ○養護学校を3校新設(着手)、地域を考慮して高校を活用した分 教室10校設置。

#### 【具体的方策】

- ①県立学校の耐震化
- ②地域への施設開放の促進

#### 【期限】

- ○2007 年度に「まなびや計画」の第 1 ステージ整備計画を策定。
- ○2010 年度までに着実に計画を推 進。

#### 【財源】

- ○県債発行額抑制の範囲内で、基本 的には既存財源で対応(10 年間 で、約1,000億円)。
- ○ただし、新たな財源確保に努め、 民間活力の導入なども検討しま す。

## 2. 総合計画等の位置づけ総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」)

- ・耐震診断等(目標、方策①)…構成事業5「『県立教育施設再整備10か年計画』(まなびや計画)の着実な推進」に取組内容「耐震化対策の実施」及び「県立教育施設における耐震診断の実施」
- ・特別支援学校の新設等(目標)… 構成事業4「特別支援学校の整備などによる学習機会の確保」の取組内容「特別支援学校の設置」「特別支援学校の設置」「特別支援学校分教室の設置」
- ・地域への施設開放(方策②)…主要施策 440「地域教育コミュニティづくりの推進」の記載「学校の人材や施設を活用することにより、学校と地域社会との交流を進める」

#### ○担当部課

教育局 こども教育支援課 まなびや計画推進室 生涯学習文化財課

## 3. 政策実現への取組み(1)目標の達成状況

- ○耐震診断については、校舎棟は 18 年度に完了。体育施設については 148 棟のうち 55 棟が 18 年度までに実施済。19 年度は体育館 50 棟に ついて耐震診断を実施。
- ○養護学校等3校新設(着手を含む)、分教室3ヵ所新設。 金沢養護学校は、20年3月工事完了。横須賀方面特別支援学校は、 県有地県有施設利用調整会議で岩戸高校を特別支援学校に転用する 方向性を承認。相模原方面特別支援学校は、調査設計を実施。
- ・3ヵ所の分教室(金井高校、有馬高校、津久井浜高校に設置)に所要の工事を実施(20年4月運営開始)。

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・「まなびや計画」に沿った耐震診断等を実施。
- ・老朽化対策については、計画どおり 20 棟について工事を実施。その他、アスベスト対策工事 20 棟、特別支援学校の整備等を実施。 (耐震診断、養護学校の整備→目標)
- ②・県立高校改革推進計画前期計画の中で、建替え校においては、地域 への開放施設を想定し、図書室、視聴覚室、多目的教室等を開放し やすい施設配置として整備を実施。
  - ・学習施設については53の高校と5の特別支援学校で音楽室、図書室など72の施設開放を実施。体育施設については142の高校と13の特別支援学校で運動場、テニスコートなど328の施設開放を実施。

#### (3) 今後の予定その他

- ・横須賀方面特別支援学校は、20 年度設計調査を実施(22 年 4 月開校 予定)。相模原方面特別支援学校は、20 年度既存建物除却、校舎新 築設計、グラウンド造成工事設計等を実施(23 年 4 月開校予定)。
- ・分教室は、毎年度3ヵ所ずつ分教室を整備し、着手を含めH22までに 12校整備。
- ・20 年度には、耐震補強工事を 12 棟実施するほか、体育施設(柔剣道場)の耐震診断を前倒しで 43 棟実施して 20 年度で完了させるとともに、S 造実習棟など 17 棟についても耐震診断を実施し、主な建物についての診断が終了する。

#### 4 評価結果

#### (1)評点 : 3点/5点満点 【理由】

・「まなびや計画」は着実に実施されている。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:3点(19年度期首未実施 93棟のうち50棟実施、54%達成)

# ②: 3.5点(養護学校3校新設5点、分教室30%達成2点) =目標平均:3.25点

方策①: 2点(「まなびや計画」 に沿った実施を行っている。)

"②:4点(施設開放は進んでいる。)

= 方策平均: 3点 \* 平均点=3.13点

#### (3)今後の課題その他

・学校施設の耐震化は喫緊の課題である。10 カ年計画である「まなびや計画」の前倒し実施が望まれる。

#### 政策2(教育行政のシステム改革)

#### 1. マニフェストの内容(要点)

#### 【政策】

教育委員会や学校の情報公開を 徹底し、県立学校の第三者評価を 実施します。校長の権限強化や市 町村への権限移譲を進め、地方分 権や学校現場の自律化の視点に立 った教育行政のシステム改革を実 行するよう、教育委員会に働きか けます。 さらに、公立高校と私立 高校との連携の強化を図ります。

#### 【目標】

- ○教育委員会の情報公開の徹底。
- ○すべての県立学校の授業公開・ 外部評価の実施。
- ○公立高校と私立高校とが連携し た協調事業の充実。

#### 【具体的方策】

- ①教育委員会の情報公開の徹底
- ②県立学校の情報公開と「外部評価制度」の導入
- ③「校長先生社長論」の実践
- ④市町村への権限移譲
- ⑤公立高校と私立高校の連携の強 化

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔教育委員会の情報公開〕 (Ⅲ-2「県民から信頼される県行政の実現」)

地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施〔<u>市町村への権限移譲</u> (方策④)〕

(施策6 「国からの権限の移譲や関与 等の廃止・縮減」ほか)

- ・教育委員会の情報公開(目標、方策 ①) …行政システム改革基本方針の 「Ⅲ - 2(1)県民に開かれた行政」の 取組項目「教育委員会の情報公開の徹 底」
- ・県立学校の学校評価(目標、方策②) ・・・・構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の取組内容「新たな学校 評価システムの導入・拡大」
- ・校長の自主的な学校運営を支えるシステムづくり(方策③)…構成事業2 「信頼あふれる開かれた学校づくり」の説明「自主的・自律的な学校経営」のための「学校支援体制の整備」
- ・公立高校と私立高校の連携の強化 (目標、方策⑤) …構成事業6「公立 高校と私立高校の連携強化」

#### ○担当部課

教育局 総務課

教育政策課教職員課

教育財務課

子ども教育支援課

高校教育課

県民部 学事振興課

### (1)目標の達成状況

- ○教育委員会の情報公開→方策①
- ┃○授業公開・外部評価→方策②
- ○公立高校と私立高校の連携→方策⑤

#### (2)具体的方策の取組み

①・会議の公開の拡大は19年4月から実施(未成熟段階での議論も公開)。 ・教育委員会のホームページリニューアル、tyk番組への「かながわ教育

3 政策実現への取組み

- ・「教育長定例記者連絡会」を通しての積極的な情報提供を実施。
- ・ホームページに「教育委員会委員の活動」を新設するとともに、学校 訪問を行った3件を紹介。

インフォメーション | コーナーの設置、「かながわの教育」の配布数拡大など実施。

- ②・「新たな学校評価システム開発研究会」を設置(19.6.1、4回開催)。
  - ・各学校の学校目標及び学校評価の報告を学校ホームページ等に掲載。
  - ・「新たな学校評価システム実践研究校」として、神奈川総合、横浜桜陽、釜利谷の3校を指定(H19.5.10)し、学校の第三者による外部評価を踏まえた新たな学校評価システムの実践研究を実施。
  - ・管理運営規則を改正し、学校関係者評価を実施することとした。
  - ・すべての県立特別支援学校で、学校へ行こう週間や研究授業等の一環 として授業公開を実施。
- ③・平成19年度から副校長を導入。
  - ・校長が必要とする人材を公募することで、校長の人事に関する権限を 強化し、校長の特色ある学校づくりを支援。
  - ・校長の考え方や学校事情に合った節割り予算の配分を行うことにより、校長の予算裁量権を拡大。
- ④・政令指定都市に係る県費負担教職員制度見直し等を国へ要望したほか、全国知事会等で同様の要望を行った。
  - ・地方分権改革推進委員会との会合で、知事が政令指定都市に係る県費 負担教職員制度見直しの早期実施等について意見交換を行った。
- ⑤・「神奈川の高校展」として、全公立展(5.27、来場者約21,000人)、 全私学(中・高)展(7.16、来場者約25,900人)、県立高校等地区別 説明会(県内10地区16会場、来場者約22,000人)、公私合同説明・ 相談会(県内6会場、来場者5,600人)を実施。
  - 「ボランティアパスポート」の配布(県立 41,000 部, 私立 25,100 部) 民に対 や、高校生ボランティアセンターの支援など活動支援体制づくりを実 れる。 ・市町
  - ・公立高校教員研修への私立高校教員の参加(94人)
  - ・県立高校教員の私立高校派遣を18年度の3校3人から4校4人にするとともに、県立高校と私立高校で教員の相互交流を初めて実施。

#### (3) 今後の予定その他

・「新たな学校評価システム開発研究会」において、学校評価システム 改善についての検討を継続するとともに、実践研究の取りまとめを図 り、他校への成果報告を行う。

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 : 3 点 / 5 点満点 【理由】

・すべての目標・方策について着 実な実施がみられる。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:4点(会議の議事録はすべて公開されている)

"②:3.5点(授業公開5点、 外部評価の実施は研究段階2点)

〃 ③:2点

=目標平均: 3.17点

方策①:4点(目標①)

"②:3.5点(目標②)

〃 ③:3点

**# 4 : 1点** 

**″** ⑤:2点

= 方策平均: 2.7点

\*平均点=2.94点

#### (3)今後の課題その他

- ・教育委員会の情報公開徹底は評価できるが、市民が「徹底している」と感じているかには疑問が残る。市民に対する周知徹底の工夫が望まれる。
- ・市町村への権限委譲は県の努力の みで達成されるものではない。今後 の進展に注視したい。
- ・公立高校と私立高校協調事業の充 実および連携強化は、今年度実績に たいし次年度以降の取り組みがさ らに充実・強化されていくかに注視 したい。

### 政 策 別 評 価 表 (1-3)

#### 政策3 (新しい県立学校づくり)

#### 1 マニフェストの内容(要点)

#### 【政策】

地域に開かれた教育を進めていくため、県立高校のモデル校として「地域協働高校」を開設します。 養護学校の新設などにあわせ、特別支援教育の充実を図ります。また、バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの導入を検討します。

#### 【目標】

- ○「地域協働高校」モデル校を開 た学校づくりの推進」 設。
- ○県立高校の図書室やホールなど の開放を推進。
- ○養護学校を3校新設(着手)、 地域を考慮して高校を活用した 分教室10校設置(再掲)。

#### 【具体的方策】

- ①「地域協働高校」づくりの推進 ②図書室などの地域開放
- ③養護学校の新設(再掲)と特別 支援教育の充実
- ④バウチャー制度の趣旨を生かし た仕組みの検**討**

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2. 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」、 20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)

- ・地域協働高校づくり(目標、方策①) ・・・戦略プロジェクト21の構成事業 2「信頼あふれる開かれた学校づく り」の取組内容「地域と協働・連携した学校づくりの取組内容「地域と協働・連携した学校づくりの推進」
- ・特別支援教育の充実(方策③)…戦略プロジェクト20の構成事業5「支援教育の総合的な推進」の取組内容「障害のある子どものための相談・支援体系化協議会の開催」
- ・<u>バウチャー制度(方策④)</u> …戦略プロジェクト21の構成事業7「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくりの検討」
- ・図書室などの地域開放(目標、方策②)
- ・養護学校の新設(目標、方策③)
- →政策 1

#### ○担当部課

教育局 教育政策課 子ども教育支援課 高校教育課 (高校教育企画室)

県民部 学事振興課

#### (1)目標の達成状況

- ○地域協働高校→方策①
- ○地域開放→政策1
- ○養護学校等の新設→政策1

#### (2)具体的方策の取組み

①・保護者・地域住民等との協働・参画による新しいタイプの学校づくりとして、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設立に資する研究を行うため、「コミュニティ・スクール設立推進研究会」を設置。(19.6.1 設置、3回開催)

3 政策実現への取組み

- ・「学習意欲を高める全日制課程の新たな学校のしくみづくり」基本 計画案(H19.6.25)、実施計画を公表(H19.12.20)。
- ・田奈高校、釜利谷高校が地域運営学校に基づく新たな学校のしくみづくりについて実践研究開始(教育委員会 E-提案として実施)。
- ②→政策 1
- ③・養護学校の新設等→政策1
  - ・「障害のある子どものための相談・支援体系化推進協議会」を組織し、「神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会」(保健福祉部)と合同開催で、福祉・保健・労働・医療等の関係機関との連携を図った。
- ・特別支援教育の体制整備を図るための研究推進協力地域を、2市(横 須賀市・相模原市)及び6教育事務所管内に拡大し、県内全域にお ける取組体制を整備。
- ・教育・福祉・保健・労働・医療等の関係機関のメンバーにより構成される「相談支援チーム」を、県内7市(横須賀市・綾瀬市・海老名市・鎌倉市・平塚市・大和市・伊勢原市)に設置。
- ④・すべての子どもに等しく、自らが選択できる学びの機会(チャンス) を保証するとともに、自主的・自律的な学校経営をめざすための取組みを幅広く研究・検討するため「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくり研究会」設置(H19.12.3、2回開催) (委員:学識経験者等5名)

#### (3) 今後の予定その他

- ・コミュニティ・スクールについては、20 年度からのクリエイティブス クール (田奈高校、釜利谷高校、大楠高校) での取組みを通じて検討・ 検証を行っていく。
- ・「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくり研究会」については、20 年度末に研究報告をまとめ、21 年度以降は、研究報告をもとに庁内で実践に向けた検討を行っていく。

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 : 3 点 / 5 点満点 【理由】

・養護学校3校新設に着手するなど、各目標・方策について着実な進展がみられる。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:2点(研究段階)

"②:4点 (政策1方策②)

// ③:3.5点(政策1目標②)

= 目標平均: 3.17点

| 方策①:2点(目標①)

"②:4点 (目標②)

"③:3.5(養護学校新設目標達成5点、特別支援教育の充実2点)

" ④:1点(研究会設置)

- = 方策平均: 2.63点
- \*平均点=2.9点

#### (3)今後の課題その他

・特別支援教育の充実は今年度の実績にたいし次年度以降の取り組みがさらに充実されていくかに注視したい。また、充実度を評価するにあたっては、保護者の満足度を測定することが望まれる。

#### 【政策】

県立高校の教員としてすぐれた人材を確保するため、採用システムの改革や教員をめざす学生などを対象とした「かながわティーチャーズカレッジ」を創設するとともに、教員の人材育成の充実を図るため、総合教育センターの抜本的改革により「かながわティーチャーズアカデミー」を開設することなどを教育委員会に働きかけます。

#### 【目標】

- ○「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設。
- ○総合教育センターの改革による 「かながわティーチャーズアカ デミー(仮称)」の開設。

#### 【具体的方策】

- ② 「かながわティーチャーズア カデミー (仮称)」の開設と 教員意欲喚起のための公募ポ スト充実
- ③教員不祥事防止対策の徹底

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2. 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

県立高校の教員としてすぐれた人 材を確保するため、採用システムの 改革や教員をめざす学生などを対象 とした「かながわティーチャーズカレッ (戦略プロジェクト21「かながわの 学校力を高める教育環境づくり」) 行政システム改革基本方針に位置づ けて実施「教員不祥事防止対策]

(Ⅲ-5「県民から信頼される県行政の実現」)

- ・「かながわティーチャーズカレッジ」(仮称)(目標、方策①) …構成事業1「高い指導力と意欲をもつ教職員の確保・育成」の取組内容「大学と連携した教員志望者のためのオープン型カレッジの開設と採用前研修の充実」
- ・「かながわティーチャーズアカデミー」(仮称)(目標、方策②) …構成事業1の取組内容「総合教育センター機能の見直しによる教職員の人材育成拠点の再整備」
- ・<u>不祥事防止対策の徹底(方策③)</u>… 基本方針の「Ⅲ - 2(5)県の自律性の 向上」の取組項目「教職員事故・不祥 事防止対策の徹底」

#### ○担当部課

教育局 総務課 教職員課

#### (1) 日標の達成状況

- ○「かながわティーチャーズカレッジ」(仮称)→方策①
- ○「かながわティーチャーズアカデミー」(仮称)→方策②

#### (2) 具体的方策の取組み

①・教員志望者養成講座である「かながわティーチャーズカレッジ」及び新規採用予定者研修である「フレッシュティーチャーズキャンプ」の開設を準備。20年度から開設。

3 政策実現への取組み

- ・ティーチャーズカレッジの講座の柱のひとつとして組み込む「実践 力向上講座」を県立学校のほか、小中学校にも対象を拡大し実施。
- ・採用前研修を県立学校のほか、小中学校採用予定者に拡大して実施。
- ②・総合教育センターの機能の見直しについて、20 年度の実施に向け、 19 年度は、機能見直しの一部として、現場主体の研修形態を充実 させることとし、校内研修コーディネーター研修講座等を実施。
- ・教職員が自ら応募することにより教職員の自主性及び意欲の向上を 図ることを目的として 17 年度より実施している「県立学校人事異 動に関する教職員公募制度」を実施。
- ③・教職員一人ひとりの意識の向上に向けた「教育委員会事故・不祥事 ゼロ運動」の推進。
  - ・運動の確実な定着を図ることを目的として、教育委員会全所属にお 限年齢10歳引上げ等4点) ける「事故・不祥事ゼロプログラム」を策定・実施・検証 "2:2.5点(ティーチ
  - ・職員啓発資料の定期的な配布、所属長を対象としたコンプライアンス研修及び教員向けの個人情報保護に関する研修などを実施。
  - ・「事故・不祥事ゼロプログラム」を各学校等のホームページに掲載 し、県民向けに公表

#### (3) 今後の予定その他

- ・平成 20 年度に「かながわティーチャーズカレッジ」、「フレッシュ ティーチャーズキャンプ」を開設。運用実績を検証し、充実を図る。
- ・総合教育センターが実施する教員基本研修において、新たに2年経験者、25年経験者研修を新設し、研修事業全体の見直し及び充実を図とともに、学校内における教職員の人材育成(OJT)への支援や、教員が教材・教具を作成するための機器をそろえた教材工房を新設するなど、カリキュラム開発センターのリニューアルを図る。また、学校現場で活きる実践的研究、専門的な相談内容への対応を進める。

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

・「かながわティーチャーズカレッジ」「かながわティーチャーズアカデミー」ともに取り組みが本格化していないが、優秀な教員採用に向け受験資格制限を10歳引き上げたことは評価したい。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

■ 目標①:1点(開設準備)

"②:2点(一部実施)=目標平均:1.5点

方策①:2.5点(ティーチャーズカレッジ創設1点(目標①)、採用拡大・試験の見直し:受験資格制限年齢10歳引上げ等4点)

# ②:2.5点 (ティーチャーズアカデミー開設2点 (目標②)、公募ポスト充実 (募集者前年比57% 増、実施校67%) 3点)

# ③:3点(すべての県立学校でプログラムを公表しているが、 処分者数はゼロではない。)

= 方策平均: 2.67点

\*平均点=2.09点

#### (3) 今後の課題その他

- ・教員不祥事防止対策の徹底の成果 は、処分者数の減少によって評価す るのが望ましい。処分者総数は H18 年度 27 人にたいし、H19 年度は 17 人 (37%減) となっている。
- ・「かながわティーチャーズカレッジ」「かながわティーチャーズアカデミー」とも開設後どのような取り組みが行われるか注視したい。

#### 【政策】

社会の一員として豊かな人間性 を身につけた若者を育てるため に、県立高校の生徒による地域頁 す教育の推進」) 献活動などをより一層推進すると ともに、インターンシップの拡充 す。さらに、政治参加に関する意┃ャリア教育の推進」の説明「地 識を高める模擬投票の体験など■域貢献・ボランティア活動の充 「良き市民となるための教育」を∥実」、取組内容「県立学校にお 充実します。また、コミュニケー けるボランティア活動推進拠点 ション英語や国際関係などの知識 校口 を学ぶ機会を増やし、国際人を育 てる教育も充実します。

#### 【目標】

- ○地域貢献活動などを学校教育の 一環として単位認定。
- ○モデル校における模擬投票の実

#### 【具体的方策】

- ①地域貢献活動などの推進
- ②インターンシップによる就業体 験の充実
- ③ 良き市民となるための教育」 の充実(模擬投票の実施と経 充実)
- ④ 国際人教育」の充実(TOEIC るための取組み」 等の受験奨励とスピーチコ ンテスト等の拡充)

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト20「子ど | もたちが未来を拓く力を伸ば

- 地域貢献活動(目標、方策①)
- ・就業体験の充実(方策②)… 構成事業3の説明「総合的なキ ャリア教育を推進し、取組内容 「インターンシップを体験した 生徒実績のある県立高校」
- ・良き市民となるための教育(目 標、方策③) …構成事業3の説 明「政治参加の意識を高める教 育|
- 国際人教育(方策④)…構成 事業4「これからの社会に対応 する教育の推進」の説明「実践 済・金融教育、消費者教育の■的英語コミュニケーション能力 の向上や国際理解教育を推進す

#### ○担当部課

教育局 子ども教育支援課 高校教育課

#### (1)目標の達成状況

- ○地域貢献活動→方策①(単位認定校が増加)
- ○模擬投票→方策③(4校で模擬投票を実施)

#### (2)具体的方策の取組み

①・すべての県立高校において学校教育活動に位置づけ、年間計画に基づいた 地域貢献活動を実施。

3 政策実現への取組み

- ・ボランティアパスポートの配付や、高校生ボランティアセンターの設置な ど、高校生等のボランティア活動支援体制づくりを推進。
- ・県立高校4校を「ボランティア活動推進拠点校」として指定、各地域にお けるボランティア活動を推進。
- ・ボランティア活動を単位認定する仕組みを持つ学校を増加 (18)124 校→19)132 校)
- ②・県立高校において、インターンシップの受入先拡大を担うキャリアアドバ イザーを23校に23名、6ヶ月間配置するとともに、地域での取組充実のた めに、インターンシップ地域連絡協議会を県内10地域にて開催。
  - ・全県立高校で、体験活動等を取り入れた「キャリア教育実践プログラム」 を作成し、全県立高校で、平成20年度から希望する生徒がインターンシッ プを体験できる体制づくりの推進。
  - ・中学校を中心とする職場体験等の実施等、キャリア教育を一層推進するた め、キャリア・スタート・ウィーク支援会議を3回開催。冊子「充実した 職場体験の推進に向けて」を作成し、各関係機関に配付。
- ③・シチズンシップ教育実践研究校8校を指定(金沢総合、菅、逗葉、深沢、 小田原城東、相模原、相模原総合)(H19.5.10)
  - ・シチズンシップ教育実践研究校において、実践的なカリキュラムの開発を 行うとともに、4校(深沢、相模原、相模原総合、金沢総合)において、 参議院選挙の機会を利用して、「模擬投票」を実施。
  - ・各実践研究校における実践研究のまとめをホームページで公開。
- ④・国際英語教育重点推進校及び拠点校計20校を指定。研究成果の共有を目 的に「平成 19 年度学力向上推進及び特色ある県立高校づくり推進事業に 係る国際・英語教育に関する公開授業及び研究協議会」を実施。
  - ・引き続き、TOEIC、TOEFL の受験を奨励(計 2,782 名の県立高校生が受験) するとともに、県内の高校生を対象に英語スピーチコンテストを実施(計 64名が参加)し、実践的英語コミュニケーション能力の向上を図った。
  - ・外国人による語学指導推進事業の実施により、すべての県立高校に外国語 指導助手を配置(全日制では週3日以上)し、実践的英語コミュニケーショ ン能力の向上を図った。

#### (3) 今後の予定その他

- ・20 年度は、県立高校8校(継続4校、新規4校)を「ボランティア活動推進 拠点校」として指定。
- ・シチズンシップ教育実践研究校によるモデルカリキュラムの研究・開発、実 践事例集の作成、教員研修の実施や指導資料等の作成を行う。

#### 4 評価結果

#### (1)評点 : 3点/5点満点 【理由】

- •ボランティア活動の単位認定校や インターンシップ体験実施校が増 加していることは評価できる。しか しながら、今後は単なる実施にとど まらず、内容を充実させることが重 要であることから、全体で0.5点の 減点とした。
- ・模擬投票の実施は評価できる。
- ・TOEIC等受験者数は増加している が、絶対数として満足できる水準に は至っていない。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:4点(86%の県立高校で単 位認定実施)

"②: 5点(模擬投票実施) = 目標平均: 4.5点

方策①: 3点(単位認定実施だけで なくより広範な推進を望みたい) **# ②:2点** 

# ③:3.5点(模擬投票の実施5 点、経済・金融教育、消費者教育の 充実:カリキュラム開発2点)

# 4 : 2点 (TOEIC等受験奨励 受験者数前年比9%増)2点、スピ ーチコンテスト等拡充 2点)

= 方策平均: 2.63点

\* 平均点=3.57点

### (3) 今後の課題その他

- •インターンシップによる就業体験 の充実は、今年度の実績にたいし 次年度以降の取り組みがさらに 充実・強化されていくかに注視し たい。
- ・国際人教育の充実についても今後 の取り組み状況を注視したい。

#### 【政策】

スポーツ選手によるネットワークを 形成するとともに、「かながわスポー ツの日」を新設し、スポーツ振興を図 | ります。また、「かながわ部活動ドリー ムプラン21 にもとづき、部活動エキ スパート指導者の派遣やボランティア の拡充などにより、部活動に取り組み やすい環境を整備し、部活動の加入 率を向上させます。

#### 【目標】

- ○「かながわスポーツの日」「部活動 の日」の創設。
- ○県立高校における部活動加入率 を、運動部で 43.2%(2006 年度) から 50%に、文化部で 21.0%から 25%に向上。
- ○全国大会への出場率を 33%に向 ▮ 上。

#### 【具体的方策】

- ①かながわアスリートネットワー クと「かながわスポーツの日」 の創設
- ②外部専門家による特別講習会の 開催
- ③部活動エキスパート指導者や支 援ボランティアの充実
- ④「部活動の日」の創設

#### 【期限】

○2010 年度までに実現

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト26「文化芸 術・スポーツを楽しむ環境づく り<sub>十</sub>)

- かながわアスリートネットワー 標・方策①)…構成事業4「健康 なくらしに根づき夢と活力を生 なスポーツ活動の推進! の取組内 容「県民スポーツ週間(日)の実 施」(年度別計画の記載「かなが ○かながわアスリートネットワークを創 わアスリートネットワーク(仮 称)の創設」)
  - ・県立高校における部活動加入率 (目標) …目標④「県立高校の部 活動の入部率 (運動部 50%、文化 部 25%) |
  - ・全国大会への出場率(目標)、 外部専門家による特別講演会の 開催(方策②)、部活動エキスパー ト指導者や部活動支援学生ボラ ンティアの充実(方策③)、「部活 動の日」の創設(方策④)…構成事 業6「部活動の活性化」の説明 「『かながわ部活ドリームプラン 21』に沿った様々な取組み」

#### ○担当部課

教育局 保健体育課 スポーツ課

#### 3 政策実現への取組み (1)目標の達成状況

- ○かながわアスリートネットワークの設立(発起人 19名) (H20.1.14)
- ○「県民スポーツ週間」を設置(H20.1.10) (体育の日の前後各1週間) 「かながわ部活の日」は20年度に創設。
- ○運動部入部率 43.3%、文化部入部率 21.6% (H19.5.1 現在)
- ・「学校の特色となる運動部活動」実践校9校が、部活動に参加しやすい 環境整備と多様な欲求に応じた新しい部活動の実践に取り組んだ。
- ・「文化部専門家講演事業」として、各分野からスペシャリストの専門家 を招聘し講演会を開催する中で、入部率の向上を図った。
- 「部活動インストラクター」として非常勤の嘱託員の配置を拡大。
- ・「かながわ部活ドリーム大賞」を創設し、入部促進の取組みや競技のレ ベルアップをねらいとした取組みを奨励。
- ○全国大会への出場率 平成19年度 26.7%
- 「学校の特色となる運動部活動」実践事業を実施(県立高校5校)。
- ・部活動顧問を補佐する部活動インストラクターの配置拡充。
- 「かながわ部活ドリーム大賞」を創設し、全国大会出場に係る実績を表 彰することにより、チームや個人の意識を高めた。

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・県民スポーツ週間の設置記念プレイベントとしてシンポジウム、スポ ーツ教室を開催。(アスリートネットワーク、スポーツの日→目標)
- ②・指導者を対象とした「かながわ部活ドリーム講習」を開催。(H20.3.23)
  - ・教育長と運動部のキャプテンが意見交換を行う、かながわ部活「しな やかサミット 2008 | を開催。 (H20.3.18)
- ③・「部活動エキスパート指導者派遣事業」を創設し、専門的な指導力を有 する指導者(コーチ、トレーナー等)28名を派遣する環境を整えた。
  - 「部活動支援学生ボランティア事業」として、協定大学から教員志望 の学生を部活動指導に受入(受入校21校・35部、派遣学生15名)。
- ④・「かながわ部活の日」を平成20年度より創設し、学校総ぐるみの「部 活総点検の日」と「入部奨励、部活振興、交流の日」を各校の取組み に位置づけるため、各校の取組み概要等を把握した。

#### (3) 今後の予定その他

- ・「県民スポーツ週間」には、県立スポーツ施設無料開放を行うほか、記 念中央イベントを開催し、様々なスポーツ体験コーナーを実施する。
- ・かながわ教育ビジョンに沿って、部活動の活性化と部活動を通じた人づ くりを推進するため、「かながわ部活ドリームプラン21」の推進計画 となる5つの戦略プロジェクト「しなやかファイブ」を立ち上げ、運動 部だけでなく、文化部も含めた学校における部活動の一層の活性化の推 進に向けた取組みを行う。

#### 4 評価結果

#### (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

「かながわアスリートネットワ ーク」「県民スポーツ週間」「か ながわ部活の日」等の新設による スポーツ振興の新たな動きを評価 したい。

しかしながら、今年度は新制度の 創設にとどまり、具体的な成果が 現れるに至っていないため、全体 で0.5点の減点とした。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標(I): 5点

"②:3点(「スポーツの日」 5点、「部活の日」1点)

ッ ③:1点(2006年度数値を基 進値とした目標達成率は運動部 1.4% (1点)、文化部15% (1点

(4): 1点(過去5年間全国大 会出場率28%を基準値とした目標 達成率は▲26%)

= 目標平均: 2.5点

方策①:5点(目標①・②)

**" ②:3点** 

**〃** ③:2点(部活動インストラ クター派遣数前年比12%増)

# 4 : 1点(目標②)

= 方策平均: 2.75点

\*平均点=2.63点

### (3) 今後の課題その他

- 「かながわアスリートネットワー ク」および「県民スポーツ週間」は 創設されたが、今後の取り組み内容 を注視したい。
- ・部活動加入率は平成19年5月1 日現在の数値で評価した。

#### 政策7 (地域ぐるみで子育て支援)

### 1 マニフェストの内容(要点)

#### 【政策】

次代のかながわを担う子どもたちを **健やかにはぐくむため、家庭の力、地** ▮ 域の力が発揮できるよう、公募による 「子育て支援プロジェクト50」 の実現や、企業等における子育で 支援の促進など、地域の人々総ぐる みで子育てに関わる仕組みを整えま す。また、産科医師などの確保により、 安心して子どもを生み育てる環境づく りを進めます。

#### 【目標】

- の公募と実現支援。
- ○子育て支援に熱心に取り組む認 | クト』の公募・実現支援(計50件) | 証事業所 400 社。

#### 【具体的方策】

- の実現
- ②企業などによる子育て支援促進
- ③子育で支援NPOとの協働
- 用支援(後掲)

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

育て支援のしくみづくり」)

## (戦略プロジェクト16「子ども・子

・子育て支援プロジェクト50(目標・ 方策(1) 、子育て支援のネットワーク づくり(方策①)、子育て支援NPO との協働(方策③)…構成事業2「子 ども・子育て支援のための行政と民間 の連携・協働の推進」の説明「団塊の 世代など中高年世代を含む幅広い世 代による子ども・子育て支援活動の促 進を図るとともに、行政と民間及びN ○「子育て支援プロジェクト50」 PO相互の連携・協働を推進」、取組 内容「『子ども・子育て支援プロジェ

・企業などによる子育て支援(目標・ 方策②) …目標①「子ども・子育て支 ①「子育て支援プロジェクト50」 援に取り組む認証事業者の数800者 (うち中小事業者400者) 」、構成事

業3「事業者などの子ども・子育て支 援活動の促進」の説明「企業などの事 ④産科医の確保、潜在助産師の活 | 業者や商店街等による子育て支援へ の取組み・活動を促進するため、専門 家の派遣や活動の表彰」

> ・産科医の確保等(方策④) →政策 13

#### ○担当部課

保健福祉部 子ども家庭課

#### (1)目標の達成状況

○子育て支援プロジェクトについては、モデル事業2件の公募・実現支 援(募集期間 8/1~27、計 13 団体が応募)。

3 政策実現への取組み

- ・子ども・子育て支援プロジェクト検討会議を設置し、モデル事業の選 考・ヒアリングの実施、20年度からの本格実施に向けた検討を実施 (委員のうち2名を公募、募集期間8/1~20)
- ・20 年度プロジェクトの公募・決定(15 事業、募集期間 2/15~3/10)
- ○子育で支援に熱心に取り組む認証事業所→方策②

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・モデル事業→目標
- ・子ども・子育て支援活動アドバイザーの募集・決定
- ・シニア等次世代育成支援活動促進事業「子育で応援団体サポート講 習会 | 開催 (委託、20年2月、3日間)
- ・地域ぐるみで取り組む子ども・子育て支援研修(基礎コース)〈再掲〉
- ・子ども・子育て支援交流フォーラムの開催〈再掲〉
- ②・認証事業者の愛称を公募し、「かながわ子育で応援団」に決定 (H19.8).
  - ・認証制度開始(10月~)、認証制度説明会等の開催(説明会7/26、 1/31、会議等を活用した説明、事業所訪問等)
- ・中小企業の認証取得を支援するため社会保険労務士を派遣(H19.9)
- 「かながわ子ども・子育で支援大賞」を創設(募集期間:12/4~2/8、 応募 62 件、表彰式 3/25)
- ・院内保育施設に対する助成(104箇所)
- ③・地域の子育で支援関係者を対象とする研修の実施(4コース)
- ・児童虐待予防のための個別支援スキルアップ研修(H19.9、3日間)
- ・地域ぐるみで取り組む子ども・子育て支援研修(基礎コース) (H19.10、3日間)
- 児童虐待予防研修(19年10~11月、5日間)
- ・児童虐待予防のための集団支援スキルアップ研修(H20.3、1日間)
- ・子ども・子育て支援交流フォーラムの開催(11/14、3/25)
- ・県提案型協働事業「企業等の子ども・子育て支援の取組み応援事業」 (ままとんきっず、神奈川子ども未来ファンド)の実施。
- ④→政策13

#### (3) 今後の予定その他

・20 年度はプロジェクト 15 事業の実現を支援(21 年度 15 事業、22 年 度 18 事業の実現を支援する予定)

## 4 評価結果

#### (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

・「子育て支援プロジェクト50」 および企業への子育て支援促進策 は始まったばかりだが、多様な取 り組みを評価したい。そのため、 全体で0.5点の加点とした。

#### (2) 各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(2事業実施、達成 率 4%)

"②: 1点(認証事業所29、達 成率7.3%)

=目標平均:1点

方策(I): 1 点 (目標(I))

"②:2点

// (3): 2点(協働事業2件実施

# 4 : 3点(政策13方策②)

= 方策平均: 2点 \* 平均点 = 1.5点

#### (3) 今後の課題その他

•子育て支援策が功を奏しているか 否かの評価には、子育てに関わって いる世代が「子育てしやすい」と感 じているか否かの満足度評価が必 要であろう。

#### 【政策】

深刻ないじめ・不登校・児童虐待の 根絶をめざし、総合的な対応を図るた め、「いじめスワット (緊急) チー ム」の新設、「青少年サポートプ ラザ」の充実、児童相談所の体制 の一層の強化、NPOなどと協働した 子どもたちの居場所づくりなどを強力 ■ 的な対応」) ートネットワークを強化します。

#### 【目標】

- ○児童相談所職員 30 名を増員 (2007年度の増員を含む)。
- ○公募スタッフを含めた「いじめ スワットチーム」を結成。
- ○子どもサポートネットワークを 形成し、児童虐待・いじめ等の 未然防止の体制を整備充実。

#### 【具体的方策】

- ①「いじめスワット(緊急)チー ム」の新設
- ②いじめ・不登校等総合対策緊急 プロジェクトの実施
- ③児童相談所など児童虐待に即応 する総合体制の強化
- ④地域における居場所づくりの充
- ⑤子どもサポートネットワークの 推進
- ⑥子どもの見守り事業の展開

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト16「子ども・子 育て支援のしくみづくり」、17「支 援を必要とする子ども・家庭への総合 的な対応」、18「青少年が心豊かに ■ 育ち、自立できる社会づくり」、19 「不登校、いじめ、暴力行為への総合

に進めます。また、子どもを支える行 | 行政システム改革基本方針に位置づ 政・NPOなどが協働する子どもサポ | けて実施 [児童相談所の体制強化] (Ⅱ -4 「職員の効率的な配置」)

- いじめスワットチームの新設(目標、 方策①) …戦略プロジェクト19の構 成事業4
- ・いじめ・不登校等総合対策緊急プロ ジェクト (方策②) …戦略プロジェク ト19の構成事業3、4
- 児童相談所の体制強化(目標、方策 ③) …基本方針の「Ⅱ-4(1)職員の 重点配置・効率的配置」の取組項目「児 童相談所への職員重点配置(30 名増 員:2006(平成18)年度当初比) 」、戦 略プロジェクト17の構成事業1
- ・地域における居場所づくり(方策④) …戦略プロジェクト18の構成事業 3. 戦略プロジェクト19の構成事業
- 子どもサポートネットワーク(方策) ⑤) …戦略プロジェクト16の構成事 業 2
- ・子どもの見守り事業の展開(方策⑥) →政策 9

#### ○担当部課

教育局 総務課、教職員課 児童生徒指導室 保健福祉部 子ども家庭課 県民部 学事振興課、青少年課

#### 3 政策実現への取組み (1)目標の達成状況

- ○児童相談所職員を 30 名増員 (19 年度・20 年度)
- ○指導主事、臨床心理士、児童福祉司等で構成する「学校緊急支援チー ム」を創設(H19.7)。私立学校に対しては「いじめ対策チーム」を組
- ○神奈川県子ども・子育て支援推進会議に、子どもサポートネットワー ク推進部会を設置(第1回会議10/24開催)するとともに、神奈川県 子ども・子育て支援推進協議会に、子どもサポートネットワーク部会 を設置(第1回会議 11/28 開催)し、関係機関の連携体制を整備。

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①→目標
- ②・青少年サポートプラザに、自立支援コーディネーターを配置して相 談体制の充実を図るとともに、専門相談機関との連携会議等を開
  - 「いじめ 110番」(24時間受付)を継続実施。
  - ・スクールカウンセラーを、県内の全公立中学校(政令市域を除く) 219 校、県立高校 40 校へ配置。
  - 「中1ギャップ」に対応するため、14校を指定し少人数学級を実施。
  - ・大学生が子どもの遊び相手や授業の補助等を行う「フレンドリース タッフ派遣事業」を NPO との協働で実施。
  - 毎月第一日曜日を「ファミリー・コミュニケーションの日」として、 関係機関が連携した取組を進めることとした。(H19.7.1)
- ③・19 年度当初に20 名、20 年度当初に10 名、計30 名の専門職員を増 員。児童福祉司、児童心理司、保健師等の増員によりチームアプロ ーチを強化。
  - ・中央児童相談所に虐待対策支援課を設置し、専門支援機能を強化。
- ④・フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業等を支
  - 「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を2回開催(地区 ごとにもそれぞれ開催)するとともに、不登校相談会、進路情報説 明会、フリースクール見学会などの事業を協働により開催。
  - ・フリースクール等との協働により、子どもの不登校に悩む保護者の 方を対象とした居場所作り・相談会・研修会等を行う「不登校対策 ファミリーサポート事業」などを実施。
- ⑤→目標

#### (3) 今後の予定その他

・学校緊急支援チームについて、20年度に、生徒指導に関する経験豊富 で意欲のある教員OBを公募する予定。

### 4 評価結果

#### (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

- ・「学校緊急支援チーム」が創設 されたが、19年度の派遣数は9件 と低い水準にとどまっていること から0.5点の減点とした。
- 多様な対策がとられているが、 ■いじめ・不登校・児童虐待を減少 させる特効薬とはなっておらず。 今後の対策の充実を期待したい。

#### (2) 各目標・方策の評点と理由

目標①: 3点(19年度増員20名、 達成率67%)

"②:3点 (学校緊急支援チー ム創設5点、いじめ対策チーム20 年度設置1点)

**# ③:2点** 

=目標平均: 2.67点

方策①: 3点(目標②)

**# ②:3点** 

**# 3 : 4 点** 

〃 ④:2点

**# ⑤:2点** 

**# 6 : 2点 (政策 9 方策②)** 

= 方策平均: 2.67点

\*平均点=2.67点

#### (3) 今後の課題その他

いじめ・不登校・児童虐待緊急対 策は、発生件数の減少をもって評価 すべきである。19 年度の発生件数 は7月公表のため、1年遅れの評価 とならざるをえない。それぞれの発 生件数は以下のとおりで減少して いるとはいえない状況である。 いじめ: 第2,019、第5,580

不登校: 17012,312、18012,524

児童虐待: ⑰1,239、⑱1,339

# 分 野 別 評 価 表 (Ⅱ 安心な暮らし)

1 政策別評価の結果(	(まとめ)			2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	評点:2点(5点満点)	
政策 9 日本一の治安の実現	2点	・地域の自主防犯活動団体との連携等、「県民・企業・県・警察」の「一体化」に向けて積極的な取組が行われた。 ・課題はあるが1年目としては順調である。	・地域の実情に合わせた支援を求める。 ・自主防犯活動への参加のインセンティブづく りについても支援を期待する。 ・リーダー養成講座の受講生が全県的にはまだ 少ないと思われる。今後の増加を期待する。	【理由】 (切り上げの理由) ・まだ着手段階ではあるが、 積極的な取組が行われてい	・どの政策においても、着実 に着手がなされているが、そ れが最終的な「くらしの安 心」につながるよう、次年度
政策10 基地対策の着実な推進	2点	・国への要望につき成果がある点は評価できる。 ・また日米の合同訓練についても評価した。	・今後も、県が積極的な役割を果たすことを期待する。 ・また、「基地周辺住民の安全・良好な生活環境の確保」について、県としてできる取組みを期待する。	ることが評価できるため、小 数点以下を切り上げた。 (全体について)	以降の取組に期待する。 <ul><li>・住民が「くらしの安心」を</li><li>実感できてこそ評価できる</li></ul>
政策11 がんに負けない神奈川 づくり	2点	・たばこ条例の制定に向けた全国初の 試みを評価する。 ・その他の取組については着手段階で ある。	・県立がんセンター整備は、PFI導入調査を行うようだが、他自治体の運用情報収集など行い検討を進めてもらいたい。 ・重粒子線治療装置については、運用の専門職の確保など課題が多いと思われる。	の7つの政策は、マニフェストの1年目としては、ある程度の実施がされている。	政策分野である。制度の整備が、具体的な「質」の向上に結びついているかどうか、住民アンケートをとるなど、「質」の向上について確認で
政策 1 2 県立病院改革で医療の 向上	1点	・県立病院、リハビリテーション・セ ンター、県立がんセンターともに改革 の着手がなされている。	・独立法人化、センターの整備などが検討されているが、これを医療の質の向上に結び付けてもらいたい。	・しかし、まだ着手段階の政 策が多く、次年度以降の取組 が重要であると思われる。	きる資料を作成してほしい。 ・評価時に資料が存在しない
政策13 介護人材育成と産科医療充実	2点	・介護サービスの質を向上させるために、相談体制の整備やオンブズパーソンのしくみを創設するなど、積極的な取組が行われている。 ・しかし、施設の整備面でも質の向上面でも、目標への到達度は、まだ低いといえる。	・各人材の確保に向けて、政策がさらに充実することを求める。 ・H20年度に実施予定である県独自の認定制度のモデル事業の成果を見守りたい。		ために評価ができない項目 があった。情報の積極的な提 供をお願いしたい。
政策14 高齢者の介護充実と虐 待防止	1点	・相談体制の整備・オンブズパーソン 制度の創設などの積極的な取り組みを 評価。	・高齢者福祉が重要な課題となっている中で、 様々な取組が行われていることを評価する。し かし、まだ十分な成果をあげているとはいえ ず、来年度以降に期待をする。		
政策 1 5 障害者の地域生活支援	1 点	・雇用率の向上がまだ不十分である。 ・市町村への支援が積極的に行われて いるが、その実態について示す資料が 評価時に存在しないため評価に反映す ることが難しい。	・障害者自立支援法への評価を H20 年度に実施 予定とのことなので、まずはその評価結果を待 ちたい。		
平均点	1. 57				

#### 【政策】

安心して暮らせる日本一の治安 を実現するために、県民の自主防 犯活動や交通安全活動へ支援を充 実し自主防犯活動団体数 2000 団 体・20万人参加を目指します。県 民・企業・県・警察が一体となっ て安全・安心のまちづくりを推進 し、犯罪発生件数を 10 万件以下に 抑えます。また、子どもや高齢者 の見守りを充実するとともに、消 費者被害の未然防止対策を強化し ます。さらに、犯罪被害者とその 家族を支援するための条例を制定 します。

#### 【目標】

- ○自主防犯活動団体数 2000 団 体・20 万人参加。
- ○犯罪発生件数を現在の 12 万件 から 10 万件以下に抑制。
- ○交通事故年間死者数を 200 人以 下に抑制。

#### 【具体的方策】

- ①自主防犯活動への支援の充実 ②子どもや高齢者の見守り事業の 展開(一部再掲)
- ③消費者被害の未然防止対策
- ④くらし安全・安心サポーター制度の創設
- ⑤「犯罪被害者等支援条例(仮称)」 の制定(再掲)

## 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

## 2 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト13「事件・事故のない安心してくらせる地域社会づくり」、 15「安全で安心な県民生活の確保」)

- ・自主防犯活動への支援(目標、方策①)
- …戦略プロジェクト13の構成事業5「県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者への支援」の説明「自主防犯活動の立ち上げ、リーダーの養成、活動団体のネットワーク化などの支援制度を充実」、取組内容「自主防犯活動団体の拡大とネットワーク化」(2010年度2,000団体20万人)
- ・<u>犯罪発生件数(目標)</u>…戦略プロジェクト13の目標「刑法犯認知件数」(2010年 99,500件)
- ・<u>交通事故年間死者数(目標)</u>…戦略プロジェクト13の取り組む事業の記載「交通 事故防止対策を強化する」
- ・子どもや高齢者の見守り事業(方策②)
- …戦略プロジェクト13の構成事業2「犯罪から子どもを守る対策の強化」の取組内容「スクールサポーター制度の導入推進」「子ども安全ネットワークの構築」、構成事業5の説明「防犯協定の締結による事業者団体などと連携した活動」
- ・<u>消費者被害の未然防止(方策③)</u>…戦略 プロジェクト15の構成事業5「消費者被 害の未然防止と救済」
- ・くらし安全・安心サポーター制度(方策④)
- …戦略プロジェクト13の構成事業5「リーダーの養成」
- ・<u>犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定(方</u> 策⑤) →条例 4

#### ○担当部課

安全防災局 安全・安心まちづくり推進課 警察本部(警務部、交通部) 県民部 消費生活課

# 3. 政策実現への取組み(1)目標の達成状況

- ○自主防犯活動団体 1,522 団体 活動者数 157,788 人(H20.1 現在) ※H19.3 より 212 団体、23,105 人の増
- ○平成19年の刑法犯認知件数 112,529件(前年比▲10,174件)
- ○平成 19 年の交通事故死者数は、前年比▲3 人 (237 人) で 5 年連続の減少。昭和 29 年の警察制度発足以来の最少記録。

#### (2)具体的方策の取組み

- ①・防犯に係る情報の収集・発信、相談の拠点として「安全・安心まちづくりセンター」を開設(H19.6.1)。
  - ・自主防犯活動団体への支援として、事故給付金 (H20.1 現在 1,512 団体が登録)、団体事業補助金 (73 団体)、パイロット事業補助金 (3 団体)、市町村防犯活動拠点設置事業補助金 (2 市) を実施。
  - ・自主防犯活動のネットワーク化への支援として、「安全安心まちづくり県民フォーラム」(H19.8.26)、安全・安心まちづくり活動交流会(H19.10.20、H20.3.22)、県内8地域別フォーラム・交流会(H19.8~H20.3)を開催。
- ・団体が行う防犯パトロールや防犯教室等への警察官の参加。
- ②・平成 19 年度に、神奈川県ケーブルテレビ協議会(加盟 15 社、 H19.5.8)、社団法人神奈川県自動車整備振興会(加盟約 3,065 事 業所、H19.7.30)、リコーテクノシステム株式会社神奈川支社 (H20.1.23)の3団体と地域安全協定を締結。
- ・スクールサポーター53 人を県下 53 警察署 (横浜水上警察署を除く) に配置 (H19, 4, 1)
- ③・従来のかながわ中央消費生活センターの相談機能に加え、平成19年度からメール相談を実施したほか、NPOに委託して、祝日や夜間(毎週水曜日)電話相談及びメール相談を新たに開始した。
- ④・自主防犯活動団体のリーダーの育成のための講座を開催 (6回)
  - ・リーダー養成講座修了者37名のうち、31名の方から、県の安全・安心まちづくり事業推進を各地域でサポートしていただける同意を得た。
- ⑤→条例4

### (3)今後の予定その他

・平成 20 年 10 月を目途に、子ども安全情報配信システム(仮称) の運用を開始。

## 4. 評価結果

#### (1)評点 : **2点**/5点満点 【理由】

- ・地域の自主防犯活動団体との 連携等、「県民・企業・県・警 察」の「一体化」に向けて積極 的な取組が行われた。
- ・課題はあるが1年目としては順調である。

#### (2) 各目標・方策の評点と理由

目標①:2点(団体数が目標の31 %達成・参加人数が目標の 35%達成)

目標②:3点(目標の51%を達成)

目標③:1点(目標の7.5%達成) =目標平均2点

方策①: 2点(事故給付99%加入・ネットワーク化)

方策②:2点(スクールサポータ ー制度を評価)

方策③:3点(メール相談開始・ NPOに委託して新サービス 開始)

方策④:2点(50人規模の研修を 1クール・参加者37人中31人 がリーダー承諾)

方策⑤:1点 = 方策平均2点

\*平均点=2点

- ・地域の実情に合わせた支援を求める。
- ・自主防犯活動への参加のインセンティブづくりについても支援を期待する。
- ・リーダー養成講座の受講生が全 県的にはまだ少ないと思われる。 今後の増加を期待する。

#### 政策10 (基地対策の着実な推進)

## 1 マニフェストの内容(要点)

#### 【政策】

神奈川県は、沖縄に次ぐ全国第二の基地県といわれ、これまでも「県是」として、米軍基地の整理・縮小・返還や基地負担の軽減に向けて取り組んできました。引き続き、厚木基地の空母艦載機の騒音問題や横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備など、自治体間の連携や国内外へ働き掛けにより、基地対策に全力で取り組みます。

#### 【目標】

- ○NLP等による騒音被害の軽 減に向けて厚木基地の空母艦 載機の移駐を早期実現。
- ○横須賀基地へ配備が予定され ている原子力空母の安全確認 体制の整備。
- ○相模総合補給しょうなどの基 地の一部返還の推進。
- ○災害時における米軍基地との 連携を強化。

## 【具体的方策】

- ①基地縮小に向けての自治体間 連携とトップ交渉
- ②基地周辺の安心・安全の確保

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施 (主要施策)

・主要施策348「基地の整理・縮小及び返還の促進」、349「基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保」

・主要施策333「災害時広域応援体制」

#### ○担当部課

総務部 基地対策課

## (1)目標の達成状況

○厚木基地の空母艦載機の移駐に向けた経費が引き続き国の予算に措置された。

3 政策実現への取組み

- ○原子力艦による異常な放射能漏れを確認するモニタリングポストについて、国は4基から10基に増設する方針を決定。また、放射性物質の分析作業が現地で迅速にできるよう、作業の一部を横須賀市で行うためのモニタリングセンターを国が建設中。
- ○相模総合補給廠一部返還に向けた調査設計や工事などの関連経費が国予算に措置された。
- ○伊勢原市総合運動公園で行われた「神奈川県・伊勢原市合同総合防災訓練」において、はじめて在日米軍が参加(H19.9.2)。知事が在日米海軍司令部のケリー司令官と面会し、防災に関する協定について基本合意(H19.10)。都道府県レベルでは初めて、在日米海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍との覚書」を締結(H20.2.8)。

#### (2)具体的方策の取組み

- ①・厚木基地において、5月10日実施されたNLPに対して、関係市と連名で実施回 避を要請(H19.5.11)。関係市と久間防衛大臣に緊急要請(H19.5.21)。
  - ・知事が「米軍基地問題に係る要望書」を提出 (H19.5.28、防衛大臣、防衛施設庁長官) (H19.5.31、外務大臣)
  - ・八都県市首脳会議として政府に対し、厚木基地の騒音問題の抜本的解決を要請(H19.6.15)。
  - ・神奈川県基地関係県市連絡協議会で「基地問題に関する要望書」を外務大臣、 防衛大臣、防衛施設庁長官等に提出(H19.8.3)。
  - 10月5日のNLP通告 (硫黄島) について、厚木基地における訓練を行わないよう要請(H19, 10, 9)。
  - ・知事が「厚木基地の空母艦載機の移駐及び恒常的訓練施設の早期実現等について」を防衛大臣に提出(H20.2.13)。
  - ・防衛省の平成 20 年度当初予算として、空母艦載機の移駐のための事業に 58 億 4,300 万円(平成 19 年度補正予算では、約 19 億円)、キャンプ座間一部返還に向けた調査設計や工事などの関連経費 4,600 万円、相模総合補給廠一部返還に向けた調査設計や工事などの関連経費 1 億 1,800 万円を計上した。
- ②・知事が「米軍基地問題に係る要望書」を提出
  - ・神奈川県基地関係県市連絡協議会で「基地問題に関する要望書」を提出
  - ・渉外知事会長として、シーファー駐日米国大使と面談し、日米地位協定の見 直しを要望(H19.8.9)
  - ・日米両国政府、横須賀市、神奈川県が参加し、原子力空母に係る日米合同訓練を実施(H19.11.8)。
  - ・知事が「キャンプ座間の在日米陸軍司令部改編に係る情報提供及び地元意向 尊重等について(緊急要望)」を防衛大臣に提出(H19.12.14)。
  - ・渉外知事会長として、日米地位協定の抜本的な見直しを求める緊急の要請書 を、外務大臣及び防衛大臣に提出(H20.3.11)

#### 4. 評価結果

### (1)評点 : **2点**/5点満点 【理由】

- ・国への要望につき成果がある点は評価できる。
- ・また日米の合同訓練についても評価した。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①: 2点(移駐について予算 化)

目標②:2点(モニタリングポストの増設の方針決定・横須賀でセンターを建設中)

目標③:2点(返還推進の調査等 経費が予算化)

目標④:3点(防災訓練への在日 米軍の参加を評価)

=目標平均 2.25点

方策①:2点(自治体間の連携は 評価・トップ会談は駐米大使 との面談と要望書提出)

| 方策②:2点(合同訓練を評価) | = 方策平均 2点

\*平均点=2.125点

- ・今後も、県が積極的な役割を果たすことを期待する。
- ・また、「基地周辺住民の安全・ 良好な生活環境の確保」について、 県としてできる取組を期待する。

#### 【政策】

がん予防の一環として受動喫煙 から県民を守るための「公共的施∥ 設における禁煙条例(仮称)」の 制定や、「がんへの挑戦・10か┃ 年戦略」の着実な実施、重粒子線 治療装置を含む県立がんセンター 県民のがんによる死亡率の低下を

■ 目指します。

#### 【目標】

- ○「公共的施設における禁煙条例 | ています。」 (仮称)」の制定。(再掲)
- ○2013 年度までのオープンを目指 ▮ し、県立がんセンターの総合整 備促進。
- ○「がんへの挑戦・10か年戦略」 (第2ステージ(2007 年度~ 2010年度))の推進。

### 【具体的方策】

- (仮称) 」の制定(再掲)
- ②「がんへの挑戦・10か年戦略」 の推進
- ③県立がんセンターの総合整備
- ④神奈川がん臨床研究・情報機構 の推進

#### 【期限】

- ○県立がんセンターの整備につい ては、2013年度までのオープン。
- ○その他は、2010年度までに実現。

## 【財源】

- ○既存財源内で、予算の組替えで 対応。
- ○県立がんセンターの整備は、 PFI 手法などで民間資金を導 入。

#### 2 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト11「安心してく らせる地域保健・医療体制の整備」)

- 「がんへの挑戦・10か年戦略」の 推進(目標、方策②) …めざすすがた <u>の記</u>載「神奈川県民のがんによる死亡 の総合整備の実現により、神奈川 | 率の低下に向け、『がんへの挑戦・1 0か年戦略』の着実な推進が図られ、 がんの予防、早期発見のための対策や 住み慣れた地域で質の高いがん医療 が受けられる体制の整備が進められ
  - ・県立がんセンターの総合整備(目標、 方策③) …構成事業1「がん医療体制 の整備」の取組内容「県立がんセンタ ーの機能強化」の内容「総合整備の実 施」「重粒子線治療装置の導入」
- 神奈川がん臨床研究・情報機構の推 進(方策④)…構成事業1の説明「が ①「公共的施設における禁煙条例 ┃ ん臨床研究・情報発信事業を実施」
  - 「公共的施設における禁煙条例(仮 称) 」の制定(目標・方策(Î))
  - →条例1

#### ○担当部課

保健福祉部 健康増進課 病院局 県立病院課

## (1)目標の達成状況

- ○「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定→条例1
- ○県立がんセンターの総合整備→方策③
- ○「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進→方策②

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①→条例1
- ②・「がんへの挑戦・10か年戦略」改訂計画(「神奈川県がん対策推 進計画」(仮称))の策定し、予防、早期発見(検診)、医療、タ ーミナルケアの4本柱で各事業を実施することとした。

3 政策実現への取組み

- ・予防…喫煙防止リーフレットによる普及啓発、禁煙担当者育成の ための研修会、保健福祉事務所による「地域禁煙サポート 推進事業」、公共的施設における禁煙条例(仮称)の検討
- ・早期発見…予防チェックシートや広報媒体を活用したがん予防・ 検診受診の普及啓発、検診機関の機器整備への助成、検診 人材育成のための研修会
- ・医療…拠点病院の整備・機能強化及び連携強化、「神奈川がん臨 床研究・情報機構」による研究・情報発信・相談
- ・ターミナルケア…人材育成のための研修会開催、地域連携のため のモデル事業実施
- ③・県立がんセンターの総合整備の実施については、PFI導入可能性 調査や地質調査を実施。
  - ・重粒子線治療装置の導入については、人材育成の支援や装置の普及 促進に向けた仕組みを創設するよう国への要望を実施。
- ④・「神奈川がん臨床研究・情報機構」を推進。がん電話相談を継続実施。 ・患者の同意を得て、研究試料となるがん組織を600 例を目標に収集(546) 例収集済み)。
- ・ 3 件の研究計画申請について、審査を行い、いずれも承認。
- ・県内の213病院に現況調査を行い回答が得られた55病院(前年度から の33病院を含む)について情報を提供

### (3) 今後の予定その他

- ・県立がんセンターの総合整備の実施については、PFI導入可能性調 査を踏まえ、20年度は8月に実施方針を公表。
- ・重粒子線治療装置の導入については、導入に係る基本構想を平成20年 度に策定予定。

## 4 評価結果

#### (1)評点 : 2点/5点满点 【理由】

- たばこ条例の制定に向けた全 国初の試みを評価する。
- その他の取組については着手 段階である。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(検討委員会の段階) 目標②:1点(着手段階)

目標③:2点(改定計画の完成・ 4本柱の実施)

=目標平均 1.33点

方策①:1点(同上)

方策②: 2点(同上)

方策③:1点(同上)

方策④:2点(予算化2点·600 例中546例を収集済み2点・3 件の計画承認3点・病院調査 1割増2点)

- = 目標平均 1.5点
- \*平均点=1.42点

- ・県立がんセンター整備は、P F I 導入調査を行うようだが、 他自治体の運用情報収集など行 い検討を進めてもらいたい。
- ・重粒子線治療装置については、 運用の専門職の確保など課題が 多いと思われる。

## 

#### 【政策】

県立病院を独立行政法人として 自立させ、経営の基盤を強化し、良 質な医療サービスを提供します。リ ハビリテーション医療における県 立病院の役割を見直し、質の高い医 療サービスを提供できるよう、神奈 川県総合リハビリテーションセン ターの体制や施設の再編整備を進 めます。県立がんセンターの総合整 備の実現により神奈川県民のがん による死亡率の低下を目指します。

#### 【目標】

- ○県立病院の地方独立行政法人化 の実現。
- ○リハビリテーションセンターの 再編整備。
- ○2013 年オープンを目指し、県立が んセンターの総合整備促進。(再 掲)

#### 【具体的方策】

- ①県立病院の改革と医療の質の向上
- ②リハビリテーションセンターの 再編整備
- ③県立がんセンターの総合整備(再 掲)

#### 【期限】

- ○地方独立行政法人への移行については 2010 年度に実現。
- ○リハビリテーションセンターの 再編整備については 2010 年度ま でに着手。

#### 【財源】

- ○既存財源内で、予算の組替えで 対応。
- ○施設整備については、PFI 方式など民間資金の導入。

## 2. 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト10「障害者の地域生活を支えるしくみづくり」、主要施策232 「県立病院の機能整備」)

#### 行政システム改革基本方針に位置づけて 実施 「独立行政法人化」

(I-3「多様な公的サービスの担い手の活用」)

- ・県立病院の独立行政法人化(目標、方策①)・・・主要施策232「県立病院の機能整備」の記載「医療環境の変化や多様化する県民ニーズに対応するため、医療機能の充実を図るとともに、県立病院の経営基盤を強化し、良質な医療サービスを提供するため、地方独立行政法人化を検討します。」、基本方針の「I-3(2)多様な民間活力の活用手法の導入に向けた検討」の取組項目「県立病院の地方独立行政法人化の実現に向けた検討」
- ・リハビリテーションセンターの再編整備(目標、方策②)…戦略プロジェクト10の構成事業4「リハビリテーション推進体制の整備」の取組内容「神奈川県総合リハビリテーションセンターの再整備」
- ・県立がんセンターの総合整備(目標、方策③)
- →政策11

#### ○担当部課

病院局 県立病院課 保健福祉部 福祉監査指導課

# 3. 政策実現への取組み (1)目標の達成状況

- ○県立病院の地方独立行政法人化→方策①
- |活を支えるしくみづくり」、主要施策232 │ ○リハビリテーションセンターの再編整備→方策②
  - ○県立がんセンターの総合整備→政策 11

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・県立病院の地方独立行政法人化を含めた運営体制について検討するため、外部の有識者による「神奈川県立病院あり方検討委員会」を設置(H19.5.16)
  - ・検討委員会において、県民が求める良質な医療を県民負担が少ない形で提供するための運営体制について検討した結果、「指定管理者制度を導入した汐見台病院を除いた県立6病院について、一括して一般地方独立行政法人に移行するべきである」という結論を付した報告書を知事に提出(H19.12.3)
- ・「神奈川県立病院あり方検討委員会」の報告書を踏まえて、今後の県立病院の運営体制について検討を行った結果、「平成 22 年度を目途に、指定管理者制度を導入した汐見台病院を除いた県立6病院について、一括して一般地方独立行政法人に移行する」方針を決定(H20.3)
- ②・神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討協議会の報告 (H18.7) を県として整理するため、内部検討会議を設置し、総合リハビリテーションセンターの機能等について検討するとともに、施設規模を整理するために必要なサービス提供対象者数等の調査を実施。
- ③→政策 11

#### (3) 今後の予定その他

・総合リハビリテーションセンターの再編整備については、内部検討 会議等で整理された、機能や施設規模等を踏まえて、20 年度に再整 備基本構想を策定する。

## 4. 評価結果 (1)評点 : **1点**/5点満点 【理由】

・県立病院、リハビリテーション・センター、県立がんセンターともに改革の着手がなされている。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(方針の決定まで

目標②:1点(内部委員会の設置まで)

目標③:1点(政策11)

=目標平均1点

方策①:1点(同上・医療の質 については情報なし)

方策②:1点(同上) 方策③:1点(同上) =方策平均1点

\*平均点=1点

## (3)今後の課題その他

・独立法人化、センターの整備 などが検討されているが、これ を医療の質の向上に結び付けて もらいたい。

#### 【政策】

介護現場の人材が意欲と生きが いを持って働けるよう、大学等の ▮ 教育機関や民間事業者との連携・ 協力により介護人材の総合的な教 ▮福祉人材の育成・確保」) 育システムをつくります。また、 医療現場の産科医・助産師・看護 | 師の不足に対して、就労環境の改 善等に取り組み、県民が安心して 出産や療養ができる体制をつくり ます。

#### 【目標】

- ○介護専門職に関する県独自の認 定制度をスタートさせ、毎年 3,000 人以上の介護職員を研修 する体制を整備。
- 医の減少(1998 年 419 人⇒2004 ▮療の充実」 年 375 人 (▲44 人)) に歯止めを ▮ 掛け、増員傾向に転換。
- ○潜在的な助産師・看護師(資格) はあるが職務についていない助 産師等) の再就職を含め、職員 を 1.3 倍 (2004 年比) に増加。

#### 【具体的方策】

- ①総合的な介護教育制度の整備と 介護人材のキャリアパス支援
- ②産科医の確保と潜在助産師、潜 在看護師の活用支援
- ③県立保健福祉大学の有効活用

### 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト11「安心してく らせる地域保健・医療体制の整備」. 戦略プロジェクト12「保健・医療・

- 総合的な介護教育制度の整備(目標、 方策①) …戦略プロジェクト12の構 成事業3「保健・医療・福祉人材の現 | 任者教育の充実と専門性の向上」の取 組内容「研修実施体制の整備」の記載 「県独自の認定研修の実施(2010年度 3,000人) と「人材育成に向けた研修 実施の支援」
- ・産科医の確保(目標、方策②)…戦 略プロジェクト11の取り組む事業 の説明「産科医の減少に歯止めを掛 ○県内の医療機関に勤務する産科 け、増量傾向に転換させるなど産科医
  - 潜在看護師の活用(目標、方策②)
  - …戦略プロジェクト12の目標「県内 の就業看護職員数(2006年56,514人→ 2010年度75,000人)」、構成事業2「保 | 健・医療・福祉人材の確保・定着の促 進」の説明「病院等の勤務環境の改善 のため、院内保育施設への支援や研修 事業」、取組内容「看護職員等の研修
  - ・県立保健福祉大学の有効活用(方策 ③) …戦略プロジェクト12の構成事 業3に取組内容「県立保健福祉大学の 施設・機能の活用」

#### ○担当部課

保健福祉部 高齢福祉課 地域保健福祉課 医療課

### (1)目標の達成状況

○介護専門職に関する県独自の認定制度→方策①

修修了者の多くは、着実に再就業に結びついている。

○県内の医療機関(病院)勤務する産科医: 2004年375人⇒2006年363人 ○助産師・看護師等看護職員…2年に1回の調査のため未把握だが、研

3 政策実現への取組み

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・「県独自の認定研修」のしくみを検討し、基本的な枠組みをまとめ た。20年度のモデル事業の円滑な実施に向け関係機関と調整。
  - ・研修実施の支援として、職場内研修を支援する方策を検討。
  - ・「神奈川県介護支援専門員現任研修等支援会議」を設置(4回開催) し、研修受講環境を向上するために調整。

#### ②[産科医の確保]

- ・臨床研修医の産科選択の動機付けとなる研修講演を実施(9/15、11/11)
- ・出産・育児等により離退職した医師の再就業を支援するため、医師バ ンクを開設(3/1)。
- ・地域の実状に応じて、医師の負担の軽減を図りつつ、地域の産科医療 提供体制を確保するため、地域協議会を設置
- ・国の緊急医師確保対策の取組みに基づき、平成20年度の入試から、横 浜市立大学医学部に神奈川県地域医療枠(恒久的定員増20名)を創設 [潜在看護師の活用]
- ・潜在助産師研修(H19.9.1~H19.12.16 7日間)として、潜在助産師 の再就業促進のための研修を1コース実施。
- ・潜在看護職員研修として、4箇所の病院において、潜在看護職員の再 就業促進のための研修を実施。(H19.11~H20.3の間に各10~18日間)
- ・院内保育施設への支援として、104カ所の院内保育施設に対し、運営 費の一部を助成。
- ③・市町村・地域との連携として、肢体不自由児運動会及び熟年健康体 操教室等を実施。関係団体等との連携として、日本スポーツ栄養研究 会・講習会、県理学療法士会新人教育プログラム等を実施。
  - ・公開講座として、ヒューマンサービス公開講座(「食と健康を考える」 をテーマ、計6回)を開催。
  - ・実践教育センターが実施する教育課程、研修の一部を、大学の施設・ 設備を活用して実施(19年8月~20年2月7課程・研修で計13回実施)。

## (3) 今後の予定その他

- ・「県独自の認定研修」は20年度にモデル事業を実施。
- ・産科など特定診療科の医師数の増加を図るため、平成21年度から横浜 市立大学医学部の定員増(5名)に伴い、奨学金制度を創設。
- ・院内保育施設については、20年度に、新たに県単独事業として、医療 関係職員のニーズの高い病児保育・延長保育に対し、加算して助成する。

#### 4 評価結果

## (1)評点 : 2点/5点满点 【理由】

- ・ 県独自の認定制度の整備につい て評価できる。
- ・潜在的助産師・看護師等の再就 職支援は、規模は小さいが効果を あげている。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

- 目標(1): 2点(20年度にモデル事 業実施予定)
- 目標②:1点(2007年度のデータはな いが、2006年度では減少。但し、行 政対応はなされている。)
- 目標③:2点(潜在看護師26人参 加中22人が再就職予定(84.6 %) · 潜在助産師33人受講中 14人が再就職予定「42.4%・ 7名も看護師、保健師として 再就職])全体の再就職率は 約73%。登録数は未把握。
- = 目標平均1.67点

方策①:2点(同上)

方策②:3点(医師バンクは3月に 開始・登録機関が6、登録医 師は0(3点)・潜在看護師 の活用3点)

方策③:3点(講座等実施)

= 方策平均2.66点

\*平均点=2.167点

- ・各人材の確保に向けて、政策が さらに充実することを求める。
- ・H20 年度に実施予定である県独 自の認定制度のモデル事業の成 果を見守りたい。

#### 【政策】

増加している高齢者介護を支え るため、サービス事業者の質の向 | 上と介護保険施設を 1.2 倍に拡充 し、定員数を 52,000 名まで引き上 げ、入所待機者を減少させます。 待を減らすため、通報や相談の体 制を強化するとともに、介護オン ブズパーソンのネットワークをつ くります。

#### 【目標】

- ○介護保険施設の定員数を 1.2 倍 ▮ 以上に拡充し、41,807名(2005 年度) を 52,000 名 (2010 年度末) に増員。
- ながわ介護オンブズパーソン┃ 認定。

#### 【具体的方策】

- ①介護サービス事業者の参入支援 と質の向上
- ②介護保険施設のさらなる整備と 運営支援
- ③高齢者虐待の防止と相談体制の 整備
- ④「介護オンブズパーソン(仮称)」 の認定

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト9「高齢者が安心 してくらせるしくみづくり!)

- 介護サービス事業者の参入支援と質 の向上(方策①)…主要施策213「介 家族や介護施設における高齢者虐 | 護保険制度の円滑な運営と適切なサ ービスの提供」の記載「要介護者など が必要とするサービスの提供の確保 と拡充に向けた取組み」、「相談・苦 情処理体制の充実などサービスの質 の向上と情報提供の充実し
- ・介護保険施設のさらなる整備と運営 支援(目標、方策②)…構成事業2「特 別養護老人ホームなどの介護保険施 設の整備促進とサービス提供体制の ○ボランティア、NPO等を「か」質的な向上」の取組内容「特別養護者 人ホームの整備(2010年度累計28,960 (仮称) 」として 200 名以上を ▮床) 」及び「介護老人保健施設の整備 (2010 年度 累計 20, 176 床) 」
  - 高齢者虐待の防止と相談体制の整備 (方策③) …構成事業4 「高齢者虐待 の防止と認知症対策の推進し
  - 介護オンブズパーソンの認定(目標、 方策④) …構成事業1 「地域ケア体制 の充実」の説明「県民との協働で介護 問題に対応するため、オンブズパーソ ンとの連携など新たな相談・苦情対応 を行うしくみづくり」、取組内容「新 たな相談・苦情対応のしくみづくり」

#### ○担当部課

保健福祉部 高齢福祉課

## (1)目標の達成状況

- ○介護保険施設の定員数→方策②
- ○かながわ介護オンブズパーソン→方策④

#### (2) 具体的方策の取組み

①・「かながわ福祉情報コミュニティ」で、介護保険指定事業所情報や介 護保険指定事業者向け情報を提供。(http://www.rakuraku.or.ip/)

3 政策実現への取組み

- ・神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて、介護サービス情報 公表制度を運用。(http://center.kaigo-kouhvou-kanagawa.jp/)
- ・サービス事業者の指定及び事業者等の指定の更新にあたっては、平成 19年10月1日以降に指定を受ける事業所について、指定申請等におい て管理者の立ち会いを求め、法令で定められた管理者の責務を適正に 果たす旨の誓約書の提出を義務づけた。
- •各サービス提供事業者の指定基準の遵守状況を確認するため、事業者 指導(集団指導、実地指導)を実施。
- ②・特別養護老人ホーム整備数(H20,2,1 現在)22,273 床 [20,258] 介護老人保健施設整備数(H20, 2, 1 現在) 16, 616 床 [15, 720]
  - ・施設職員に対する研修として、認知症介護指導者養成に係る研修、身 体拘束廃止に係る研修等の実施
- ③・身体拘束廃止推進関係研修の実施 高齢者の権利擁護に関する研修(身体拘束・虐待)442人受講 身体拘束廃止推進モデル施設養成研修(5日間13施設) 看護実務者研修(3日間57人)、看護指導者養成研修(3日間5人)
  - ・認知症の普及啓発の講師となる人材(認知症キャラバンメイト)の育 成(実務研修1回、養成研修2回)
  - 保健福祉事務所において、認知症高齢者や高齢者虐待等の処遇困難事 例についての検討会や研修会を開催(事例検討31回、研修会24回)
- ④・県内の高齢者介護に関する市民オンブズパーソンの活動状況の把握。
  - ・市町村との意見交換を実施。介護保険施設等を対象に介護相談員、民 間オンブズパーソンの受入状況の調査を実施
  - ・新たな相談・苦情対応のしくみづくりを検討し、平成20年度から「か ながわ介護アドバイザー」を創設することとした。

#### (3) 今後の予定その他

・介護相談員やサービス事業者等への助言・指導や改善提言を行う「かな ■れていることを評価する。しか がわ介護アドバイザー」を養成。

## 4 評価結果

#### (1)評点 : 1点/5点满点 【理由】

- ・介護サービスの質を向上させ るために、相談体制の整備やオ ンブズパーソンのしくみを創設 するなど、積極的な取組が行わ れている。
- しかし、施設の整備面でも質 の向上面でも、目標への到達度 は、まだ低いといえる。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(特別養護施設が 6.5%達成・介護老人施設が 16%達成)

目標②:1点 (まだ活動形態の 把握のみ)

=目標平均1点

方策①:1点(情報提供が主、質 の向上まで確認できない)

方策②:1点(まだ十分でない) 方策③:3点(研修が実施されて いる)

方策④:2点(20年から実施) = 方策平均1.75点

\*平均点=1.375点

#### (3) 今後の課題その他

高齢者福祉が重要な課題とな っている中で、様々な取組が行わ し、まだ十分な成果をあげている とはいえず、来年度以降に期待を する。

#### 【政策】

障害の有無にかかわりなく誰もが生き生きと暮らすことのできる地域社会をめざして、障害のある方の就労・活動・教育の場づくりを推進し、県内の障害者雇用を1.2倍に増やします。また、障害者自立支援法の運用については、障害者の方々の立場に配慮した円滑な対応を行うとともに、適切な評価を行います。

#### 【目標】

- ○県内の障害者雇用率 (事業所所在 地別集計) 1.6%を 1.92% (1.2 倍) に向上。
- ○障害者地域作業所の法定内移行 を支援し、地域生活の拠点機能を 充実。
- ○グループホーム・ケアホーム (2005 年実績 3,083 人)、ホームヘルプサービス (2005 年実績 180,260 時間)を 2010 年度末に 2 倍(対(2005 年実績比)に引き 上げ。
- ○養護学校等の就業率 16% (2006 年) を倍増。

#### 【具体的方策】

- ①特例子会社及び中小企業に対す る支援
- ②障害者の就労や自立を支援する ための拠点・事業の充実
- ③障害者の地域生活移行の支援と 障害者自立支援法の円滑な運用
- ④障害のある子どもたちの教育機 会や放課後等の生活の充実

### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2. 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト7「就業支援の充実と産業人材の育成」、10「障害者の地域生活を支えるしくみづくり」、16「子ども・子育て支援のしくみづくり」、20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)

- ・障害者雇用率(目標)…戦略プロジェクト7の 目標(2010 年度 1.92%)
- ・<u>中小企業等に対する支援(方策①)</u>…戦略プロジェクト7の構成事業2「障害者の雇用拡大と地域に密着した就業支援」の取組内容「『障害者しごとサポーター』の配置」
- ・障害者の就労や自立を支援するための拠点・ 事業の充実(方策②)…戦略プロジェクト7の 構成事業1「地域生活を支える福祉サービスの 充実・発展」の取組内容「民間障害福祉施設の 機能転換の推進」、構成事業2「就労・社会参 加の促進」の説明「障害者の多様なニーズに対 応する地域生活の拠点づくりの支援」
- ・養護学校の卒業生の就労支援(目標、方策②) …戦略プロジェクト20の目標「特別支援学校 高等部卒業生の就職率(2010年度30%)」
- ・障害者の地域生活移行の支援(目標、方策③) …戦略プロジェクト10の目標「グループホームなどで生活する人(2010年度5,500人)」、「ホームヘルプサービスの支給時間数(338,000時間/月)」、構成事業1の説明「障害福祉サービスの充実に努めるとともに、…グループホーム・ケアホームの整備促進などの施策に取り組む。
- ・障害者自立支援法の円滑な運用(方策③)… 戦略プロジェクト10の構成事業1の取組内容 「障害者自立支援法への円滑な移行に関する評 価」
- ・障害のある子どもたちの放課後等の生活の充 実(方策④) …戦略プロジェクト16の構成事業6「小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供」の取組内容「障害児等の日中における活動の場の確保」(教育機会の充実→政策1)

#### ○担当部課

保健福祉部 障害福祉課、子ども家庭課 商工労働部 雇用産業人材課 教育局 子ども教育支援課

## 3. 政策実現への取組み(1)目標の達成状況

- ○障害者雇用率(事業所所在地集計): 1.64%(H19.6.1)
- ○地域生活の拠点機能充実→方策②
- ○グループホーム・ケアホーム 3, 107 人 (H18)ホームヘルプサービス 194, 122 時間 (H18)
- ○就労率 25.9% (H19.3 卒業生)
- ・川崎地区、相模原地区、平塚地区の3地区を指定し、8校で就労促進のための研究を実施。
- ・企業・関係機関と連携し、生徒・保護者・教員の就労への理解を広げる ため生徒の職場体験実習、保護者の企業見学会、教員の実務研修等実施。
- ・就労した卒業生の職場定着のために「企業就労アフターフォロー研究委員会」(年4回)を実施。

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・県内3地域(湘南、西湘、県北)に「障害者しごとサポーター」を1 地域2名、計6名を配置(H20に8地域[全地域]に拡大)。
  - ・特例子会社を設置しようとする企業を設立助成金により支援。
  - ・中小企業に対する知的障害者職場指導員設置費補助を実施。
- 「障害者雇用アドバイザー」を3名委嘱。
- ②・地域活動支援センター等の地域のさまざまな障害者を支援する事業所に助成等を行うことで障害者の多様なニーズに対応。(共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援について、給付を行う市町村に負担金を支出するなど。)
  - ・障害者地域生活サポート事業として、障害者の地域生活移行に対応した事業に対して助成。障害者の地域生活移行に対応するため、施設がもっている機能等を障害者の地域生活支援に活用し、段階的に施設の機能転換及び強化を図ることで、多様な住まいの場と日中活動の場などを提供できるよう、19年度に新たに地域生活支援を目的としたメニュー事業を創設し、市町村に対して補助を行っている。
  - ・障害者地域作業所の移行先の一つである、市町村の「地域活動支援センター」整備事業に対する県単独補助制度を創設。
- ③・グループホーム・ケアホームの運営に対する支援及び建設、改修等に対する支援を市町村と共同で実施。整備促進を図った。
  - ・市町村の障害者自立支援給付事業に要する経費の一部を負担。
  - ・精神障害者退院促進支援事業については、政令市・中核市及び指定相 談事業者等に委託。個別支援及び普及啓発活動を実施。
  - ・障害者自立支援法への評価実施に向け、庁内及び外部関係者との調整 や、障害者施策推進協議会において意見把握等を実施。
- ④・教育機会の充実→政策 1
- ・障害児の放課後の居場所づくりを推進するため、市町村が実施する「日中一時支援事業」に対して補助を実施。

#### (3) 今後の予定その他

・20 年度に障害者自立支援法への評価を実施する。評価を踏まえ、 施策反映及び国への要望等を実施する。

## 4. 評価結果

#### (1)評点 : 1 点 / 5 点満点 【理由】

- ・雇用率の向上がまだ不十分である。
- ・市町村への支援が積極的に 行われているが、その実態に ついて示す資料が評価時に存 在しないため評価に反映する ことが難しい。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①1点(12.5%しか達成していない。)

目標②:2点

目標③:1点(本年度のデータ なし:行政対応は有。)

- 目標④:3点(62%達成。アフ ターフォロー研究委員会 も評価)
- = 目標平均1.75点

方策①:1点(2件に支援957千円)

| 方策② : 1点

| 方策③:1点(市町村への支援 | の状況についての資料不 | 存在・行政対応は有)

方策④:1点(市町村への支援 の状況についての資料不 存在・行政対応は有)

- =方策平均1点
- \*平均点=1.375点

## (3)今後の課題その他

・障害者自立支援法への評価を H20 年度に実施予定とのこと なので、まずはその評価結果を 待ちたい。

## 分 野 別 評 価 表 (Ⅲ 強い経済)

1. 政策別評価の結果(まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	===	
政策 1 6 インベスト神奈川 で産業競争力強化	1 点	・全体の平均は1.125点である。目標の達成度合いは低く、とりわけ企業誘致数は1/4に達していないため、小数点以下を切り捨てた。	「戦略」は策定されたが、これに基づく「インベスト神奈川第2ステージ」「神奈川R&Dネットワーク構想」「ベンチャー企業支援」等の重点プロジェクト推進の実効性については、今後の課題である。	評点: 2点(5点満点) 【理由】 ・「強い経済分野」においては、段階的に政策実現に向けて取り組ん	見され、明確な数値目標の設
政策 1 7 羽田空港国際化と 京浜臨海部活性化	2 点	・全体の平均は1.875点である。目標の評点平均を2.5点としたこと、国、川崎市など関係主体が複数ある中で段階的な準備作業を行っている点を考慮し、小数点以下を切り上げた。	・戦略プロジェクトの「年度別計画」では、 「羽田空港の再拡張・国際化の推進」について、2007~2009年度はすべて「推進」となっている。もう少しきめ細かな目標を設定する必要がある。 ・国、川崎市等との連携をいっそう強化する必要がある。	階では全般的に達成度は高くないため、分野全体の評価を2とした。 ・目標に数値を掲げている政策について、達成度に相当のばらつき	マニフェストが、後に評価されることを前提とした場合、より明確な目標設定が望まれる。
政策 1 8 高速交通ネットワ ークの整備	2 点	・全体の平均は 2.29 点である。 3点の目標については、いずれも途中の段階であり、個別方策の進捗状況も考慮して、小数点以下は切り捨てとした。		がある。この点から、分野全体に 高い評価を与えることはできな い。	・「強い経済分野」においては、 羽田空港の国際化、京浜臨海 部活性化、高速交通ネットワ ークの整備など、県だけでな く国、県内の市等との協力が
政策 1 9 中小企業の支援強 化と活性化	3点	・全体の平均は3.3点である。目標の 平均は4点と高いものの、個別方策に ついては進捗途上のモノが多く、小数 点以下を切り捨てた。	ていない。		必須である政策が少なくない。こうした協力、連携のあ り方も、今以上に評価される
政策 2 0 かながわツーリズ ムの新展開	2 点	・全体の平均は2.3点である。唯一の目標の数値が前年のデータであり、達成度が明確でないため、小数点以下は切り捨てた。			必要がある。  ・「強い経済分野」においては、 企業支援、産業振興など民間 に対するバックアップに主眼
政策 2 1 地産地消とブラン ド化で農水産業振 興	1 点	・全体の平均は 1.5 点である。新規 10 か所の設置目標について、年度別 計画はクリアしているものの、最終目標からみた達成度合いの点から小数 点以下を切り捨てた。	・学校給食における地産地消により積極的に		た
政策 2 2 産業人材育成と就 職支援 平均点	1 点 1.71	・全体の平均は1.2点である。唯一の目標のデータが前年のものであり、また個別方策の達成度が低いことを考慮し、小数点以下を切り捨てた。	・施設の再編、整備について、予定通りの進 排に期待したい。 ・就労支援の分野においては、数値目標だけ でなく、質の向上が求められる。		<ul><li>・データが前年のものであるなどの場合、正当な評価ができない。可能な限り最新のデータを揃えていただきたい。</li></ul>
十均点	1 1./1			l i	

#### 【政策】

神奈川の地域経済を強化し、新 たな雇用の場を創出するため、 「産業競争力強化戦略」を策定 し、これに基づき「インベスト神 奈川第2ステージ」「神奈川R& Dネットワーク構想」「ベンチャ 一企業支援」などの重点プロジェ クトを推進します。

#### 【目標】

- ○新規求人数年間 36.6 万人(2005 ▮ 年度)を50万人に増加。

#### 【具体的方策】

- ①「産業競争力強化戦略」の策定
- ージ」の展開
- ③「神奈川R&Dネットワーク構 || 化戦略(仮称)』を策定し 想」の推進
- ④「ベンチャー応援強化プログラ ム」の推進

#### 【期限】

○2007 年度に計画策定し同時に事 ▮ 業に着手。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト1 「地域産業力の強化 と神奈川R&Dネットワーク構想の本格 的展開」、2 「強いベンチャー企業の育成 と重点分野の振興」、3「産業集積の促進 と海外との経済交流の推進し、7「就業支 援の充実と産業人材の育成」)

- ・企業誘致数(目標)…戦略プロジェクト 3の構成事業1「『インベスト神奈川第2 ステージ』の展開」の取組内容に「新たな ○県の政策による企業誘致数 200 産業誘致策の展開」(企業誘致件数を目標 設定(4年間200件))
  - ・新規求人数(目標)…戦略プロジェクト7 の数値目標欄の記載「なお、産業振興関係 のプロジェクトなどにより新規求人数50 万人(2010年度)をめざします。」
  - ・「産業競争力強化戦略」の策定(方策①)
- ②「インベスト神奈川 第2ステ ...実施計画(政策分野別)の産業・労働分野 の施策の方向性の記述、「『産業競争力強
  - 「インベスト神奈川 第2ステージ」の 展開 (方策②) …戦略プロジェクト3に構 成事業1「『インベスト神奈川第2ステー ジ』の展開」
  - 「神奈川R&Dネットワーク構想」の推 進(方策③)…戦略プロジェクト1の取り 組む事業の記述「「神奈川R&Dネットワ ーク構想」の本格的展開のため、構想推進 体制として研究所などのネットワークの 拡大・強化等に取り組む」
  - 「ベンチャー応援強化プログラム」の推 進(方策④)…戦略プロジェクト2の取り 組む事業の記述「ベンチャー企業が次々と 「生まれ・育ち・集う」環境の形成をめざ す「ベンチャー応援強化プログラム」を推 進」

#### ○担当部課

商工労働部 産業活性課、工業振興課

### 3 政策実現への取組み (1)目標の達成状況

## 〇県の政策による企業誘致数 30 社(H20.3.26 現在)

○新規求人件数 32 3 万人(2006 年度)

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・県内経済団体・関係機関等との調整、庁内各部局への意見照会 (H19.4~8) を経て、産業競争力強化戦略を策定(H19.8)。
- ②・「施設整備等助成制度」を、中小企業支援に重点を置いた内容 で見直しを行い、「第2ステージ」として受付開始(H19.8.1)。
- ・制度利用促進のため、県内中小企業を中心に 200 社を超える 企業訪問を実施。知事による企業誘致セミナーを横浜 (H19.9.6)、東京丸の内(H19.11.1)で開催したほか、企業 誘致プロモーションを、名古屋市等(H19.11.26~27) のほか、 横須賀・三浦地域や県西地域でも実施。
- ・20年2月末現在、「第2ステージ」に中小企業6社から申請。
- ③・神奈川R&D推進協議会の開催(協議会1回、幹事会4回)
- このほか、神奈川R&Dシンポジウムの開催(1回)、大企 業保有技術の県内中小企業への移転(6回)、オンリーワン 技術フォーラムの開催(5回)、技術展示会の開催(1回)、 神奈川R&D合同展示会の実施(ソニー㈱、日産自動車㈱、 富士ゼロックス㈱、㈱リコー)、大学研究成果技術移転フォ ーラムの開催(3回) 産学公連携等による共同研究(3件)
- ・産学公技術連携データベースの構築(全データ数 2.500件)
- ・技術展示会の商談成立約4億9千万円(15社)、共同研究1件
- ④・産業競争力強化戦略に位置づけ。
  - ・大学発・大企業発ベンチャーの創出として、モデルプロジェ クト事業による支援やフォーラム(H20.2.1) を実施。
  - ・ベンチャー企業に対する直接投資の仕組みづくりとして、「か ながわベンチャー応援ファンド」による直接投資を促進。
  - ・創業、新事業の創出促進のための事業環境の整備として、各 成長段階における適時適切な支援を実施。
  - ・インキュベート機能の強化として、インキュベートマネージ ャーに対する補助金を交付。
  - ・創業の土壌づくりに向け「第4回かながわ"キラリ"チャレ ンジャー大賞」により、活躍する県内事業家を表彰。ファイ ナリストを6名選出。敢闘賞2名、大賞2名を表彰(H20.2.10)。

### (3) 今後の予定その他

## 4 評価結果 (1)評点 : 1 点 / 5 点 满点

## 【理由】

・全体の平均は1.125点である。目 標の達成度合いは低く、とりわけ 企業誘致数は1/4に達していない ため、小数点以下を切り捨てた。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

- 目標①:1点(企業誘致数の達成度 が低く、1/4にも達していな U1)
- 𝑛 ②: 1点(新規求人件数のデータ) が2006年度のため)
- =目標平均:1点
- 方策①:2点(策定にとどまり、方 策②、③、④の推進は今後 の課題として残る)
- "②:1点(「第2ステージ」の 展開について、中小企業か らの申請の実績が1/4以下)
- 」の推進について、諸会議 の開催は実施されたが、今 年度の時点では効果が明確 ではない)
- # ④:1点(「プログラム」の推 進について、今年度の時点 では効果が明確ではない)
- = 方策平均: 1.25 点
- \*平均点=1.125点

## (3) 今後の課題その他

「戦略」は策定されたが、これに基 づく「インベスト神奈川第2ステ ージ」「神奈川R&Dネットワー ク構想」「ベンチャー企業支援」 等の重点プロジェクト推進の実効 性については、今後の課題である。

#### 【政策】

2010 年に予定されている羽田空港の再拡張・国際化を神奈川県全体の経済の活性化に結びつけるため、空港の神奈川側の玄関口「神奈川口」整備構想を推進し、隣接する京浜臨海部の産業の高度化・複合化を加速させます。

#### 【目標】

- ○2008 年までに神奈川口のまちづ 計画決定) くりグランドデザインを策定。
- ○2009 年までに空港と神奈川側を 結ぶ新たな連絡路事業を着手。

#### 【具体的方策】

- ①神奈川口連絡道路の早期実現
- ②国際空港の玄関口に相応しいま ちづくりの推進
- ③ロボット産業クラスターの形成
- ④コンビナートの高度統合化の推 進

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2. 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト33「羽田空港の 再拡張・国際化と京浜臨海部活性化」)

- •神奈川口連絡道路(目標、方策①)
- …構成事業1「羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構想の推進」の説明「『神奈川口構想』の実現に向けた取組みを推進」、取組内容「羽田空港への連絡路の整備促進」(2009年の都市計画決定)
- ・<u>国際空港の玄関口に相応しいまちづくり(目標、方策②)</u>…構成事業1の 取組内容「川崎殿町・大師河原地区の 整備促進と国際臨空産業の集積」 (2008 年度のグランドデザイン策定)
- ・ロボット産業クラスターの形成(方 策③) …構成事業3「ロボット関連産 業の創出・集積」
- ・コンビナートの高度複合化の推進 (方策④) …構成事業4「エコ・エネルギー関連産業の創出・集積」の取組内容「エネルギー産業の高度化・統合化の推進」、「DMEの活用促進」

#### ○担当部課

政策部 京浜臨海部活性推進課 県土整備部 神奈川口基盤整備調 査室

# 3. 政策実現への取組み (1)目標の達成状況

- ○神奈川口のまちづくりグランドデザイン→方策②
- ○神奈川側を結ぶ新たな連絡路事業→方策①

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・東京側で策定を進めていた「羽田空港跡地利用基本計画」が連絡道路の整備を前提とするよう働きかけた結果、計画素案 (H19.10) に、連絡道路の検討範囲が位置づけられた。
- ・「第2回京浜臨海部基盤施設検討会」が開催(H20.2)され、検討状況の報告が行われたほか、今後、ルート・構造の絞り込みに向けて検討を進めることを確認。
- ②・羽田空港の再拡張をメインテーマとした「京浜臨海部再生フォーラム」を開催(H19.11.2)。
  - ・県、川崎市、地権者の3者が連携し、土地利用のあり方を検討するとともに、神奈川口の研究開発ゾーンへの研究開発施設の立地に関する企業意向把握を目的とするアンケート調査を実施。
  - ・県、横浜税関、横浜市、川崎市、経済団体と高度物流機能に関 する研究会を開催。
- ③・「ロボットビジネス応援ガイドブック」 (H19.11) 等の作成
- ・「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」と連携したビジネスセミナーや意見交換会等を開催。
- ・住宅展示場等を活用したロボット技術の実証実験(ロボパーク、 H19.11.16) への支援。
- ・「2007 国際ロボット展」に県内企業等と共同で出展 (H19.11.28 ~12.1、東京ビックサイト)。
- ・最新ロボットの展示会、ロボットの使い方を競うコンテスト(ロボLDK)の開催(H19.11.25)。
- ・レスキューロボットを活用した工作教室、競技会及び講演会の開催。
- ④・川崎市と共同して、臨海部に立地する石油精製、石油化学、鉄鋼等のエネルギー関連企業等とともに、具体的な企業間連携の取組みを検討する組織として、「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を立ち上げ(H20.1)。
- ・機器メーカー、給油所建設事業者等と「DMEインフラ等研究会」 を組織し、バイオマス等からの製造の可能性やDMEステーショ ンを併設する際の安全確保策などについての共同研究を実施。

#### (3) 今後の予定その他

- ・連絡道路事業については、2009年の事業着手を目標に、関係機関との調整や検討を進めるとともに、国等の関係機関に早期整備を働きかける。
- ・20年度に、神奈川口グランドデザインを策定する。

## (1)評点 : **2点**/5点満点 【理由】

・全体の平均は1.875点である。目標の 評点平均を2.5点としたこと、国、川 崎市など関係主体が複数ある中で段 階的な準備作業を行っている点を考 慮し、小数点以下を切り上げた。

4 評価結果

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①: 2点(2008年度までの策定に 向けて準備作業は行われたが その前年度としては、必ずし も十分ではない)

- "②:3点(2009年度までの着手に 向けた準備作業は行われた)
- = 目標平均: 2.5点

方策①: 1点(早期実現に向けての取り組みが協議にとどまっている。)

- "②:1点(推進に向けて、フォーラムの開催、アンケートの実施などにとどまっている)
- "③:1点(戦略プロジェクトにお ける事業化の実績がない)
- " ④: 2点(推進に向けて動き出しているが、国との協力が明らかでない)
- = 方策平均: 1,25点
- \* 平均点=1.875点

- ・戦略プロジェクトの「年度別計画」では、「羽田空港の再拡張・国際化の推進」について、2007~2009 年度はすべて「推進」となっている。もう少しきめ細かな目標を設定する必要がある。
- ・国、川崎市等との連携をいっそう強化する必要がある。

#### 【政策】

横浜から川崎、羽田空港、成田 空港を超高速鉄道で結び首都圏の 一体化と羽田・成田空港のハブ空 港化を図る構想を提案します。さらに、首都圏の主要都市を結ぶ自 動車専用道路網を整備することにより、国際競争に打ち勝てる産業 基盤整備を目指します。広域交通道 路や新幹線新駅、神奈川東部方面 線など県内の高速移動ネットワー クの整備を進めます。

#### 【目標】

- ○2010 年度までにさがみ縦貫道路 の相模原インターチェンジ以南 を開通。
- ○八都県市首脳会議において羽田 空港と成田空港を結ぶ超高速鉄 道整備を提案。
- ○綾瀬インターチェンジの2010年 内容 度の事業着手。 ・第二

#### 【具体的方策】

- ①超高速鉄道「羽田・成田リニア 新線」で首都圏の一体化を提案
- ②首都圏各都市を結ぶ自動車専 用道路整備の促進
- ③県内の高速移動ネットワーク の整備
- ④綾瀬インターチェンジの事業着 手

## 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2. 総合計画等の位置づけ

## 総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト33「羽田空港の再拡

張・国際化と京浜臨海部活性化」、35 「環境共生モデル都市圏の形成」、37 「交流・連携による県西地域の活性化」 、38「安全で活力ある県土づくり」)

### 地域主権実現のための基本方針に位置 づけて実施 [超高速鉄道の提案]

(取組施策 11 「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」)

- ・超高速鉄道の提案(目標、方策①)… 戦略プロジェクト33の構成事業1の取 組内容「羽田空港と成田空港の一体性を 高める超高速鉄道整備構想の提案」
- ・さがみ縦貫道路(目標、方策②③)、 (仮称) 綾瀬インターチェンジ(目標、方 策④)、国道 246 号バイパス(方策③)… 戦略プロジェクト 35 の構成事業 4、戦略プロジェクト 38 の構成事業 2 の取組 内容
- ・第二東海自動車道(方策②)、津久井 広域道路など主要幹線道路網の整備(方 策③) …戦略プロジェクト 38 の構成事 業2の取組内容
- ・<u>三浦縦貫道路(方策③)</u>…戦略プロジェクト34の構成事業4、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容
- ・<u>東海道新幹線新駅(方策③)</u>…戦略プロジェクト35の構成事業1
- ・神奈川東部方面線(方策③)…戦略プロジェクト38の構成事業1の取組内容・西湘バイパス延伸(方策③)…戦略プロジェクト37の構成事業5、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容

#### ○担当部課

政策部 京浜臨海部活性推進課 県土整備部 都市計画課 道路整備課

#### (1)目標の達成状況

○さがみ縦貫道路の相模原インターチェンジ以南の開通にむけて取り組んでいる。

3 政策実現への取組み

- ○超高速鉄道整備の提案→方策①
- ○綾瀬インターチェンジ事業着手→方策④

#### (2)具体的方策の取組み

- ①・庁内勉強会を実施するとともに、企業アンケート、eーかなネットアンケートによる企業・県民の意識の調査を行った。
  - ・知事がVOICEに「羽田・成田リニア新線構想」を投稿(H19.9)
  - ・第2回首都圏連合フォーラムで、知事が「羽田・成田リニア新線構想」を説明(H19.11.12)。
- ②・さがみ縦貫道路については、架橋工事やトンネル工事等を進めた。
- ・第二東海自動車道については、海老名南 JCT〜伊勢原北 IC で、中日本高速道路㈱から用地取得事務を受託し、取得を進めた。
- ③・国道 246 号バイパスについては、全長 29 kmの内、事業化されている厚木市内 3.6 kmと、伊勢原市内 4.8 kmの両区間で、国において用地取得が進められた。
  - ・津久井広域道路については、県道 510 号(長竹川尻)及び(都)相原城山線などで、用地取得や工事等の事業を進め、(都)相原城山線は約0.4kmの区間について、平成20年3月末に供用を開始。
  - ・西湘バイパス延伸については、国に対して早期事業化要望を行うとともに、事業分担などについて国との調整を開始した。
  - ・三浦縦貫道路については、Ⅱ期区間の全体約4.4kmのうち、先行整備区間約1.9kmについて、用地取得及び道路設計を実施。
  - ・東海道新幹線新駅については、知事によるJR東海社長等への要望活動を実施(H19.5.10)したほか、新駅設置促進期成同盟会による要望活動を実施。また、誘致体制の整備として、大学や企業等との連携事業を実施。
  - ・神奈川東部方面線については、国及び横浜市と協調して、整備主体(独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)に対し、補助を実施。測量・調査・設計、既設線内改良工事等が実施された。
- ④・環境影響予測評価実施計画書を提出し、環境アセスメント手続き に着手(H19.10)。実施計画書について、環境影響評価審査会の答 申に基づく知事意見書が出された(H20.3)。

#### (3) 今後の予定その他

## 4. 評価結果

#### (1)評点 : **2点**/5点満点 【理由】

・全体の平均は2.29点である。3点の目標については、いずれも途中の段階であり、個別方策の進捗状況も考慮して、小数点以下は切り捨てとした。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①: 2点(2010年度までの開通 に向けて、2007年度の工事 実績を1/4程度と判断)

- "②:3点(提案に向けた検討は 十分行われている)
- "③:2点(2010年度の事業着手 に向けた準備作業にとどま っている。)
- =目標平均:2.33点

| 方策①:3点(目標②に同じ)

- 2:2点(さがみ縦貫道については工事段階。第二東名の整備については、順調に進捗しているとは判断できない)
- "③:2点(整備に向けての進捗 状況が1/2に達していると は判断できない)
- # ④:2点(目標③に同じ)
- = 方策平均: 2, 25点
- \*平均点=2.29点

- ・本政策については、多額の予算と長期にわたる時間が必要である。毎年度の着実な進捗がのぞまれる。
- ・県単独で実施できない事業が含まれているため、評価が困難な部分がある。

#### 以東 I 9 (中小正耒の支援独化と活性化 1 マニフェストの内容(要点) ┃

#### 【政策】

#### 【目標】

- ○無担保クイック融資を含む制度融資実績の年間20,000件・ 2,600億円を堅持、拡大。
- ○中小企業技術・経営支援のワンストップ相談窓口を2カ所設置。

#### 【具体的方策】

- ①「中小企業活性化条例(仮称)」 の制定(再掲)
- ②中小企業無担保クイック融資 などの拡大
- ③中小企業技術・経営の一体的 支援
- ④「いきいき商店街づくり」提 案モデル事業の展開
- ⑤コミュニティビジネス支援の 充実

## 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替え で対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」、戦略プロジェクト5「地域に根ざした産業の振興」)

## 行政システム改革基本方針に位置づけて実施 「技術・経営の相談窓口の設置」

(Ⅲ-1「県民サービスの向上」)

- ・無担保クイック融資(目標、方策②)… 戦略プロジェクト1の構成事業3「経営革新の促進」の取組内容「無担保クイック保証融資を含む制度融資実績の堅持、拡大」(年間20,000件・2,600億円を)
- ・中小企業技術・経営の一体的支援(目標、 方策③)・・・戦略プロジェクト1の構成事業 4「経営と技術の総合支援」の説明「経営・ 技術相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域 に設置」、基本方針の「Ⅲ-1(1)施設や 窓口等における県民サービスの充実・向上」 の取組項目「中小企業の経営・技術支援の ワンストップ窓口の設置(2か所設置(横須 賀三浦地域・県西地域)」、戦略プロジェク ト1の構成事業4の取組内容「ホールディ ングカンパニー方式などによる連携強化」
- ・「いきいき商店街づくり」提案モデル事業 (方策④) …戦略プロジェクト5の構成事業1「まちの活力づくりへの支援」の取組内容「まちの活力再生・生き生き商店街づくり活動支援」
- ・<u>コミュニティビジネス支援(方策⑤)</u>… 戦略プロジェクト5の取組む事業の記述 「コミュニティビジネスへの支援」
- ・<u>中小企業活性化条例(仮称)(方策①)</u> →条例 5

#### ○担当部課

商工労働部 金融課、工業振興課、 商業観光流通課、産業活性課

#### (1)目標の達成状況

- ○制度融資実績の堅持、拡大→方策②
- ○平成 20 年度に、技術・経営の相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域に設置。

3 政策実現への取組み

#### (2)具体的方策の取組み

- ①→条例5
- ②・平成19年度中小企業制度融資の実績 (1月末時点)16,630件 233,201,874千円
  - ・12月1日から3月31日の4か月間、「原油・原材料等高騰対 策融資」を実施し、原油価格の高騰や改正建築基準法の影響 を受けて業況が悪化している業種に属する中小企業を金融面 から支援。(1月末時点)257件 8,987,300千円
- ③・県内中小企業を経営面から支援する(財)神奈川中小企業センターと、技術面から支援する県産業技術センターの事業連携を統括する組織として「かながわ中小企業総合支援委員会」を設置。(設置要領の策定5/31、準備会8/28、発足会11/7)
  - ・第1回委員会(3/21)、連携推進会議(2/13、2/25)、地域 窓口準備会(8/23、3/24)を開催。
- ④・商店街空き店舗流動化事業については、平成20年度に流動化 を阻害している要因等を把握するための空き店舗流動化調 査、空き店舗解消対応マニュアルの作成等を実施する。
- ⑤・人材育成事業として、支援機関(市町村・商工会議所等)の 職員向けの勉強会を実施(4回開催)
  - ・経営支援事業として、市町村等の推薦により、既存事業者等を対象とした専門家による事業診断、解決策の提案等を実施(H20.2.8 現在 6 事業者支援)するとともに、18 年度支援の8 事業者のフォローアップを行った。
  - ・創業実現モデル事業として、モデル性のある創業者への開業 資金を一部助成(5事業者支援、18年度の7事業者とあわせ 12事業者を創出・育成)
  - ・NPO法人融資を、認定2事業者に対して行った。

#### (3) 今後の予定その他

・商店街づくりの提案モデル事業については、総合的な商店街等 対策を検討した上で、平成21年度の事業化を目指す。

#### 4 評価結果

3点/5点满点

#### (1)評点 : 【理由】

・全体の平均は3.3点である。目標の 平均は4点と高いものの、個別方策 については進捗途上のものが多く、 小数点以下を切り捨てた。

#### (2) 各目標・方策の評点と理由

目標①:4点(1月末時点で目標の3/4 以上に達している)

〃 ②:4点(2008年度に設置)

=目標平均:4点

方策①: 2点(制定は2008年度)

"②:4点(目標①に同じ)

"③:3点(中小企業支援の充実は 進捗したが、相談窓口の設置 は2008年度)

" ④:1点(今年度は検討のみで終わっており、実施にいたっていない)

// ⑤:3点(支援の充実に関し、多 彩な事業が実施された)

= 方策平均: 2.6点

\*平均点=3.3点

- ・目標①については、最終的な数値で 評価していない。
- ・方策において、2007年度に未達成の部分は早急な取り組みが求められる。

#### 【政策】

神奈川の観光資源を活かし、国 内外から神奈川を訪れる人を増 加させるため、知事のトップセー ルスや広域的な連携によるプロ ジェクトなどを展開するととも に、「邸園文化圏再生構想」の推 進やグリーンツーリズム、テクノ ツーリズムなどの新たな観光資 源づくりなどにより「かながわツ ーリズム」を推進します。

#### 【目標】

○県内入込み観光客数 年間1 億7千万人。

#### 【具体的方策】

- 観光客誘致プロモーションの 展開
- ②山梨・静岡・神奈川の三県共同 外国人観光客誘致戦略の展開
- ③「東京ベイツーリズム構想」の 展開
- ④歴史・文化・自然を活かした新 たな観光資源の創造
- ⑤観光人材の確保・育成

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替え で対応

#### 2 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト4「かながわツーリズ ムの推進1.36「相模湾沿岸地域の魅力 の保全と創造」)

地域主権実現のための基本方針に位置づけ て実施「山静神の三県共同外国人観光客誘 致戦略、東京ベイツーリズム構想]

(取組施策11:県域を越えた広域行政課 題への対応に向けた自治体連携の強化)

- ・県内への年間入込観光客数(目標)…戦 略プロジェクト4の目標(2010年170,000千 人)。
- ・外国人観光客の誘致プロモーションの展 開 (方策①) …戦略プロジェクト4の構成 事業3「広域連携による観光魅力の創出と 国内外からの観光客の誘致の促進 |の取組 内容「友好県省道交流会議連携するなど観 ①トップセールスによる外国人 || 光プロモーションの充実強化|
  - 山梨・静岡・神奈川の三県共同外国人観 光客誘致戦略の展開(方策②)、「東京べ イツーリズム構想」の展開(方策③)…戦 略プロジェクト4の構成事業3の取組内容 「八都県市における東京ベイツーリズムの 取組みや三県による観光 PR の取組みなど、 広域連携による国内外からの観光客誘致に 向けた取組みの推進」
  - ・歴史・文化・自然を活かした新たな観光 資源の創造(方策④)…戦略プロジェクト 4の構成事業1「地域の特色を生かした観 光魅力づくり」、戦略プロジェクト36の 構成事業4「近代建造物と邸園を保全・活 用した地域づくり」の取組内容「邸園文化 圏再生構想の推進」
  - ・観光人材の確保・育成(方策⑤)…戦略 プロジェクト4の構成事業4「観光客を温 かく迎える環境づくり」

#### ○担当部課

商工労働部 商業観光流涌課 県土整備部 都市整備公園課 政策部 広域行政課 教育局 高校教育課

#### (1)目標の達成状況

○平成 18 年の入込観光客数 1 億 6,509 万人(前年比 2,4%増) ・市町村、各観光協会、民間事業者等と連携し、秋及び冬に集 中観光キャンペーンを実施。

3 政策実現への取組み

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・中国・上海で知事のトップセールスを実施し、観光客誘致へ の協力依頼と神奈川の観光スポットの PR を実施(H19.7)。
  - ・国や近隣都県等と連携し、国際観光展の出展や海外メディ ア・旅行エージェント等の招聘事業を実施。
- ②・「第2回山梨・静岡・神奈川三県サミット」において、富 士箱根伊豆地域への外客誘致に向け、三県の知事が直接観 光トップセールスを行うことで合意。
  - ・三県の富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会におい て外国人観光客の誘致促進に向けた事業を実施。 (韓国国際観光展への出展、F1開催を契機としたプロモ ーション事業、台湾訪日教育旅行関係者招聘事業など)
- ③・旅客船の運航実験を含む5つのプロジェクトを「21世紀の 船出プロジェクト」として実施したほか、首都圏の観光P Rとして、首都圏初となる八都県市共同の「首都圏観光キ ャンペーン」を実施。
- ④・体験学習型観光を推進するため、体験学習型観光が盛んな 教育旅行の誘致活動を実施。
  - ・「かながわの名産100選」を取り入れた体験学習型の旅行 商品化(14件)を促進。
  - ・ 邸園文化圏再生構想について、所有者・県町・運営 NPO の 協働による「地域交流館」(葉山、大磯)や「パートナーシップ 邸園」を実施したほか、「湘南邸園文化祭 2007」、邸園文 化圏再生構想フォーラム等を実施。
- ⑤・NPO等と連携し、地域ホスピタリティ向上のためのセミ ナーなどの取組みを実施。
  - ボランティアガイド等の団体が実施する研修会を支援。
  - 県立高校1校で、観光関連科目の設置に向け、教育課程へ の位置づけや科目名、学習内容などの検討し、観光関連科 目の概要を作成したほか、関係機関との連携による観光に 関する学習機会を設定(54 名参加)。

### (3) 今後の予定その他

## 4 評価結果

## (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

全体の平均は2.3点である。唯一の 目標の数値が前年のデータであり、 達成度が明確でないため、小数点以 下は切り捨てた。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(入込観光客数のデータが 平成18年のため)

=目標平均:1点

方策①: 4点(トップセールスを実施し たが、その効果については今後 判断される部分がある)

- 〃 ②:3点(達成度は概ね高いと判断 できるが、その効果については 今後判断される部分がある)
- が、その効果については今後判 断される部分がある)
- ″ ④:4点(予定通り推進されている) が、その効果については今後判 断される部分がある)
- **"(5):3点(概ね実現しているが、高** 校における観光関連科目の設 置は検討に終わっている)

= 方策平均: 3.6点

\*平均点=2.3点

- 観光分野については、県の役割はバ ックアップであることを明確に認識 した政策の展開が求められる。
- ・ 複数の担当部課間のいっそうの連携 が必要である。

#### 政策21 (地産地消とブランド化で農水産業振興)

#### 1 マニフェストの内容(要点)

#### 【政策】

神奈川の農業と水産業を振興し「地産地消」を推進するため、 大型直売センターの新設や農業 の担い手育成などを行うととも に、栽培漁業の推進などによる水 産資源の確保を進めます。また、 県内農水産物の「かながわブラン ド」の普及を推進します。

#### 【目標】

○大型直売センターを新規 10 カ所 設置。

#### 【具体的方策】

- ①大型直売センターの設置による 「地産地消」の推進
- ②学校給食での県内農水産物の利 用促進
- ③新たな農業の担い手育成事業の 推進 業の推進」
- ④栽培漁業の推進などによる水産 資源の確保
- ⑤かながわブランドの普及

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

## 2. 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト6「農林水産業の 新たな展開」、22「食育の総合的な 推進」)

- ・大型直売センターの設置(目標、方 <u>策①)</u>…戦略プロジェクト6の構成事業2「大型直売センターの計画的な整備などによる地産地消の推進」の取組内容「大型直売センターの整備支援」
- ・学校給食での県内農水産物の利用促進 (方策②) …戦略プロジェクト22の構成事業2「家庭、保育所、地域等における食育の推進」の取組内容「学校給食への地場産物の使用促進」
- ・新たな農業の担い手育成事業の推進 (方策③) …戦略プロジェクト6の構成事業1「多様な担い手による都市農業の推進」
- ・栽培漁業の推進などによる水産資源 の確保(方策④)・・・戦略プロジェクト 6の構成事業6「県民と漁業者がとも に取り組む豊かな海づくりの推進」の 取組内容「稚魚放流による栽培漁業の 推進」
- ・かながわブランドの普及 (方策⑤)
- …戦略プロジェクト6の構成事業2 の説明「かながわブランドなどの県内 産農産物のPRの強化」、取組内容「ア ンテナショップの開設」

## ○担当部課

環境農政部 農業振興課、農地課、水産課

## 3. 政策実現への取組み

## (1)目標の達成状況

○大型直売センターの設置→方策①

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・川崎地区、県西地区2カ所で大型直売センターを整備。
  - ・県内4農協に大型直売センターの効果、整備支援事業を説明 (H19.7~9)
- ②・「学校給食を活用した地産地消推進事業」として、39の協力校と、2市町の共同調理場(16校)が、「かながわ産品学校給食デー」(県内産食材を活用した献立)を実施したほか、協力校で地産地消の理解等を目的とした関連学習を実施。
- ③・かながわ農業アカデミーに就農支援部門を設置(H19.4.1)し、総合的な相談業務確立のため、就農支援実施要領や就農支援マニュアルを作成。アカデミー学生等を対象に相談業務を試行実施。4月から県民を対象に本格実施。
- ・農業サポーターについては営農計画策定研修会を実施し、市町面接、認定委員会を経てH19.9.25付けで19人を認定。3月までに19人全員(目標10人)が川崎市ほか7市町に参入。
- ④・栽培漁業協会が行うマダイ稚魚、ヒラメ稚魚など7種275万尾の放流を支援。
  - ・ホシガレイ種苗生産技術開発及び放流効果調査の実施、及びトラフグを対象とした栽培漁業の可能性の検討に着手。
  - ・ヒラメ種苗及びサザエ種苗の生産と配布の実施。
  - ・アマモ種子と苗の生産し、県内9箇所(2,157㎡)において、 漁業者やNPO等多様な主体との協働によりアマモ場を造成。
- ⑤・県内産農林水産物を積極的に取扱う販売店、飲食店等にかなが わブランドサポート店として登録いただき、普及PRの支援を 行う(2月14日現在県内155店舗)
  - ・サポート店、生産者団体、行政関係者等を集め、県内産農林水 産物の流通の課題を解決するための「情報交換会」を開催。
  - ・「かながわブランドPRコーナー」を、川崎市の「マルイファミリー溝口」地下1階食遊館内及び小田原市のロビンソン百貨店小田原1階食品館内において展開するとともに、PRコーナーでの消費者動向等の把握やイベントを実施。

### (3) 今後の予定その他

- ・学校給食を活用した地産地消推進事業については、モデル事業 (H17~H19)の成果と課題を受け、食材調達ヘルプデスク設置、かながわ産食材の学習用副教材作成、学校給食向け県産食材流通の枠組みづくりなど新たな枠組みで実施。
- ・かながわブランドアンテナショップ事業として、ホームページによる「かながわブランドアンテナショップ」の開設、運営や生鮮品等のスポット販売に対する助成等を実施

## 4 評価結果

### (1)評点 : **1点**/5点満点 【理由】

・全体の平均は1.5点である。新規10 か所の設置目標について、年度別計 画はクリアしているものの、最終目 標からみた達成度合いの点から小 数点以下を切り捨てた。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(新規10か所の設置目標 に対し、実績は2か所にとど まっている。)

=目標平均:1点

| 方策①:1点(目標①に同じ)

- "②:1点(利用促進は十分実現されたが、最終目標の460校に対する実績は1/4以下)
- "③:2点(相談業務の県民を対象 とする本格実施は2008年 度)
- " ④:3点(数値目標達成の度合い は高いが、効果については今 後判断される部分が残って いる)
- " ⑤: 3点 (ブランド普及に向けた 取り組みは十分実現された と判断できるが、効果につい ては、今後判断される部分が 残っている)
- = 方策平均: 2点
- \*平均点=1.5点

- ・大型直売センターの設置が年度目標にそって実現するよう期待したい。
- ・学校給食における地産地消により積 極的に取り組む必要がある。

#### □ マニフェストの内容(要点) ┃ 1 マニフェストの内容(要点) ┃

#### 【政策】

高等職業技術校の再編や専修学校などの連携により、若者や女性や中高年代など働く意欲のある県民が、職業能力を高める学びの場を確保します。国や民間と協力して「かながわ若者就業支援センター」などの連携によって適材適所の就職支援を充実します。中小企業の人材確保のために、雇用戦略指導やアドバイザー派遣などを実施します。ニート対策などに取り組む NPO を支援します。

#### 【目標】

○若年失業率(15~24歳)を7.3% (2005年)から7%未満に改善。

#### 【具体的方策】

- ①総合職業技術校の整備
- ②職業人材育成ネットワークの 強化
- ③仕事探しの総合支援体制の構 築
- ④中小企業の人材確保支援
- ⑤ニート・フリーター対策による 若者職業自立支援の推進

#### 【期限】

○2007 年度に計画策定し同時に事 業に着手。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替え で対応。

## 2 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト7「就業支援の充実と産業人材の育成」、18「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」)

- ・<u>若年失業率(目標)</u>…戦略プロジェクト7の目標
- ・総合職業技術校の整備(方策①)… 戦略プロジェクト7の構成事業4「総 合型職業技術校の整備及び民間機関 との連携強化による産業人材育成の 推進」の取組内容「東部総合職業技術 校の整備」、「西部方面職業技術校(仮 称)の整備」
- ・職業人材育成ネットワークの強化 (方策②) …戦略プロジェクト7の構成事業4の取組内容「『かながわ人材育成支援センター』でのキャリアコンサルティングの実施」
- ・仕事探しの総合支援体制の構築(方 <u>策③)</u>…戦略プロジェクト7に構成事 業1「フリーター等の就業支援」
- ・中小企業の人材確保支援(方策④)
- …実施計画(政策分野別)の小柱「中小 企業の経営革新への支援」「就業支援 と労働環境の整備」「産業・雇用の環 境変化に対応した人材育成」
- ・ニート・フリーター対策による若者 職業自立支援(方策⑤) …戦略プロジェクト7の構成事業1「フリーター等の就業支援」、戦略プロジェクト18の構成事業3「ひきこもりなど自立に困難を抱える青少年への支援」の取組内容「居場所づくりや自立支援に取り組むNPOなどへの支援」

#### ○担当部課

商工労働部 雇用産業人材課 労政福祉課 県民部 青少年課

## 3 政策実現への取組み

## (1)目標の達成状況 ○若年者(15~24歳)の完全失業率 2006年平均 6.6%

#### (2)具体的方策の取組み

- ①・東部総合職業技術校開校の愛称を公募し「かなテクカレッジ」に 決定。平成20年4月に開校。
  - ・西部方面職業技術校(仮称)整備工事の基本設計及び設置場所(秦 野市桜町)の地質調査を実施。
- ②・民間教育機関等と連携し企業や県民の職業能力開発を支援する「かながわ人材育成支援センター」を、県民の利便性の向上などの観点から藤沢合同庁舎内に移転し、併せてハード・ソフトの機能を充実。
  - ・多様な人材ニーズや職業能力開発ニーズを踏まえたプログラムの開発、専門知識を有するコンサルタント等による職業能力開発に係る相談、講座・指導人材・教材等の情報の提供などを実施。
- ③・「かながわ若者就職支援センター」においてキャリアカウンセリングや各種就業支援を行うとともに、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において中高年齢者の多様な就業ニーズに対応するほか、「かながわ人材育成支援センター」で関係機関の連携した取組みを推進。
- ④・安心して働ける労働環境を整備するため、職場におけるメンタル ヘルス対策、労働時間の短縮に向けた啓発、仕事と家庭の両立支援 の取組みなどを実施。
  - ・職業技術校各校において、中小企業へのインターンシップを実施。
  - ・中小企業等からの相談に応じて、職業能力開発プログラムの作成支援や実施機関、指導者の紹介や調整を実施。
- ⑤・ひきこもり等青少年の社会的自立に向け、NPOに委託し社会体験や就労体験等の実践活動をモデル的に実施。成果を県内のNPO等に還元するための「自立支援プログラム」を協働で作成。
- ・「かながわ若者就職支援センター」を中心とした、キャリアカウン セリング、各種就職支援セミナー、就業体験研修の実施などの就業 支援を実施。
- ・県内企業の若年者雇用に関する意向調査を行い、その結果を踏まえ、 企業の採用・人事担当者等を対象に、採用、定着に関する講演及び 事例発表を内容とした「かながわ若手人材活用セミナー」を開催。

#### (3) 今後の予定その他

・若者就職ガイドの作成を行うとともに、企業の意向調査結果を活用し、若年者と企業の出会いの機会の創出、年長フリーター等を対象とした支援セミナー・カウンセリング、中小企業等を対象とした企業交流会、採用活動支援セミナーを実施。

## 4 評価結果

## (1)評点 : 1点/5点満点 【理由】

・全体の平均は1.2点である。唯一の目標のデータが前年のものであり、また個別方策の達成度が低いことを考慮し、小数点以下を切り捨てた。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(完全失業率のデータ が2006年平均のため)

=目標平均:1点

方策①:3点(2つの職業技術校の うち、東部校は2008年度開 校、西部校は設計段階)

- "②:1点(県立産業技術短期大 学校の充実について、明ら かでない)
- " ③:1点(総合支援体制の構築 に向けての取り組みについ て、実績および効果が明確 でない)
- " ④:1点(人材確保支援について、実績および効果が明確でない)
- " ⑤:1点(自立支援の推進について、実績および効果が明確でない)
- = 方策平均: 1.4点
- \*平均点=1.2点

- ・施設の再編、整備について、予定 通りの進捗に期待したい。
- ・就労支援の分野においては、数値目標だけでなく、質の向上が求められる。

## 分 野 別 評 価 表(Ⅳ 豊かな環境)

1. 政策別評価の結果	結果 (まとめ)			2.この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策 政策 2 3 神奈川発・地球温暖化 対策 政策 2 4 究極のエコカー電気 自動車の開発普及 政策 2 5 環境共生の都市づく	評点 2点 1点	評点の理由 ・温暖化防止のための取組みを始めているが、成果を表す数値はまだない。 ・取組みの中には目標達成にはほど遠いものもある。 ・電気自動車はまだ研究開発の段階であり、実用化(市販)までは時間がかかるものとみられる。 ・事業実施は20年度からのものが多い。 ・事業を展開しているもの	<ul><li>・ツインシティ構想の具体 的な内容をわかりやすく示</li></ul>	評点: 2点(5点満点) 【理由】 ・環境分野では「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例(仮称)」の制定に向けて条例案の作成に着手しているが、「クールネッサンス」など具体的な施策・事業の実施は平成20年度から本格的に始まる予定であることから、19年度については2点と評価した。 ・政策24の電気自動車の開発普及は全国的にも先進的な取組といえるが、電気自動車の実用	・環境分野におけるマニフェストの提案は 先進的なものが多いが、県民の関心は必ず しも高まっているとはいえないので、事業 のPRや県民との協働にさらに積極的に 取組むべきであろう。 ・総じて環境分野の政策・施策には結果が 出るまでに時間がかかるものが多いので、 長期的な観点にたって施策体系を構築し、 目標達成までの道のりが険しい分野につ
り 政策 2 6 なぎさと川の保全·再 生	2点	もあるが、成果には結びついていない。 ・海岸侵食対策は検討段階・旧吉田邸の保存は計画策定段階。	・海岸侵食対策等、国との 連携作業で再生を急いで欲 しい。 ・どの取組についても、効 果を把握する努力が必要。	化には価格やスタンド整備など困難な問題があり、まだ研究開発の段階を脱していない。 ・政策 27 の丹沢大山の再生と花粉症対策も息の長い取組が必要な政策であるが、事業は着実に進捗していると評価できる。	いては重点的に事業予算を配分するなどの工夫がほしい。
政策 2 7 丹沢 大山の再生と花 粉症対策	3点	・継続事業も含めて、事業 は進捗している。 ・植生保護柵の設置面積は、 目標達成にはほど遠い。	・県土4割の保全には、息の長い施策が必要である。		
平均点	2 点	_			

## □ マニフェストの内容(要点) ■

### 【政策】

「待ったなし」の状況にある地球温暖化対策を地域から推進するために、県として「神奈川県温暖化対策推進条例(仮称)」を制定します。また、条例に基づき、県民・NPO、企業、行政が連携して、二酸化炭素の排出削減、省エネルギー対策、新エネルギーの活用、産業廃棄物対策、マイアジェンダ登録等に取り組むことにより、県内の二酸化炭素排出量を削減します。

#### 【目標】

- ○「神奈川県地球温暖化対策行動 推進条例(仮称)」を制定。(再 掲)
- ○2010 年までに県内の二酸化炭 素排出量を 6,578 万トン (1990 年時点の排出量) まで削減。
- ○マイアジェンダ登録数を 10 万 人に倍増。

#### 【具体的方策】

- ①「神奈川県地球温暖化対策推進 条例(仮称)」の制定(再掲)
- ②事業者の二酸化炭素排出量削減 に対する支援
- ③クリーンエネルギー自動車の普 及促進
- ④家庭における温暖化対策の啓 発・キャンペーン

## 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2. 総合計画等の位置づけ 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」)

- ・<u>二酸化炭素排出量削減(目標)</u>…戦 略プロジェクトの目標
- ・<u>マイアジェンダ登録数(目標)</u>…構成事業2「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」に取組内容「個人のマイアジェンダ登録者の拡大」(2010年度累計100,000件)
- ・事業者の二酸化炭素排出量削減に対 する支援(方策②)・・・構成事業1「事 業活動のグリーン化」
- ・<u>クリーンエネルギー自動車の普及促進(方策③)</u>…構成事業 3 「クリーンな自動車社会の実現」の取組内容「電気自動車(EV) 等低公害車の導入促進」
- ・家庭における温暖化対策の啓発・キャンペーン (方策④) …構成事業 2「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」の取組内容「インターネット環境家計簿の整備・利用者の拡大」
- ・<u>「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例(仮称)」の制定(目標・方策①)</u> →条例2

### ○担当部課

環境農政部 環境計画課 大気水質課

### (1)目標の達成状況

○「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例(仮称)」を制定→条例2

3 政策実現への取組み

- ○県内の二酸化炭素排出量について、2005 年の数値は 2009 年 4 月に暫 定値を算出する予定
- ・2008 年は、京都議定書第一約東期間がスタートし、7月に開催される 洞爺湖サミットでも地球温暖化問題が大きなテーマとなるなど、人類 共通のこの問題の解決に向けて、世界が本格的に動き出す年になるこ とから、知事が年頭会見で、神奈川でも、温暖化防止に貢献するため、 地域発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を 行い取組みを展開することとした。
- ○マイアジェンダ登録数

個人登録数 51,720件 (H20.1 末現在、19年度末比で約3,900件増)

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①→条例 2
- ②・インベスト神奈川の助成制度で環境マネジメントシステムの認証取得で助成率を優遇する措置を設けた(H19.8)。
  - ・中小企業向け環境マネジメントシステム説明会を開催(2回)
- ③・天然ガス自動車、ハイブリット自動車、新長期規制適合車のトラック等への補助を実施(ディーゼル自動車との差額相当分の 1/8 を補助)。
- ④・「地球環境イベント・アジェンダの日 2007」(H19.10.20~21)で、 "小さなことでも今すぐ行動へ"をメインテーマとし、環境活動を 行っている企業・団体の取組を紹介した他、マイアジェンダ登録の 呼びかけを実施。
  - ・県内スーパー等におけるレジ袋削減の動きに対応し、個人のマイア ジェンダ登録に、『レジ袋を断る』という項目を追加し、リニュー アルキャンペーンを実施(H19.10)。
  - ・ 個人のマイアジェンダ登録を促進し、また登録後の環境配慮活動をサポートするため、ホームページ「かながわの環境」の中に、インターネット版環境家計簿「かながわ環境家計簿 エコボ」を開設(H20.1.18)。

#### (3) 今後の予定その他

・「クールネッサンス宣言」のPRとあわせ、リーディングプロジェクトに位置付けた事業の推進を図る。

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

- ・温暖化防止のための取組みを始めているが、成果を表す数値はまだない。
- ■・C02排出量を把握する努力が必要
- ・取組みの中には、目標達成にはまだほど遠いものものある。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点:条例案への意見募 集を実施(2008年1~2月)

"②: 3点。クールネッサンス 事業を開始。ただしCO2排出量は未 把握

# ③: 2点(継続事業)。しかし目標達成にはほど遠い。

方策①:1点

# ②:3点

" ③:2点

〃 ④:3点

\*平均点=2.12点

## (3)今後の課題その他

・「クールネッサンス」の県民への 浸透を図る工夫が必要。

#### 【政策】

二酸化炭素の排出抑制等に効果 がある電気自動車の普及を図るた

■ め、「神奈川県電気自動車普及構 想」に基づき、企業・大学の技術 | の受け皿としてのインフラを整備 ▮ します。

#### 【目標】

- ○電気自動車の普及を促進し、県 内(全乗用車数 300 万台)にお いて 3,000 台以上(県内乗用車 の 1,000 台に 1 台) を普及 (2015 年目標)。
- ○電気自動車の普及にあわせ「急 速充電ステーション」を県内に 150 基設置(2015 年目標)。

#### 【具体的施策】

- ①企業による研究開発の支援
- ②モデル地区事業の実施
- ③EV用リチウム電池の検討
- ④急速充電スタンドの設置
- ⑤電気自動車の誘導策(メリット システム)の実施

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト28「地球温暖化 対策の推進」)

電気自動車(EV)の普及推進(目標)、 開発を支援し、電気自動車の機能 ■企業による研究開発の支援(方策①)、 向上・低廉化を図るとともに、そ ■モデル地区事業の実施(方策②)、E V用リチウム電池の検討(方策③)、 急速充電スタンドの設置(目標、方策 ④)、電気自動車の誘導策(方策⑤) …構成事業3「クリーンな自動車社会 ○2010 年までに電気自動車の市販 | の実現 | の取組内容 「電気自動車 (EV) 等低公害車の導入促進)

#### ○担当部課

環境農政部 大気水質課 商工労働部 工業振興課

### (1) 月標の達成状況

- ○電気自動車の市販開始…現時点では市販されていない。
- ○電気自動車の普及を促進…現時点では市販されていない。
- ・県内各地の環境フェアなどイベントに参加する「EV イベントリレー」 を県内 9 箇所で実施(H19.6~)。

3 政策実現への取組み

- ・富士重工の「R1e」の引き渡し(H19.9.6)を受け、全国自治体発の実証 実験を開始。
- 「かながわ電気自動車(EV)フォーラム 2007」を実施(H19.9)
- ・「かながわ電気自動車(EV)フェスタ 2008 | を実施(H20.3)
- ○急速充電ステーションの設置…未設置(事業計画では3基設置予定)

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・中小企業新商品開発等支援事業において、EVに関する要素技術の研 究開発テーマ2件を採択。
  - ・受託研究の実施1件。
  - ・共同研究の開始1件。
  - ・創業期・製品支援モデル事業において、燃料電池に関するテーマ1件 を支援。

#### (2)(4)

- ・電気自動車(EV)普及推進方策策定調査を実施(H19.7~11) 事業者、県民等に対してEV導入可能性等についてアンケート及びビ アリングによる調査を実施。(事業者 633 社、県民 1,607 名より回答)
- ・調査結果に基づき「かながわ電気自動車普及推進方策(素案)」を作 成(H19, 12)
- ・県民意見募集の実施(H19.12~H20.1) (意見提出件数:113件)
- ・「かながわ電気自動車普及推進方策」を策定(H20.3)
- ③・第3回「EV用リチウムイオン電池研究会」フォーラムを開催 (H19, 11, 9)。今後、研究会における検討をもとに、「神奈川R&D 推進協議会」の協力により、産学公共同研究「次世代リチウムイオン 電池研究開発」へ展開する。
- ⑤・次世代EVの販売開始(2009 年度と想定)に合わせ、国の補助金の 上乗せ補助、自動車税や自動車取得税の減額、県が所管する有料駐車 場の料金割引や優先駐車、ETCによる高速道路料金の割引について 検討。

#### (3) 今後の予定その他

・今後、「かながわ電気自動車普及推進方策」に基づき、EVの持つ環境 性能を実感できるような実証試験、モデル事業を検討・実施していく。 • 20 年度に、急速充電器及び 100 V • 200 V コンセントを県内の駐車場等 に設置し、利用実証試験を実施する。

## 4 評価結果

## (1) 評点 : 1点/5点满点 【理由】

・電気自動車普及に対する積極的 な姿勢は評価できるが、現状は研 究開発の段階にとどまっている。

#### (2) 各目標・方策の評点と理由

目標(I): 1 点

**ル②:1点** 

// ③:2点(ただし事業規模は 小さい)

方策①:1点(研究段階)

"②:2点(方策案を作成)

" ③:1点(研究段階)

# 4 : 2点((ただし事業規模) は小さい)

**"** ⑤:1点(検討段階)

\*平均点=1.4点

### (3) 今後の課題その他

・電気自動車についてもっとPR

#### 以来25(環境共主の制用 ラくり) 1.マニフェストの内容(要点)

## 【政策】

暮らしの豊かさを実感できる「環境共生都市づくり」を目指して、「ツインシティ」構想を推進します。「環境共生のための1%システム」を導入し、環境にやさしい工法やリサイクル資材などの利用を進めます。緑の回廊構想の推進や里山の保全・再生などにより、都市の緑の保全と創出を図ります。また、県民・企業と協働して廃棄物処理のリサイクル率の向上に取り組みます。

#### 【目標】

- ○すべての県の公共工事で環境 配慮型を推進。
- ○「みどり量」を4年後までに 1000 ヘクタール増加(対 2004 年度比)。
- ○里山竹林保全再生モデル地区 4年間で15地区。

#### 【具体的方策】

- ①環境共生都市の実現
- ②「環境共生のための1%システム」の導入
- ③都市緑化の推進や里山・竹林の 保全・再生
- ④廃棄物の減量化やリサイクル 率の向上

## 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2. 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」、29「循環型社会づくり」、31「都市と里山のみどりの保全と活用」、35「環境共生モデル都市圏の形成」)

- ・公共工事の環境配慮型の推進(目標、 方策②)…主要施策702「環境への負荷を軽減するまちづくり」。環境共生のための1%システムの導入については、主要施策609「事業者・消費者として県の環境配慮への率先的取組み」
- ・<u>みどり量(目標)</u>…戦略プロジェクト31の目標「市街地におけるみどりのスペース」(2004年度実績の市街地のみどりのスペースに対し973ha増加)。
- ・里山・竹林の保全再生(目標、方策③) …戦略プロジェクト31の構成事業4 「里地里山づくりの推進」の取組内容 「里地里山の保全、再生及び活用に関する条例(仮称)の制定」、「里地里山・竹 林の保全活動への支援(2010年度累計 15地区)」
- ・環境共生都市の実現(方策①)…戦略 プロジェクト35の構成事業5「ツイン シティの整備と環境共生型プロジェク トの促進」
- ・都市緑化の推進(方策③) …主要施策 707「都市公園などの整備」
- ・<u>廃棄物の減量化やリサイクル率の向</u>上(方策④) …戦略プロジェクト29

#### ○担当部課

県土整備部 県土整備総務課、技術 管理課、都市整備公園課

環境農政部 環境計画課、廃棄物対 策課、緑政課、農地課

### (1)目標の達成状況

- ○公共工事の環境配慮型の推進→方策②
- ○市街地におけるみどりのスペース 47,420ha (2004 年度実績 46,927ha に対して 493ha 増加)

3 政策実現への取組み

○里山竹林保全再生モデル地区(20年度4箇所予定)

#### (2)具体的方策の取組み

- ①・平塚市大神地区及び寒川町倉見地区の市街化調整区域について、特定 保留区域に位置づけるために必要な調査・検討を実施。
- ・平塚市大神地区、(仮称)ツインシティ橋について環境実態調査に着手。 寒川町倉見地区は、環境実態調査の前提となる既存文献調査に着手。
- ・環境と共生し、文化を大切にする生活環境の創造に向けた、「ツインシティ整備に係る企業・大学懇談会」や「ツインシティのまちづくりフォーラム」、「ツインシティ研究パートナー連絡会」で検討。
- ②・プロジェクトチームを設置(H19.7.19)し、検討した結果、「環境配慮ステップ UP+1 (ONE)システム」を構築。環境に配慮した新たな工法や設備等の導入に努め、環境配慮の取組みをさらに向上させる(ステップ UP)とともに、従来の取組みに一工夫加えた象徴的な取組み(プラスワン)を促すこととした。(20年度から実施)
- ・県土整備部公共工事グリーン調達基準等を改定して建設リサイクル資 材を率先利用するしくみを構築し、これに基づき率先利用する建設リ サイクル資材を募集し、評価委員会の意見を踏まえて認定。
- ③・茅ヶ崎里山公園 (1.6ha)、あいかわ公園 (31.8ha)、相模三川公園 (8.8ha)、東高根森林公園 (0.2ha)、境川遊水地公園 (6.3ha)、いせは ら塔の山県民緑地公園 (11.8ha) など、都市公園の整備を進めた。
  - ・緑の回廊構想については、ガイドライン冊子を作成し、担当者説明 会を開催。相模三川公園周辺でケーススタディ調査を実施。
  - ・神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例公布 (H19.12.25)。モデル地区(厚木市七沢地区外7地区)において、 地域の合意形成や里地里山保全活動等に対して支援するとともに、里 地里山シンポジウム「かながわ里地里山交流会」を実施(H20.2.2)
- ④・排出量等 18 年度 〈一般廃棄物〉 排出量:342 万t、再生利用率:24%、最終処分量:34 万t、〈産業廃棄物〉 排出量:1,817 万、再生利用率:38%、最終処分量:146 万t。不法投棄対策について、監視専用車両の配備、監視カメラの増設、夜間早朝の監視パトロールの回数増加を図るとともに、条例について周知を図った。

#### (3) 今後の予定その他

#### 4. 評価結果

## (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

- ・事業実施は20年度からのものが多い。
- ・事業を展開しているものもあるが、まだ成果には結びついて いない。

## (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:2点(実施は20年度)

" ②:3点(事業展開中)

" ③:2点(モデル地区指定 は20年度から)

| 方策①:1点(検討段階)

〃 ②:2点

" ③:2点

〃 ④:3点

\*平均点=2.1点

## (3)今後の課題その他

・ツインシティ構想の具体的な内容をわかりやすく示してほしい。

#### 【政策】

なぎさと相模川・酒匂川を一体と捉え、NPOなども含めなぎさと川を保全・再生する総合的な体制を整備し、「なぎさづくり促進協議会」や山梨県とも連携し、自然環境の保全や海岸侵食対策、不法投棄防止に取り組みます。また、「なぎさと川と共生するまちづくり」を展開します。

#### 【目標】

- ○「海岸侵食対策計画」の策定。
- ○旧吉田茂邸の保存・整備に 2009 年度に着工し、2012 年度に開園。

#### 【具体的方策】

- ①なぎさと川を保全・再生する体制の整備
- ②海岸侵食への総合対策の実施
- ③不法投棄ごみ対策の総合的な取 組み
- ④「なぎさと川と共生するまちづくり」の推進

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。一部は県・市町村の負担金 等で対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

なぎさと相模川・酒匂川を一体 と捉え、NPOなども含めなぎさ と川を保全・再生する総合的な体 制を整備し、「なぎさづくり促進」ある県土づくり」)

- ·海岸侵食対策計画(目標、方策②)
- …戦略プロジェクト36の構成事業1 「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり・川づくり」の取組内容「砂浜の 回復と保全」(海岸侵食対策計画の策 定)
- ・旧吉田邸の保存・整備(目標、方策 <u>④</u>) …戦略プロジェクト36の構成事 業5「旧吉田邸の保存・整備」
- ・なぎさと川を保全・再生する体制の整備(方策①) …なぎさに関わる市民団体のネットワークづくりは、戦略プロジェクト36の構成事業7「地域資源を生かした魅力ある地域づくり」、市民団体のネットワークづくりは、戦略プロジェクト36の構成事業7「地域資源を生かした魅力ある地域づくり」
- ・<u>不法投棄ごみ対策の総合的な取り組み(方策③)</u>…戦略プロジェクト29の構成事業4「不法投棄の防止対策の 推進」
- ・<u>なぎさと川と共生するまちづくり(方</u> <u>策④)</u> …戦略プロジェクト38の構成 事業4「『神奈川やすらぎの道』の整 備」(邸園文化圏再生構想→政策 20)

#### ○担当部課

県土整備部 県土整備総務課、砂防海岸課、河川課、都市整備公園課環境農政部 廃棄物対策課政策部 地域政策課

### (1)目標の達成状況

- ○「海岸侵食対策計画」の策定→方策②
- ○旧吉田茂邸の保存・整備→方策④

#### (2)具体的方策の取組み

①・行政の総合的な体制の整備については、さがみ湾文化ネットワーク構想の取組みの進捗とあわせ同構想の点検作業体制の中で検討を行う。

3 政策実現への取組み

- ・市民団体を中心とした企画運営会議を設置し、「相模湾海辺の環境学習フォーラム」や「相模湾アカデミー」を実施するなど市民団体のネットワークの形成に取り組んだ。
- ②・侵食対策計画策定のために、海岸への大規模な養浜及び河川内の 置き砂を行い、侵食メカニズムの究明に必要なモニタリング、調 香を行った。
- ・相模ダムの堆積土砂を有効利用するための基本的事項について、 県土整備部と県企業庁の間で協定を締結した(H19.4.1)。
- ・なぎさづくり促進協議会を開催(H19.5)し、沿岸横断的な連携を図るとともに、相模湾なぎさシンポジウム(2回、H19.8、H20.2))を開催し、侵食対策への取り組みについて県民へ啓発活動を行った。
- ③・海岸などでのポイ捨て禁止の条項を含んだ「神奈川県廃棄物の不 適正処理の防止等に関する条例」の施行(H19.4)に伴い、夏場の 海岸でキャンペーン事業を行った。
  - ・条例制定に伴い、海岸美化を幅広く県民に呼びかけるキャンペーン事業として企業やNPO、市町村を構成員とする実行委員会を設置し、「ビーチクリーンかながわ2007」を開催(H19.8.2)。
- ④・さがみグリーンライン(自転車道)は、海老名市河原口から寒川町一之宮までの延長約10km区間について、重点的に整備を進めることとし、19年度は、用地取得及び埋蔵文化財調査を実施。
  - ・酒匂川で実施している酒匂川サイクリングコース整備事業(小田原市事業)に対し、財政支援を実施。
  - ・旧吉田茂邸の保全・活用に向け、都市公園化への計画策定等(公園計画作成、建物調査等)を実施。
  - ・邸園文化圏再生構想→政策 20

### (3)今後の予定その他

- ・平成22年度(2010年度)を目途に「海岸侵食対策計画」を策定。
- ・20 年度では、新たに河川でも「不法投棄一掃キャンペーン」を企業・NPOとの連携により実施するとともに、環境美化活動を実践している市民団体やNPO等による「NPO会議」を新たに設置する。

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

- 海岸侵食対策はまだ検討段階。
- 旧吉田邸の保存は計画策定段階。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1.5点(侵食対策は検討段階。なぎさづくりについては啓発活動を実施)

"②:2点(計画策定)

方策①: 2点(体制整備までには 至っていない)

**ッ** ②:1.5点

" ③:2.5点(総合的な取組みとはいえない。)

**# 4 : 2点** 

\*平均点=1.9点

- ・海岸侵食対策等、国との連携作業で再生を急いで欲しい。
- ・どの取組についても、効果を把握 する努力が必要。

## 政 策 別 評 価 表(4-5)

#### 政策27(丹沢大山の再生と花粉症対策)

### 1 マニフェストの内容(要点)

## 【政策】

県土の4割を占める森林の豊かな恵みを子や孫に手渡すため、森林の再生に向けて水源環境の保全・再生や丹沢大山の自然再生などの取組みと一体となって、「未来につなぐ森づくり〜かながわ森林再生50年構想〜」を推進します。また、花粉の出ない森づくりを推進します。

#### 【目標】

- ○人工林面積を 50 年間で半減し 自然の広葉樹林に転換。
- ○水源の森林の確保面積を 6000 ヘクタール増加。
- ○丹沢の奥山をシカの採食から 守るため植生保護柵を 100 へ クタール設置。
- ○里山竹林保全再生モデル地区 を 15 地区設定。

#### 【具体的方策】

- ①水源の森林づくり事業の推進②丹沢大山の自然再生
- ③天然更新による混交林づくりと 広葉樹の植樹
- 4)花粉の出ない森づくり
- ⑤森林再生への県民参加促進と 「成長の森」の育成
- ⑥県産木材の有効活用促進によ る林業振興

### 【期限】

○2010 年度までに実現。

### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替え で対応。

#### 2. 総合計画等の位置づけ

総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」、30「丹沢大山の自然再生の推進」、32「水源環境の総合的な保全・再生」)

- ・混交林づくりと広葉樹の植樹(目標、方策③)
- …戦略プロジェクト32の「めざすすがた」の記載「自然力の利用や広葉樹の植栽による混交林づくり」
- ・水源の森林づくり事業の推進(目標、方策①) …戦略プロジェクト32の目標「水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積」(2010 年度14,100ha)
- ・植生保護柵(目標)・・戦略プロジェクト30の構成事業1「ブナ林の再生と希少動植物の保全」の取組内容「植生保護柵の設置」「土壌保全対策の実施」、構成事業2「人工林と渓流生態系の再生」の取組内容「渓畔林の整備」
- ・ダム湖の環境基準達成(方策①) …主要施策 621「水源環境保全・再生を支える取組みの推 進」、主要施策 622「水源地域の水環境の保全」
- ・<u>丹沢大山の自然再生(方策②)</u>…戦略プロジェクト30、構成事業4「自然公園の適正利用の推進」の取組内容「パークレンジャー制度の導入」
- ・ <u>花粉の出ない森づくり(方策④)</u> … 戦略プロジェクト32の構成事業1「森林の保全・再生」の説明「花粉の少ない森づくりを進める」
- ・森林再生への県民参加促進(方策⑤)…戦略 プロジェクト32の構成事業1の説明「県民と 協働した神奈川らしい森林づくり」、主要施策 620「県民との協働による水源の森林づくり」
- ・<u>県産木材の有効活用促進(方策⑥)</u>…戦略 プロジェクト6の構成事業4「県産木材の有 効活用の促進」、構成事業5「森林づくりを 支える民間組織の育成・強化」
- ・ 里山竹林保全再生モデル地区(目標)
- →政策 2 5
- ○担当部課

環境農政部 森林課、緑政課 県土整備部 河川課

#### (1)目標の達成状況

- ○混交林づくりと広葉樹の植樹→方策③
- ○水源林の確保 1,372ha (見込み)
- ○植生保護柵の設置 計約 10.8ha
- ○里山竹林保全再生モデル地区→政策25

#### (2)具体的方策の取組み

①・水源分収林、水源協定林及び買取りによる整備対象森林の確保を行うとともに、確保した森林の整備、管理を行った。また、協力協約の締結及び整備への補助を行った。

3 政策実現への取組み

- ・相模湖・津久井湖は、水の汚濁状況を示す一般指標となるBOD、 CODについては、環境基準を満たしている。
- ・エアレーション装置の運転によりアオコの異常発生を抑制。
- ・津久井湖沼本地区に植物浄化施設が(37,800㎡)が完成。
- ②・パークレンジャー制度については、7月に公募し、28名の応募者から3名(男性1名、女性2名)を採用(H19.8.20)。約1ヶ月の研修を経て、「かながわパークレンジャー」を発足(H19.9.15)。
- ③・水源協定林について、スギ、ヒノキの人工林の間伐等を行い、 混交林へ誘導。(混交林をめざした施業実施面積488ha見込み)
- ④・県内生産の苗はすべて花粉の少ないスギで対応、県内需要の ほか平成19年春には、東京都の花粉対策事業に7千本供給。
  - ・全国に先駆けて花粉の少ないヒノキの生産を実施。3年の育苗ののち平成19年度(20年春)は、初めて約千本を出荷予定。
  - ・「花粉のないスギ」の 1 系統は実用化。挿し木による苗木生産を開始。また、その種子についても生産を開始。
- ⑤・「県民との協働による森林づくり実行委員会」(H18.6.13 設置) による街頭キャンペーン、源林のつどい(H19.10.20)を実施
- ・「成長の森」事業を 19 年 4 月に開始(募集 4.16~5.15、赤ちゃん 1 人 3,000 円)。19 年度は 2,205 名の参加があり、県に広葉樹の苗木 5,500 本が寄付(贈呈式 H19.9.21)。やどりぎ水源林に植樹。
- ⑥・私有林からの間伐材搬出促進、県産木材産地認証管理の実施。
- ・木造公共施設及び学校等における内装木質化等の実施(5 箇所)、県産木材を使用した住宅の普及・PR(40棟)、県産木材の総合イベント「森林循環フェア2007」の開催(H19.11.9~11)
- ・県産木材を使用した庁舎木質化(本庁舎1階)

#### (3) 今後の予定その他

## 4. 評価結果

## (1)評点 : 3点/5点滿点 【理由】

- ・継続事業も含めて、事業は進捗している。
- ・植生保護柵の設置面積は、目標達成にはほど遠い。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:3点

"②:3点

# ③:2.5点(このペースでは目標達成は困難)

# ④: 2点(事業は20年度から

方策①:3点

"②:3点(3名で十分かどう か検証が必要)

" ③:3点

〃 ④:3点

**"** ⑤:3点

"⑥:3点(経済効果は測定されていない)

\*平均点=3.0点

### (3)今後の課題その他

・県土4割の保全には、息の長い施 策が必要である。

# 分 野 別 評 価 表 (V 先進のマネジメント)

1. 政策別評価の結果	果(まとめ)		2. この分野の評価	3. 今後の課題その他	
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	評点:2点 (5点満点)	
政策 2 8 新たな行財政改革でスマートな県庁 政策 2 9 県民と協働する県政	3 点	・職員数、人件費削減、第 三セクター削減は計画どお り着実に実行されている。 ・すべての懇話会等に原則 として県民委員を公募する ことが要綱に盛られたこと は大きく評価できる。	・H19 年度に策定された「民間活力活用指針」により、 今後多くの分野で民間委託が検討・導入されることが望まれる。 ・財務会計改革に主体的に取り組むことが必要である。 ・「e-かなネットアンケート」参加者を拡大するために、制度自体のPRを積極的	評点: 2点 (5 点	・財務会計改革(複式簿記・発生主義会計 の導入)は、公会計の統一的な会計基準が 策定されていないなか、総務省において複 数の会計モデルが示されるなど未知数の 部分が多い。しかしながら、現在の県は「大 勢が決まるまで様子を見る」というもの で、主体的に制度改革に取り組む姿勢が感 じられない。住民に「わかりやすい財務情 報」を提供するためにはどの会計モデルが 適切なのかを主体的に検討し、積極的に取
政策30 政策主導の組織マネジメント	3点	・すべての部局長が「部局政策宣言」(部局長マニフェスト)を作成したことは評価でき、今後の各目標達成の大きな推進力となることが期待できる。	に行うことが望まれる。 ・部局長マニフェストに記載のない事務事業や各現場レベルでマネジメント・サイクルをいかに確立していくかがこれからの課題だろう。	ジメントが徹底されることは大きく評価できる。さらに、H20 年度に設置された知事直轄組織や政策補佐官は、今後マニフェストの各目標達成を推進する大きな力となることが期待できる。	り組むことが必要であろう。  ・「部局政策宣言」(部局長マニフェスト) 導入によりトップダウン型のマネジメント・サイクルは確立されたといってよい。しかし、部局長マニフェストに載らない事務事業や各現場において、各職員が、モチベーションを高めながら個々の業務のマ
政策 3 1 新時代の人材マネジ メント	2 点	・「管理職登用試験」「キャリア開発センター」は検討が始まったばかりである。	・職員全般の民間人登用に ついての数値目標がない。 優秀な人材確保と職場全体 の活性化のために、中途採 用の拡大等を積極的に推進 すべきであろう。		ネジメント・サイクルをいかに確立してい くかが今後問われるだろう。
政策 3 2 かながわブランド戦 略 平均点	2点	・20年3月に戦略が策定された段階であり、必ずしも現段階で軌道にのっていると判断するのは早計である	・「かながわブランド戦略」 は基本戦略編がようやく策 定されたところであり、今 後の本格稼働を期待した い。		

#### 【政策】

全国トップクラスの健全財政を ランスの黒字化を実現します。

引き続き、県庁組織の簡素化や職 員数の適正な削減など行政改革を 着実に進めます。県税事務所の事務 の民間委託など、仕事の進め方を全 面的に見直し、必要な現場にきちん と職員を配置するとともに県民の 暮らしを守る「スマートな県庁」を つくります。

#### 【目標】

- ○全国トップクラスの財政健全度 を堅持し、4年以内にプライマリ ーバランス黒字化。
- ○職員数・人件費は、既に掲げてき た、2010 年度までに「知事部局職 員 (病院事業庁を含む) 1,500 人 削減」・「人件費 1,500 億円削減」 の目標を着実に実現(対 2003 年 度比)。
- ○第三セクターを、2010年度までに 18 団体と半減(対 2003 年度比)。
- ○県税事務所の事務の外部委託を 実現。

#### 【具体的方策】

- ①健全財政の堅持・充実
- ②例外なき行政改革
- ③県税事務所の事務などの民間委 託や業務削減
- ④条例サンセットシステムの導入
- ⑤水道事業の広域化、経営効率化、 民間活力導入への検討

#### 【期限】

○プライマリーバランスの黒字化 は4年以内に実現。その他は2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ 行政システム改革基本方針に位置づけて実施

(Ⅰ-3多様な公的サービスの担い手の活用、Ⅰ-4第 堅持し、4年以内にプライマリーバ ■ 三セクター等の活力向上の一層の促進、Ⅱ-4職員の効 率的な配置、Ⅱ-6財政基盤の強化と経費の節減、Ⅲ-2県民から信頼される県行政の実現)

> 総合計画に位置づけて実施〔水道事業の広域化等〕(主 要施策)

- ・健全財政の堅持・充実(目標、方策①) …「Ⅱ 6(4) 自主財源の確保と県債の新規発行抑制」の目標「2010(平 成22)年度末までに、プライマリーバランスの黒字化を 実現します。」
- ・職員数の削減等(目標、方策②)…「Ⅱ-4(2)職員 数削減の継続的取組み」の目標「知事部局(病院事業庁 を含む)職員数の 1,500 人以上削減。(※)」、「Ⅱ-6 (2) 人件費の抑制」の目標「人件費の抑制見込額 1.500 億円(※)」
- ※ 2003(平成 15)年度当初比、2010(平成 22)年度当初 までの目標
- ・第三セクターの削減(目標)…「I-4(1)県主導第 三セクターの抜本的な見直しと更なる経営改善の促進」 の目標「県主導第三セクターを 16 法人に見直し【2011(平 成 23) 年度当初】」
- ・県税事務所の事務の外部委託(目標、方策③)…「Ⅰ - 3(1)民間活力の積極的な活用」の取組項目「県税事 務の民間委託化工
- ・事業の棚卸しや積極的な民間委託(方策③)…「Ⅲ-2(3)事務事業評価の充実」の取組項目「事業総点検を 踏まえた事務事業評価の実施」、I-3(1)民間活力の 積極的な活用」の取組項目「民間活力導入指針の見直し」
- ・水道事業の広域化等(方策⑤)…「神奈川力構想・実 施計画」の主要施策 718 「安全で良質な水の安定供給の 推進」の記載「水道事業者間の連携による利用者サービ スの向上と水道事業の効率化に向けた取組みを進めま
- ・条例サンセットシステムの導入(方策④) →条例12

#### ○担当部課

政策部 財政課、税務課、 総務部 人事課、行政システム改革推進課 企業庁水道電気局 業務課

#### (1)目標の達成状況

- ○健全財政の堅持・充実→方策①
- ○職員数の削減等→方策②
- ○平成20年度当初の県主導第三セクターは24法人

3 政策実現への取組み

○県税事務所の事務の外部委託→方策③

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・プライマリーバランスは、平成18年度当初予算で640 億円の赤字、平成19年度6月現計予算で568億円の 赤字(2月補正予算段階では292億円まで赤字幅を縮 小)。
  - ・平成 20 年度当初予算では、県債の発行を、上限目標 である 1,400 億円に対し、1,266 億円と、100 億円以 上の抑制に努め、プライマリーバランスの赤字幅を90 億円まで縮小し、大幅な改善を達成。
- ② 20 年度定数 15,836 (部局 10,720、他任命 5,116) 15 年度定数 17,569 (部局 11,970、他任命 5,599) 知事部局削減数▲1,250
- ・15 年当初比 20 年度当初までの削減額 ▲1,351 億円
- ③・平成 18 年度に実施した「県の仕事の総点検」の結果 を踏まえ、外部点検及び事務事業評価を実施。
  - ・民間活力の活用の一層の推進を図るため、「民間活力 導入指針」を全面的に見直し、民間活力の活用を可能 な限り推進するための「神奈川県民間活力活用指針」 を策定(H19.10)。
  - ・ 「県税事務における民間委託の在り方に関する研究会」 の提言を受け、自動車二税について具体的な検討を進 め、「県税事務の民間委託に係る基本的な方向につい て」で具体的な実施スケジュールを作成(H19.9)。

#### ④→条例12

- ⑤・「今後の水道事業のあり方を考える懇話会」(H18.1 設 置)が 14 回の懇話会を開催し答申(H19.11.14)を受け
  - ・19 年度内に、5 事業者の共通課題を調整するための広 域的な経営調整機関の設置に向けた合意を目指す。

#### (3) 今後の予定その他

・県税事務の民間委託については、自動車税事務センター (呼称)(H20.4)、自動車税コールセンター(呼称)(H20.8) の業務を開始。自動車税管理事務所支所における窓口業 務の民間委託化に向けたシステム改修等を実施。

#### 4 評価結果

### (1)評点 : 3点/5点満点 【理由】

•職員数、人件費削減、第三 セクターの削減は計画どお り着実に実行されており、全 体として0.5点の加点とし

## (2)各目標・方策の評点と理

目標①:3点(18年度の赤字 幅を半分に縮小)

**"** ②:4点(2003年度基準 値から職員数削減達成率83% 、 4 点、人件費削減達成率 90%, 4点)

〃 ③:3点(2003年度35団 体から11削減、達成率65%)

**# 4 : 1点 (20年度から** 一部民間委託)

= 目標平均: 2,75点

方策(1): 3点(目標(1))

"②:4点(目標②) // (3): 1点(目標④)

# 4 : 2点(条例12)

**# ⑤:2点** 

= 方策平均: 2.4点

\*平均点=2.58点

#### (3) 今後の課題その他

・H19 年度策定の「民間活力 活用指針」により、今後多く の分野で民間委託が検討・導 入されることが望まれる。

## 政 策 別 評 価 表 (5-2)

#### 政策29 (県民と協働する県政)

## 1 マニフェストの内容(要点)

#### 【政策】

「対話からの政策づくり」をす べての県政の現場で徹底します。 財務情報や政策情報などを県民に 分かりやすく情報提供します。「県 民パートナーシップ条例(仮称)」 の制定や県民からの政策提案チャ レンジ制度の創設により、「県民 と協働する県政」をつくります。

#### 【目標】

- ○すべての懇話会等に「県民公募 委員」を配置。
- ○県民からの提案事業を4年間で 40本実現。

#### 【具体的方策】

- 「分かる化」の徹底
- ②メディアや I Tの活用を通じて 県民とのコミュニケーションを 充実
- ③対話型政策づくりを現場で徹底 (懇話会への県民公募委員の配 置の徹底と知事等の現地現場主 義の徹底)
- ④県民からの「政策提案チャレン ジ制度」の創設(後掲)
- ⑤ 「県民パートナーシップ条例(仮 称) 」の制定(再掲)

#### 【期限】

○2010年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (Ⅲ-2県民から信頼される県行政の実現) 総合計画に位置づけて実施〔県民の政策参加〕 主要施策)

- ・県民公募委員の配置(目標、方策③)…「Ⅲ-2(2)県民からの意見の反映」の取組項目「懇談 会等への県民公募委員の登用の推進」
- 「分かる化」の徹底(方策①)…「Ⅲ-2(1) 県民に開かれた行政」の取組項目「企業会計的手 法を導入したわかりやすい財務情報の提供」
- ・県民とのコミュニケーションの充実(方策②) …Ⅲ-2(1)の取組項目「県民と県が情報共有で きる IT システムの構築の推進」、「神奈川力構 想・実施計画」の主要施策「539 広報活動の充 ①財務会計改革と財務情報などの 実 及び「540 県政への県民参加の充実」
  - ・県民からの提案事業(目標、方策④) →政策36

県民パートナーシップ条例(仮称)(方策⑤) →条例 8

#### ○担当部課

政策部 財政課

総務部 行政システム改革推進課

県民部 広報県民課

#### (1)目標の達成状況

- ○県民公募委員の配置→方策③
- ○県民からの提案事業→政策36

#### (2)具体的方策の取組み

②・テレビ・ラジオ番組について、より幅広い視聴者に対し てアピールできるよう総合番組化により、4月に番組編 成の全面リニューアルを実施。

3 政策実現への取組み

- •e-かなネットアンケートの利用促進・機能充実のため、 キャンペーン活動を実施するとともに回答処理ソフト を試行的に導入。(37 件: H20, 2, 15 現在)
- ・フォームメールシステムの稼動(19年6月)によりセキ ュリティアップを図り、県民と県とがより安全に情報の やり取りを行うことが可能になるようにした。
- ・県ホームページのバリアフリー化について、ホームペー ジを作成する際のルールである情報バリアフリーガイ ドラインに基づきホームページの改善に取り組んでい
- ③・懇話会等については、「附属機関等の設置及び会議公開 等運営に関する要綱 等を改正 (H19.11)し、原則とし て委員の一部を公募することとした。
  - ・ウイークリー知事現場訪問及びマンスリー知事学校訪問 を実施するとともに、19年度から、現場訪問・学校訪問 の候補地(現場・学校)について、県民からの推薦を受け る制度を5月にスタート。
    - ・ウイークリー知事現場訪問 19年度45か所 (H20.1末) ・マンスリー知事学校訪問 19年度 11か所 (〃)
- ④→政策36
- ⑤→条例8

#### (3) 今後の予定その他

## (1)評点 : 2点/5点满点 【理由】

4 評価結果

- ・財務会計改革は具体的な方策の 実現に至っていないものの、県民 からの「政策提案チャレンジ制度 」の創設、すべての懇話会等に原 則として委員を公募することが要 綱に盛られたことを大きく評価し たい。
- 県民公募委員は、現行の懇話会 等の委員任期が終了するまで新た な公募委員を設置できないため評 価が低くなった。よって全体とし て0.5点の加点とした。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(20年1月の懇話会等 数66のうち公募委員を配置してい る数12、達成率18%)

"②:1点(政策36目標①)

=目標平均:1点

方策①: 0点(複式簿記・発生主 義導入の具体的な準備を行ってい ない)

**# ②:2点** 

" ③:1.5点 (公募委員配置徹) 底 1 点、知事等現地現場主義徹底 2点)

# 4 : 5点(政策36方策①)

" ⑤:2.5点(条例8)

= 方策平均: 2.2点

\*平均点=1.6点

### (3) 今後の課題その他

・財務会計改革は、公会計の統一的 な会計基準が策定されていないな か、総務省において複数のモデルが 示されるなど未知数の部分が多い。 しかしながら、県として主体的に制 度改革に取り組む姿勢が感じられ ないのは大きな問題である。

#### 【政策】

知事直轄の政策推進組織や り、知事のリーダーシップを強 化します。また、政策主導によ る組織運営を行い、現場からの 政策提案も充実します。「部局 長マニフェスト」の導入や組織 のフラット化、政策のマネジメ ント・サイクルの確立により、 全国をリードする「先進力のあ る県庁」をつくります。

#### 【目標】

- ○すべて部局長が「部局長マニフ ェスト」を提出。
- ○政策評価によるマネジメント・サ イクルを確立。

#### 【具体的方策】

- ①知事直轄組織と政策補佐官な どの設置
- ②政策主導の組織運営
- ③「部局長マニフェスト」の導 入と組織のフラット化
- ④政策評価によるマネジメン ト・サイクルの確立

### 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替え で対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ 行政システム改革基本方針に位置づけて実施

(Ⅱ-1組織の重点化と効率化、Ⅱ-2迅速に対 「政策補佐官」などの設置によ┃応できる執行体制の整備、Ⅱ-3業務プロセス の改革、Ⅱ - 6 財政基盤の強化と経費の節減) 総合計画に位置づけて実施〔マネジメント・サ イクル

- ・部局長マニフェスト(目標、方策③)…「Ⅱ - 3(1)政策マネジメント・サイクルの確立」 の取組項目「部局政策宣言制度の導入・推進」 ④) … Ⅱ - 3(1)の取組項目「政策評価による マネジメント・サイクルの確立」、「神奈川力 構想・実施計画」の第4章「計画の進行管理」 知事直轄組織等(方策①)…「Ⅱ-1(1)本 庁組織の再編」の説明文「政策立案機能や課題 解決機能の強化に向けて、本庁組織の再編整 備」、「II-2(1)新たな行政課題に迅速に対 応できる組織運営」の取組項目「政策立案機能 の強化に向けた執行体制の整備」
- ・政策主導の組織運営(方策②)…企画部門と 立案機能や課題解決機能の強化に向けて、本庁 組織の再編整備」、Ⅱ-2(1)の取組項目「政 策立案機能の強化に向けた執行体制の整備」、 政策枠は「Ⅱ-6(1)財源の効果的・効率的な 活用」の取組項目「新規課題に柔軟に対応する ための仕組みの導入」、現場からの政策提案等 は「Ⅱ-5(2)職員の意欲と能力を生かすしく
- ・組織のフラット化(方策③)…「Ⅱ-2(2) 簡素で効率的な執行体制の整備」の説明文「執 行体制の簡素化・フラット化を進め、責任の 所在の明確化、意思決定の迅速化を図りま す。」

### ○担当部課

政策部 総合政策課、財政課 総務部 人事課、行政システム改革推進課

#### 3 政策実現への取組み (1) 日標の達成状況

## ○部局長マニフェスト→方策③

○マネジメント・サイクルの確立→方策④

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・知事の指示や職員からの報告等がより迅速・緊密に行われる ようにするため、知事室を部の外に置き、知事に直結する組 織とするとともに、知事のリーダーシップや政策立案機能を 組織的に強化するため、政策補佐官等のスタッフ機能を充実 することとした(H20.4)。
- ・マネジメント・サイクルの確立(目標、方策 ②・政策立案機能の強化や新たな行政課題への対応等の観点から、 政策と予算の連携強化(総務部と企画部の再編)など、20年 4月に向けた本庁組織の再編を実施。
  - ・平成20年度の予算編成において、知事の指示に基づき、県と して特に優先的に取り組むべき課題等について、担当部局が 事 業化や体系の再構築を行い、庁内調整が整ったものにつ いて、試行的に「政策枠」と位置付け、予算化。
  - ・所属長等の庁内公募、一般職員を対象に特定のポストに対し て募集を行う一般公募、専門人材育成分野に対して募集を行 う業務公募、ポストチャレンジ制度による公募、庁内FA(フ リーエージェント)制度を実施。(H19.12)
- 財政部門の統合は、Ⅱ-1(1)の説明文「政策 ③・知事部局の長が、「部局政策宣言」(部局長マニフェスト) の知事との合意・決定・公表。あわせて任命権者が知事以外 の機関(企業庁、病院事業庁、教育委員会、県警本部)も公 ▮\*平均点=3点 表(7.31)。達成状況(自己評価)の報告を公開で実施(3.25)。
  - ・平成18年度当初から本庁の担当課長や課長代理のスタッフ職 ポスト、出先機関の部長や副部長等の中間的な管理職ポスト の見直しを進めており、19年度においても見直しに取り組ん だ。削減数(知事部局)18年度45名、19年度79名、計124名
- みの充実」の取組項目「職員提案事業の充実」な ②・総合計画審議会計画推進評価部会において、平成 20 年度以降 の具体的対応を検討。
  - 「神奈川力構想・実施計画」の進行管理において、政策評価 を総合的に実施し、その結果を「白書」として取りまとめる とともに、評価結果に基づいて翌年度の政策運営の改善を図 る「政策のマネジメント・サイクル」の確立に向けた検討を 実施。

#### (3) 今後の予定その他

- 部局政策宣言は、各地域県政総合センター長も対象とする。
- ・20 年4月の組織再編も踏まえ、政策調整と予算編成の一層の連 携を図る。

## 4 評価結果

#### (1)評点 : 3点/5点満点 【理由】

・すべての部局長が「部局政策官 言」(部局長マニフェスト)を作 成したことは評価でき、今後の取 り組みが期待できる。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:5点

# ②:2点

=目標平均:3.5点

方策①:1点(設置は20年)

**ル②:2点** 

〃 ③:5点

〃 ④:2点

= 方策平均: 2.5点

### (3) 今後の課題その他

・「部局政策宣言」(部局長マニフ ェスト) の作成によりトップダウン 型のマネジメント・サイクルの確立 が期待できる。今後は、部局長マニ フェストに記載のない事務事業や 現場でマネジメント・サイクルをい かに確立していくかが大きな課題 となるだろう。

## 政 策 別 評 価 表 (5-4)

#### 政策31(新時代の人材マネジメント)

#### 1 マニフェストの内容(要点) 【政策】

「県民とともに働く職員」を目指し、マ ネジメント能力の高い幹部職員の養 成や職員のキャリア開発を進め、職 員の専門性と「協働力」を高めるととも に、「県職員等不正行為防止条例 (仮称) により 信頼性の確保に努め ます。また、民間人公募ポストの増設 します。

## 【目標】

- ○マネジメント能力を身につけた 幹部職員を養成するため「管理 職登用試験」を導入。
- を実現。
- 為防止条例(仮称)」を制定。 (再掲)

#### 【具体的方策】

- ①「マネジメント能力の高い幹部 職員の養成(「管理職登用試 | 験」の導入)
- ②職員のキャリア開発推進と専門 | キャリア開発を推進する取組み」 性を持った職員づくり(キャリ ア開発センターの開設とキャリ ア選択制の導入)
- ③中途採用の拡充など民間人登用 める。 を拡大
- ④職員の協働力の向上と信頼性の | 確保 (一部再掲)

#### 【期限】

○2010 年度までに実現。

## 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

## 2. 総合計画等の位置づけ

#### 行政システム改革基本方針に位置 づけて実施

(Ⅱ-2迅速に対応できる執行体 制の整備、Ⅱ-5職員の意欲や能力 を生かす環境づくり)

- ・管理職登用試験の導入(目標)方 策①) …「Ⅱ-5(2)職員の意欲と などにより多様な民間人登用を拡大■能力を生かす仕組みの充実」の取組 項目に、「マネジメント能力を持っ た職員を管理職に登用するための 選考の仕組みの導入」を位置づけ。
- ・民間人登用(目標、方策③)につ いては、「Ⅱ-2(3)民間人材の活 ○課長級以上で10人の民間人登用 用 の説明文「経験者採用の充実や 民間人ポストの増設などによる多 ○2007 年度中に「県職員等不正行 | 様な人材活用」、目標「課長級以上 に、民間人登用10人【2011(平成23) 年度当初】」
  - ・職員のキャリア開発推進と専門性 を持った職員づくり(方策②)…「Ⅱ - 5(1)職員の専門性等を高める能 力開発の推進」の取組項目「職員の
  - ・職員の協働力の向上(方策④)… 県として支援に向けた取組みを進
  - · 県職員等不正行為防止条例(仮称) (目標、方策④)
  - →条例 9

## ○担当部課

総務部 総務課、人事課 県民部 NPO協働推進課

## 3 政策実現への取組み

- ○管理職登用試験の導入→方策①
- ○民間人登用→方策③

(1)目標の達成状況

○県職員等不正行為防止条例(仮称)の制定→条例9

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・部下が上司を評価する「マネジメント・サポート・システム」を導入 (H19.10)。19年度は、本庁の課長・室長117人を対象に実施。
  - ・管理職登用試験について、専門的な意見を求めるため、有識者による 検討委員会を設置(第1回19.11.22)し、管理職に求められる人材の 選抜や育成方法を検討。第4回会議で報告書が提出(20.3.25)。
- ②・キャリア開発センターについて、開設に向けた方針を検討。
  - ・大学院などへの留学の支援、自主的研究の奨励について、20年度から の実施に向けて内容を確定。
  - ・キャリア選択制の導入については、庁内公募制度等を活用し、高い意 欲と実行力に基づく人事配置を行うとともに、若手職員の長期意向把 握の際にも提示し、自らのキャリア選択を考えさせる機会を提供。
- ③・H20.2 現在6名の民間人登用の幹部職員が在籍し、民間で培った高度 な知識・経験や人的ネットワークを十分に活かし県政の主要課題に取 り組んでいる。
  - ① 産業技術センター所長(H14.7~、採用当初は副所長)
  - ② 観光振興担当課長 (H16.9~)
  - ③ 病院事業庁長(H17.4~)
  - ④ 中央消費生活センター担当課長(H18.4~)
  - ⑤ 産業技術短期大学校長(H18.4~)
  - ⑥ 東部総合職業技術校長(H19.11~)
- ・19 年度、新たに 2 名の課長級以上で民間人登用を実施
  - ①東部総合職業技術校長(任期付職員):
    - 募集(H19.7)、任期(H19.11.1~23.3.31)
  - ②かながわ農産品販売戦略担当課長(任期付職員): 募集(H20.1)、任期(H20.4.1~23.3.31(予定))
- ④・神奈川県職員ボランティアとして、ビーチクリーンアップ(8.26)、日 本大通地区クリーンアップ(10.10)、緑の再生・森林ボランティア (1.19)を実施。
  - ・職員を対象としたボランティア研修(10/5・12・19・26、11/2・9・16・30、 12/7)を実施。

#### (3) 今後の予定その他

- ・管理職登用試験について、委員会からの報告書を踏まえ実施方針を決定、 試験実施に向けて具体の制度設計や関係諸規定の整備等を行う。
- ・キャリア開発センターについては、21年度開設に向けて事業方針を策定。

#### 4. 評価結果

## (1)評点 : 2点/5点满点 【理由】

・「管理職登用試験」「キャリア 開発センター」は検討が始まった ばかりである。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点(検討段階)

"②:1点(2名登用、達成率 20%)

# ③:5点(条例9)

=目標平均: 2.33点

方策①:1点(目標①)

"②: 2点(キャリア開発セン ター開設検討1点、キャリア選択 制 3 点)

// (3):1点(検討段階)

# 40:2点

- = 方策平均: 1.5点
- \*平均点=1.92点

- ・課長級以上の民間人登用には具 体的な数値目標が示されているが 、職員全般についてはそれがない。 優秀な人材の確保と職場全体の活 性化のために中途採用の拡大等を 積極的に推進すべきであろう。
- ・具体的方策④職員のボランタリー 活動の支援は、19 年度の状況をふ まえ、今後の取り組みを注視した

## 政 策 別 評 価 表 (5-5)

#### 政策32(かながわブランド戦略)

政策32(かながわブランド戦略)			
1. マニフェストの内容(要点)	2 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
【政策】	総合計画に位置づけて実施	(1)目標の達成状況	(1)評点 : 2点/5点満点
神奈川の多彩な地域資源を「か	(主要施策)	○ブランディング戦略の策定→方策①	【理由】
ながわブランド」として総合的に		○ブランド・プロモーションの展開→方策②	・20年3月に戦略が策定された段階
発信することにより、神奈川のブ			である。これからさらなる戦略のブ
ランド・イメージを高め、住む人	略の推進」	(2) 具体的方策の取組み	ラッシュアップや具体的計画の策定
が誇りをもてる地域となり、世界		①・有識者を招いた勉強会を開催するとともに、関係課で構成する庁	、プロモーションの展開が予定され
からも選ばれる地域となることを		内検討会議準備会議において取組みの方向性等について検討を	ており、必ずしも現段階で軌道にの
目指して「かながわブランディン	政策部 総合政策課	進め、20年3月に、取組みの基本方針を示す「『かながわブラン	っていると判断するのは早計である
グ戦略」を展開します。		ディング』の取組みについて」(かながわブランディング戦略(基	ため、減点0.5とした。
		本戦略編))を策定。	
【目標】		②・20 年度に「ブランディングサイト」を構築する。	(2)各目標・方策の評点と理由
○「かながわブランディング戦略」		③・21 年度からプロモーション活動を実施する。	目標①:5点(基本戦略編策定)
の策定。			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
○かながわブランド・プロモーシ			"②: 1点(21年度以降展開)
ョンの展開。		(3) 今後の予定その他	=目標平均:3点
		・20 年度は、「ブランディングサイト」を構築するとともに、専門家	H M 1 13 1 3 M
【具体的方策】		によるプロモーション検討チームを設置し、21 年度から実施するプ	方策①:5点(目標①)
①「かながわブランディング戦略」		ロモーション活動の展開方法について検討を進め、プロモーション	
の策定		計画を策定する	"②:1点 (20年度実施)
②かながわブランド・データベー			" ②:1 派(20 千及天樞)
スの構築			" ③:1点(目標②)
③かながわブランド・プロモーシ			
ョンの展開			* 平均点 = 2. 67点
			* 平均点 — 2. 07点 
【期限】			   (3)今後の課題その他
○2010 年度までに実現。			・「かながわブランド戦略」は基本
			戦略編がようやく策定されたところ
【財源】			であり、今後の本格稼働を期待した
○既存財源内で、予算の組み替え			
で対応。			, ,

## 分野別評価表(VI新しい自治)

1. 政策別評価の結果	(まとめ)			2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	評点: 2点 (5点満点)	
政策33 分権改革と道州制の 推進	1 点	着実に取り組んでいると評価できるが、条例宣言中施行された条例は1件にとどまるなど、政策の実現状況が4分の1まで到達しているとはいえないため	・ 道州制推進首長連盟の結成が求められる。 ・ 県内市町村が地域の特性を生かした政策を実施できるよう協力、連携していくことが必要である。	【理由】 ・ 新しい自治への取組みとしては、条例 宣言の実現に向けての確かな歩み、広域 的な連携においての先導及び具体的事 業展開、市町村への支援、県民提案制度	・ 第2次地方分権の推進に向け、本 県、県議会、県内市町村一体となっ て国等へ強力に働きかけるなどの具 体的行動が求められる。さらに近い 将来の道州制の実現に向けた一層の
政策34 首都圏連合と山静神 三県連合の展開	2 点	プロジェクトを着実に実施するなど、首都圏連合や山静神 連合の連携に本県が貢献していることため	・ さらに展開を拡大することで、 国の改革への取組を促し、更な る地方分権の進展、道州制の実 現につながるが期待される。	の創設などの県民協働、自治体外交の展開など、知事の姿勢が政策に反映されつつある。	広域連携も必要である。  ・ 市町村合併は、市町村の自主的、 主体的な取組みが必要であり、県の
政策35 市町村合併と政令市 移行支援	2 点	規模、能力の高い市町村が多い本県で、市町村合併は困難といわざるを得ない。このような条件の下、合併構想を掲げ、地道な啓発活動を展開しているため	・ 合併支援は、具体的な働きかけ や議論を展開する必要がある。 ・ 相模原市の指定都市移行は、県 市協調して総務省と協議に臨む 体制を整える必要がある。	<ul><li>これらは高く評価できるが、多くが継続的に実施していく分野であることや、本県の活動のみでは達成できない困難性があるものも少なくない。</li><li>広域行政の立場から、市町村合併の支</li></ul>	支援のあり方は難しい面があるが、個々の状況を踏まえ、市町村と連携しつつ、柔軟に対応することが望まれる。 なお、今回の評価では、フォーラムの開催実績などは示されたが、市
政策36 協働型社会かながわ の創造	2点	県民提案制度の創設や男女共 同参画推進プランの改定など に成果が見られるが、県民サ ポートセンターの整備など不 確定要素が少なくないため	<ul><li>・本政策自体が県民との協働により進められることが望ましい。</li><li>・協働型社会を創造するためには、市町村と連携することが重要である。</li></ul>	援についての取組みも一定の評価ができるが、市町村の自主性を尊重しつつ、より実効性のある「支援」策が求められる。  ・ 県行政としては高く評価できるが、県民協働としての取組みとしてはさらに改善の余地がある。  ・ 以上を踏まえると、不確定要素が比較的の強い分野であるが、知事任期の4分の1の段階である現時点においては、平	町村合併への支援の実態が十分に把握できなかった。次年度以降の評価に際しては、県の「支援」について、説得力のあるデータを示すよう要望する。
政策37 自治体外交の展開	1点	各方面で自治体外交を展開しているが、県民協働型としては十分とはいえないことや、 外国籍県民への支援の検討に着手していないため	・ 県民が積極的にかかわることのできる自治体外交、外国籍県民の支援策に取り組む必要がある		・ 条例宣言に掲げた条例の実現に向け、2008年度が重要な時期であるので、着実な進展が期待される。 ・ 協働型社会、県民協働による外交を名実ともに県民主体で進めること
平均点	1.6	_	_	均値といえる本評価が妥当と判断した。 	が肝要である。

## スティストの内容(要点)

#### 【政策】

新しい地方分権改革推進法に基づく「第2次分権改革」が成功するよう、国からの税財源の移譲や法令による義務づけの廃止等について、具体的な提案と要求を行います。また、道州制特区推進法の制定をふまえて、新しい広域自治制度として、現行の都道府県制度から道州制への移行をめざしての取組みを着実に進めます。

#### 【目標】

- ○第2次分権改革において、国 税:地方税の割合が5:5にな るような税源移譲。
- ○国庫補助負担金の総件数を半減 (一般財源化)。
- ○条例制定権を活用した神奈川ら しい政策の実現。
- ○道州制実現に向けて、「道州制 推進首長連盟(仮称)」を結成 し、政治的な提案・要求の活動 を展開。
- ○道州制実現のための法律(例: 道州制推進特別措置法)を制定 するよう国に対して提案。

## 【具体的方策】

- ①分権改革(特に財源移譲)の推 進に向けた要求・提案
- ②条例制定権を活用した政策条例 の制定
- ③道州制実現に関する提言
- ④「道州制推進首長連盟(仮称)」 の結成
- ⑤「モデル道州制事業」の実施

## 【期限】

○2010 年度までに実現。

### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施(取組施策6「国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減」、取組施策7「国の政策立案等に関する県の参画の推進」、取組施策8「税財源の移譲実現に向けた取組み」、取組施策10「自治基本条例等の制定に向けた取組み」、取組施策11「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」、取組施策12「真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み」)

- ・分権改革の推進に向けた要求・提案(方策 ①) …取組施策6の記載「他の自治体と連携 して、地方への権限や事務・事業の移譲、国 の関与の見直しなどを国に対して働きかけ る」、取組施策7の記載「国に対して様々な 政策提言等を行っていく」
- ・税源移譲及び国庫負担補助金改革(目標、 方策①)…取組施策8の記載「国から地方へ のさらなる税財源の移譲に向け、地方六団体 …とも連携しつつ、様々な場を通じて国に対 して強く働きかけを行う」
- ・条例制定権の活用(目標、方策②) …取組施策10の記載「条例制定権を活用し、広域自治体としての課題等の解決に取り組みます」(個別の条例については、条例の項目で別途整理)。
- ・道州制実現のための法律の提案(目標、方策③)、モデル道州制事業(方策⑤)…取組施策11の記載「八都県市首脳会議…など、近隣自治体との協調・連携を強化します」、取組施策12の記載「全国的な道州制の議論や広域連携の実績等を踏まえ、…他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国等に対して強く働きかけていきます」
- ・<u>道州制推進首長連盟(目標、方策④)</u>… 知事の取組みとして整理

#### ○担当部課

政策部 広域行政課、財政課、税務課

#### (1)目標の達成状況

- ○税源移譲→方策①
- ○国庫負担補助金改革→方策①
- ○条例制定権の活用→方策②
- ○道州制推進首長連盟(仮称)の結成:現時点では結成されていない

3 政策実現への取組み

○道州制実現のための法律の提案→方策③

#### (2)具体的方策の取組み

- ①・地方分権改革の推進等について、県として国へ提案・要望を行ったほか、関東知事会、全国知事会としても国へ提案・要望を 事施。
  - ・地方分権改革の推進に関する意見を八都県市首脳会議でとりま とめ、アピールを実施。(H19.5.30、11.12)
  - ・地方分権改革の推進についての共同声明を横浜市及び川崎市と ともに発表。
  - ・地方分権に逆行する地方法人二税の見直しについては、県市長会、町村会とともに総務大臣等に緊急要望を実施(旧19.11.7)。
  - ・他に、東京都、愛知県、大阪府とも共同で地方法人二税の見直 しに関する要望を、総務省、財務省、自民党に対して実施。
  - ・全国知事会に、地方消費税の充実を図るための課題及び対応策 等についての検討を行い、その実現に向けて対策の実施を推進 するために、「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」が設 置
  - ・地方分権改革推進委員会が、権限移譲の推進、義務づけや関与の整理合理化、それに基づく税源配分のあり方等を検討中。
- ②・地方の自主性、自立性を確立する観点から、条例制定権の拡充 を図るための法改正を国へ提案。地方分権改革推進委員会にお いて、条例制定権の拡大について検討中。(個別の条例→条例 1~11)
- ③・道州制について、地方における検討や広域連携の実績を反映する仕組みの構築及び、計画的・安定的に推進する仕組みの法制 化等を国へ提案。
  - ・道州制等に関する情報提供を行うためパンフレットを作成した ほか、5/15 小田原、5/18 川崎、8/22 横須賀の3会場で地方分 権フォーラムを開催し、計219 人が参加。道州制に関する出前 講座を25 回実施し、計712 人が参加。
  - ・全国知事会道州制特別委員会の検討に参画。

#### ④→目標

- ⑤・八都県市首脳会議において、花粉発生源対策の検討、青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会の設置、21世紀の船出プロジェクトの実施、地方分権担当者会議における道州制の研究、など実施。
  - ・道州制について、地方における検討や広域連携の実績を反映する仕組みの構築を国へ提案。

#### (3) 今後の予定その他

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 : 1 点 / 5 点満点 【理由】

・ 全体に着実に取り組んでいると評価できるが、条例宣言中施行された条例は1件にとどまっていることや、国の実施いかんが目標達成状況を左右するものが多く、現時点では政策の実現状況が4分の1まで到達しているとはいえないため、小数点以下を減点した。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:1点 国等へ働きかけを行って いるが、税源移譲は未実施である。

- "②:1点 国等へ働きかけを行って いるが、国は検討段階にとどまる。
- "③:1点 条例宣言11件中、施行され政策化されたものは1件である。
- 〃 ④:0点 首長連盟が未結成である

』 ⑤:2点 実施済み

=目標平均:1点

方策①:2点 実施済み

" ②:1点 目標③

〃 ③:2点 実施済み

∅:0点 結成に向けての取り組みが行われていない。

" ⑤: 2点 実施済み

= 方策平均: 1.4点

\*平均点=1.2点

- ・ 税財源移譲や道州制の推進に向けては、全国及び近隣の自治体と連携して継続的に活動し、機運を高めていくことが必要ではないか。そのためにも、道州制推進首長連盟の結成が求められる。
- ・ 分権改革の推進にあっては、県独自 でできる条例制定や政策推進に取り組 むとともに、県内市町村が自己決定と 自己責任のもと、地域の特性を生かし た政策を実施できるよう協力、連携し ていくことが必要である。

#### 【政策】

「首都圏連合」を具体化するために、八都県市首脳会議を核として超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」構想などの共同プロジェクトを推進します。また、山梨・静岡両県との山静神知事会議を核として観光、防災等の連携を強化し、広域課題の解決に取り組みます。 

づけて実施・首都圏連合 
首都圏連合 
首都圏の共の実施(目標・方法を様として観光、防災等の連携を強化し、 
広域課題の解決に取り組みます。 

では、方法を越えた広

#### 【目標】

- ○首都圏における共通政策・共同 置づけ。 プロジェクトを3つ以上実施。
- ○「首都圏連合フォーラム」を毎 年度開催し、提言をとりまとめ、 各都県市の政策に反映させると ともに、国の改革を先導。
- ○「山静神三県連合(仮称)」に おいて、観光戦略の策定、防災 協定の締結などの広域連携を強 化。

#### 【具体的方策】

- ①首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施
- ②「山静神三県連合(仮称)」に おける共同プロジェクト・連携 の推進

#### 【期限】

○2010 年度までに実施

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

### 2. 総合計画等の位置づけ 地域主権実現のための基本方針に位置 (1)目標の達成状況

・首都圏連合フォーラムの開催(目標)、 首都圏の共通政策・共同プロジェクト の実施(目標、方策①)、「山静神三 県連合(仮称)」における連携の推進 (目標・方策②)…取組施策11「県域 を越えた広域行政課題への対応に向け た自治体連携の強化」)(個別の政策課 題については、総合計画の取組みに位 置づけ。

#### ○担当部課

安全防災局 災害消防課 環境農政部 森林課 商工労働部 商業観光流通課観光室

政策部 広域行政課

県土整備部 道路整備課

## 3. 政策実現への取組み

- ○首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施→方策①
- ○首都圏連合フォーラムの開催
- ・第2回首都圏連合フォーラムを開催(H19.11.12)し、「第2回首都 圏連合フォーラム宣言」を採択。今後、北海道・洞爺湖サミットに 向けた環境問題への取組をはじめ、首都圏における広域連携をより 一層推進することの重要性を確認。
- ○「山静神三県連合(仮称)」における連携の推進→方策②

#### (2) 具体的方策の取組み

- 題については、総合計画の取組みに位 ①・超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」の提案→政策18
  - ・花粉発生源対策の推進について、本県からの提案(H19.5.30)に 基づき、首都圏連合協議会に「花粉発生源対策推進検討会」を設 置。中間報告(H19.11.12)を踏まえ、「花粉発生源対策 10 ヵ年 計画(仮称)」の策定を検討。
  - ・東京ベイツーリズムについては、「21世紀の船出プロジェクト」として、「東京湾における旅客船運航実験」や「首都圏広域周遊の促進」などのプロジェクトを推進したほか、首都圏の観光PRとして、首都圏初となる八都県市共同の「首都圏観光キャンペーン」を実施。
  - ・魚介類の産卵の場や育成の場であるアマモ場の造成活動を、県内9 箇所で展開するとともに、県・横浜市・川崎市三首長懇談会において、今後連携して取り組んでいくことを確認した。また、東京 湾岸自治体環境保全会議と共催で勉強会を開催したほか、東京都 が実施する東京港水質改善対策検討調査事業への協力を行った。
  - ②・観光について、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会において、外国人観光客の誘致促進に向けた事業を実施。 第2回山静神サミットにおいて、「三県知事による観光トップセールスの実施」や「『富士山ライジングプロジェクト(仮称)』を策定し、連携して国内外からの観光客誘致の促進に取り組む」ことについて合意。
    - ・防災について、災害対策山静神連絡会議において、三県で防災協 定の締結に向けて検討することを確認。
    - ・交通について、「山梨・静岡・神奈川三県広域問題協議会道路検 討会」や「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」と、意見交換を行った。
    - ・ 上記を始めとする県域を越えた課題の解決に向けた取組みを一層 推進するために、三県共同で、首都圏及び中部圏の広域地方計画 への位置付けに向けた提案(「(仮称)富士箱根伊豆交流圏プロジェクト」)を行った。
  - (3) 今後の予定その他

## 4 評価結果 (1)評点 2点/5点滿点

## (I)評点 : 2 点 / 5 点滴。 【理由】

・ プロジェクトを着実に実施する など、首都圏連合や山静神連合の 連携に本県が貢献していること ため、小数点以下分を加点した。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

目標①:2点 実施済み

- "②:1点 実施済み ただし、国の改革の先導の成果 は不明である。
- "③:1点 実施済み ただし、観光戦略等の策定は 2008年度の予算化を図った段 階であること、三県の防災協定 は締結に向けての検討前段階 である。
- =目標平均:1.3点 方策①:2点 実施済み "②:2点 実施済み =方策平均:2点 \* 平均点=1.65点

- ・ 両連合において一層の連携強化 と成果を上げることが望まれる。
- ・ これらの取組みを拡大していく ことで、国の改革への取組みを促 し、更なる地方分権の進展、道州 制の実現につながるが期待され る。
- 21世紀の船出プロジェクトなどは、民間活力で対応することも検討すべきではないか。

## 策 別 評 価 表(6-3)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位    置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
【政策】	地域主権実現のた	(1)目標の達成状況	(1)評点 : 2点/5点満点
市町村の機能を強化し、東西	めの基本方針に位	○市町村合併の検討の支援→方策②	【理由】
バランスのとれた地域主権型	置づけ実施	○政令市移行への支援→方策①、中核市の誕生を支援→方策②	・ 指定都市、中核市、特例市を多く抱え、規模、能力
の県土づくりを進めるため、自	(取組施策4「自主	(2) 具体的方策の取組み	村が多い本県においては、市町村合併は他県に比べ困
主的な市町村合併の推進につ	的な市町村合併の	①・市からの「県市連絡会議」設置要請を踏まえ、「神奈川県・相模	このような条件の下、合併構想を掲げ、地道な啓発活
いて構想を策定し、積極的に支	推進等に向けた取	原市政令指定都市移行県市連絡会議」と幹事会議設置	ていることから、小数点以下分を加点した。
援します。また、新たに政令指	組み」、取組施策5	(Н19. 7. 26) 。	(2)各目標・方策の評点と理由
定都市と中核市が円滑に誕生	「市町村への権限	・移譲事務を把握するため、全庁的な「事務事業基礎調査」を実施	■ 目標①:2点 「構想」が策定され、フォーラム、研修
できるよう、権限移譲、情報提	移譲の推進と関与	(8.1~)。	している。
供その他の支援を行います。	等の廃止・縮減」)	・幹事会議を開催し、調査結果(中間集計)を市に提供(11. 12)。 ・事務事業基礎調査(2 次調査)を実施(12. 7~12. 20)。	// ②:1.5点
		・事務事業基礎調査(2次調査)を実施(12.7~12.20)。 ・事務事業調査結果を市に提供(H20.1.10)。	1) 2点 相模原市の指定都市移行に向けての協議
【目標】	●・市町村合併の検討	・市から県に事務移譲に関する基本的な考え方を提示(1.18)。	支援が行われている。
○「市町村の合併の推進に関	の支援(目標、方策	・連絡会議において事務移譲に係る県の基本的考え方を提示(2.4)。	2) 1点 一般的な合併に向けた啓発以外に中核市
する構想」を 2007 年度に策	②)、政令市移行へ	・県の各部局単位のワーキングにより移譲事務等について協議	ての具体的な支援は必ずしも十分とはいえない。
定し、これに基づき少なく	の支援(目標、方策	(H20. 2∼3) 。	=目標平均:1.75 点
とも2地域以上で、市町村	①)、コミュニティ	・連絡会議においてワーキングの結果を確認、今後の進め方を協議	方策①:2点 相模原市への支援を行っていることは理
の意向を聴きながら、合併	自治への支援(方策	(3. 25) 。	、県市間で十分に調整が図られていない点も見受け
の具体的検討を行うよう助	④) …取組施策4	②・「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」	"②:2点 県西区域の構想対象市町村への位置付け
言、支援。		を策定(H19.10.31) 、同構想において県西圏域の2市8町を構想 対象市町村として位置づけ。	ラム・研修等の取組は評価できるが、一般的な枠組
○1)相模原市の政令指定都市	■・市町村への権限移	・市町村合併や県の構想を分かりやすく解説した小冊子を作成。	発活動が中心となっていると考えられる。
移行を支援	譲(方策③)…取組	(H19. 12)	∥ ③:3点 本県では、従来から積極的に市町村への 進められており、さらに市町村との協議に基づき着
2) 県西部等における新たな	11	・一般県民を対象とした市町村合併出前講座の実施:12回、468人	
中核市(1市以上)の誕生		・市町村合併フォーラムの開催: 5 回、1, 310 人	/ ④:1点 市町村合併推進に向けての啓発活動にお
を支援。	┃○担当部課	・市町村職員・議会議員対象の研修会の実施:17 回、1,456 人	パラ・1 点
	総務部 市町村課	・県西地域合併検討会(2市8町の首長で構成)にオブザーバー参	標達成に向けた効果面で疑問がある。
【具体的施策】		加 (5.14、11.7、2.7、3.21)	= 方策平均:2点
①相模原市の政令市移行への		③・庁内や市町村の意見を聞きながら、移譲の検討対象とする項目(リスト)を更新するとともに、県の事務所管課との調整を経てメニ	*平均点=1.875点
支援		ー ストノを更利するとこもに、原の事務所官誌との調査を経てケーー ュー(リストのうち翌年度から移譲可能な権限)を更新。19年度	(A) A (A) = ===== → = (A)
②県西部における自主的な市		はリスト、メニューとも1権限ずつを追加(H19.8)。	<ul><li>市町村合併は、本来市町村の自主的、主体的な取組</li></ul>
町村合併の検討の支援		・平成20年度からの移譲に向け市町村と協議を行い、平成20年度	ある。その趣旨から、県の支援は当該市町村の政治情
③市町村への権限移譲		から25市町村にメニューの中の6権限を移譲。	らみ難しい対応を迫られる。
④コミュニティ自治への支援		・市町村からの要望などを踏まえ、土地利用に係る権限について、	本県においては、住民向けのフォーラムや市町村職 や、個々の市町村の要望に応じた相談対応など側面的・
		庁内で検討の場を設け、移譲の可能性などについて検討を開始。	**、個々の印刷刊の安全に応じた相談対応など側面的・   業を鋭意実施していることは評価に値する。
【期限】		④・市町村合併について詳しく説明した小冊子「これからのまちづく	- これらに加えて、真に合併が望ましい地域に対して
○2010 任度までに宝钼		りと市町村合併」に、地域自治組織の説明及び相模原市の取組事	体的な働きかけや議論を展開していくことも必要では

○2010 年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替え で対応。

- 例を掲載。
  - ・市町村合併の議論を喚起する取組みとして実施している出前講 座、フォーラム、研修会で同小冊子を活用して、地域自治組織の 説明や相模原市の取組事例を紹介。

#### (3) 今後の予定その他

力の高い市町 困難である。 活動を展開し

修会等を実施

- 義等を通じて

理解できるが きけられる。

- けや、フォー 組み設定や啓
- の権限移譲が 着実に推進し
- おいて小冊子 掲げられた目

組みが必要で 情勢などもか

職員の研修会 内・間接的な事

ては、県が具 体的な働きかけや議論を展開していくことも必要ではないか。 ・ 相模原市の指定都市移行については、まさに佳境を迎えている

- ので、県市協調して総務省と協議に臨む体制を整える必要があ
- ・ 権限移譲については、基礎自治体の財政負担や人的問題に配慮 した対応が必要ではないか。

#### 【政策】

県民・NPOと県との協働をより一層推進して「新しい公共」の創造に取り組んでいきます。このため協働事業に加え、「県民からの政策提案チャレンジ制度」を創設します。また、「協働型社会かながわ」を実現に向けて、コミュニティカレッジの本格開設、男女共同参画社会の実現を図ります。また、協働の原則、県とNPOの協約、NPO等への支援などを定める「県民パートナーシップ条例(仮称)」を制定します。さらに、かながわ県民活動サポートセンターのリニューアルを行います。

## 【目標】

- ○「県民からの政策提案チャレンジ制 度」による政策提案40本の実現。
- ○「協働型社会かながわ」を実現する ための「県民パートナーシップ条例 (仮称)」の制定。(再掲)

## 【具体的方策】

- ①「県民からの政策提案チャレンジ制度」の創設
- ②コミュニティカレッジの本格開設
- ③男女共同参画社会の推進とDV被 害者支援
- ④「県民パートナーシップ条例(仮 称)」の制定(再掲)
- ⑤かながわ県民活動サポートセンタ ーのリニューアルと機能強化の検 討

## 【期限】

○2010年度までに実現。

## 【財源】

- ○政策提案の実現のために年1億円。
- ○その他は既存財源内で、予算の組 替えで対応。
- ○施設整備に関しては民間活力など も活用

#### 2 総合計画等の位置づけ

#### 総合計画に位置づけて実施

(戦略プロジェクト25「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」、24「男女共同参画社会の実現」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施[NPO等との協働](I-2「企業、NPOなどとの協働と連携」)

- ・<u>県民からの政策提案チャレンジ制度(目標、方策①)</u> …戦略プロジェクト 25 の構成事業 2 「県民からの政 策提案制度の創設」
- ・NPOとの協働事業提案等の充実」(方策①)…戦略プロジェクト 25 の構成事業 1 の取組内容「『かながわボランタリー活動推進基金 2 1』事業の実施」「県提案型協働事業」、基本方針の「I 2(1)企業、NPOなどとの協働・連携の推進」の取組項目「NPOとの協働事業提案、政策協働のための仕組みの充実」
- ・<u>コミュニティカレッジ(方策②)</u>…戦略プロジェクト25の構成事業 4 「地域人材の育成」、基本方針の I 2 (1)の取組項目「『かながわコミュニティカレッジ』の本格開設に向けた取組み」
- ・<u>男女共同参画の推進とDV被害者支援(方策③)</u>… 戦略プロジェクト24
- ・サポートセンターのリニューアル (方策⑤) …戦略プロジェクト 25 の構成事業 3 の取組内容「かながわ県民センターの再整備」、運営形態や女性センターなど他の機関との連携を含めた機能強化の検討については、基本方針の I 2 (1) の取組項目「かながわ県民センターの再整備とかながわ県民活動サポートセンターの機能強化の検討」、主要施策 519「ボランタリー活動の推進と県民サービス提供の拠点の充実」の記載「かながわ県民活動サポートセンターの運営や機能強化の検討について、県民・N P O との協働により検討を進める」
- ・県民パートナーシップ条例(目標、方策④) →条例8

#### ○担当部課

政策部 総合政策課

県民部 NPO協働推進課、人権男女共同参画課

## 3. 政策実現への取組み(1)目標の達成状況

- ○県民からの政策提案チャレンジ制度→方策①
- ○県民パートナーシップ条例(仮称)の制定→条例 8

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・県民からの政策提案を募集し、147 件の提案があり庁内の一次審査を経た8 件について有識者・公募委員・県職員等による二次審査を実施。4 件の提案について知事審査(事業実施予定部局と提案者の共同プレゼン)を公開で実施(12/18)。採択結果を公表(12/25)。
  - NPO 等と県の協働を進めるための冊子を発行 (H19.7.25)するとともに、県内4箇所(相模原、 横浜、小田原、川崎)でフォーラムを開催。
- ・協働事業負担金 13 件、県提案型協働事業 9件 を実施。

県の仕事の総点検・外部点検に県民代表、NPO も参画。

- ②・一般講座の充実(18 年度 8 講座→19 年度 14 講 座)
  - ・県専修学校各種学校協会と協働し、高校生等向 け職業体験学習プログラム「仕事のまなび場」 を実施。
  - •「(仮称) かながわコミュニティカレッジ開設 基本計画 | を策定
- ③・「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定を 実施。
  - ・ 就業やキャリアアップ、子育て後の再就業への チャレンジ支援を実施
  - ・条例に基づく届出調査の結果の指標化を検討するとともに企業訪問、シンポジウム等普及啓発 の推進
  - ・市町村等関係機関やNPOなどと連携・協働し、 相談、保護、自立に向けた準備を行うための住 まい (ステップハウス) の確保

#### ④→条例8

- ⑤・かながわ県民センターの充実を図るため、整備 手法等に関する専門的調査を実施。
  - ・県及び市町村の設置する支援施設、NPOとの 連携と情報の共有を図るため、ボランタリー活 動支援施設ネットワーク会議を開催。

#### (3)今後の予定その他

・平成21年度にコミュニティカレッジを本格開設。 ・かながわ県民センター再整備基本構想を策定する。

#### 4. 評価結果

#### (1)評点 : 2点/5点満点 【理由】

・ 県民提案制度の創設や男女競争参画推進 プランの改定などに成果が見られるが、県 民提案制度の実現が2008年度以降の取組み となること、県民サポートセンターの整備 方策が不明なことなど、不確定要素が少な くないことから、小数点以下を減点した。

#### (2)各目標・方策の評点と理由

- 目標①:1点 県民政策提案制度を創設し、 同制度に基づき、4件の提案を採択し、 2008年度に3件の予算措置を行い、政策 の実現化を図っている。
- #②:2点 条例宣言の評点
- = 目標平均: 1.5点

方策①:5点 制度創設済み

- "②:2点 一般講座等の拡充とともに、 開設基本計画を策定し、2009年本格開設 に向けた体制を確立した。
- "③:3点 着実な事業の実施とともに、 プラン改定がなされた。
- # 4 : 2点 条例宣言の評点
- "⑤:1点 調査検討段階である。(2008年度も県内部検討予定)
- = 方策平均: 2.6点
- \*平均点=2.05点

- ・ 協働型社会を築くためには、県民の積極 的な参画とそのための意識付けが不可欠で ある。そのためにも、本政策の推進にあっ ては、県民への周知を図るとともに、本政 策自体が県民との協働により進められるこ とが望ましい。
- ・ 協働政策は、住民に身近な市町村が中心 となって行うべきであり、県が協働型社会 を創造していくためには、市町村と連携す ることが重要である。
- ・ なお、次年度以降の県民政策提案制度の 評価においては、提案の政策実現数のみな らず、制度の定着度合いをも評価すること とし、県民からの提案件数を加味するべき である。

#### 政策37(自治体外交の展開)

## 1 マニフェストの内容(要点)

#### 【政策】

経済・観光・環境・民主政治な どのテーマで、県民・企業と共に、 具体的な成果を引き出す先進的な 「自治体外交」を展開し、海外との グローバルな協働を実現します。ま た、外国籍県民への対応など「内な る国際化」を徹底します。

#### 【目標】

- ーマを設定し、県民や企業など ■展開」 とも協働し、具体的な成果を引 き出す外交を展開します。
  - 経済外交
  - 観光外交
  - 環境外交
  - 民主政治外交
- を充実。

#### 【具体的方策】

①県民協働型の自治体外交の展開 ②「外国籍県民」との共生支援

#### 【期限】

○2010年度までに実現。

#### 【財源】

○既存財源内で、予算の組替えで 対応。

#### 2 総合計画等の位置づけ

要施策に位置づけ)

総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト23「多文化共生 の地域社会づくり」、自治体外交は主

•自治体外交(目標、方策①)…主要 施策507「自治体外交の展開」の記述 「県民や企業などとも協働し、経済、 観光、環境などの分野において、企業 誘致、観光客の誘致、環境、学術会議 ○自治体外交として次のようなテ | など、具体的な成果を引き出す外交を

経済外交は戦略プロジェクト3「産 業集積と海外との経済交流の推進し に、観光外交は戦略プロジェクト4 「かながわツーリズムの推進」に、環境 外交は主要施策603「環境分野におけ る人、技術、情報の国際交流」に、そ ○外国籍県民への支援を行うNGO | のほか主要施策504~507(世界の地 に対して資金を含めたサポート ■域・人との交流の推進)に多様な交流 の推進に向けた取組みを位置づけ。

> ・「外国籍県民」との共生支援(目標、 方策②)…戦略プロジェクト23の構 成事業3「くらしやすい環境づくりの 推進」の取組内容「日本語学習・就労 支援などを担う NGO・NPO に対する支 援の充実し

#### ○担当部課

県民部 国際課 環境農政部 環境計画課 商工労働部 産業活性課 商業観光流涌課

## 3 政策実現への取組み

#### (1)目標の達成状況

- ○自治体外交の展開→方策①
- ○外国籍県民への支援を行う NGO のサポート→方策②

#### (2) 具体的方策の取組み

- ①・経済外交については、「神奈川県産業集積促進方針(インベスト神 奈川) 」に基づき、外国企業の誘致に取り組んだ結果、合計 11 社の 誘致が図られた。また、国内外の経済団体等との連携を通じて経済 交流を推進し、外国企業のビジネス環境の整備を図った。
- ・観光外交については、平成19年7月に中国・上海において知事のト ップセールスを実施し、今後の観光客誘致への協力依頼・魅力ある 神奈川の観光スポットのPRを行った。また、「第2回山梨・静岡・ 神奈川三県サミット」において、富士箱根伊豆地域への国外観光客 の誘致に向けた効果的な観光プロモーションを行うため、三県の知 事が直接観光トップセールスを行うことで合意した。
- ・環境外交については、「国際環境自治体協議会(ICLEI)」や 「神奈川宣言ネットワーク」を活用して国内外の先進事例等の情報 収集、情報提供を実施。また、行政と企業等が連携して設立した「神 奈川国際環境協力協議会」による国際環境協力プロジェクトの成果 を「地球環境イベント・アジェンダの日2007」などを通じてP Rを実施。
- ・民主政治外交については、韓国・ソウル特別市で開催された「2007 国際学術大会」(H19.6.8)に知事が招聘され、基調講演を行うとと もに、京畿道知事との懇談等を実施(H19.6.7~6.9)。
- ・その他、世界の地域・人との交流の推進については、平成19年8月 に韓国・京畿道へ本県の青少年選手団を派遣して三県省道スポーツ 交流を実施、5~7月の間に米、中、韓国の友好訪問団を受入、(財) かながわ国際交流財団が実施する「スタディツアー」への支援等を 行った。
- ②・日本語学習・就労支援などを担うNGO・NPOに対する支援方策 の検討に当たって、先行実施事例の調査を行うとともに、NPOや 外国籍県民へのアンケート調査による基礎的情報の収集などを行っ た。

#### (3) 今後の予定その他

・日本語学習支援団体への支援事業として、先導的な取組により一定区 域内の日本語学習支援活動のレベルアップを図るとともに、他の団体 に良い影響を与えることが見込まれる事業に対し、事業費を補助する。

#### 4 評価結果

## (1)評点 : 1点/5点满点 【理由】

• 各方面で自治体外交を展開し ていることは評価できる。ただ し、行政主導の面が否めない。 「県民協働型」を標榜する以 上、県民が積極的にかかわる自 治体外交を目指す必要がある と考えられる。外国籍県民への 支援の検討に着手していない ことも踏まえ、小数点以下を減 点した。

#### (2) 各目標・方策の評点と理由

- 目標①: 2点 経済·観光·環境· 民主政治の各外交分野で積 極的展開を図っている。
- "②:1点 調査、情報収集に とどまっている。
- = 目標平均: 1.5点
- 方策①:2点 自治体外交を展開 実績は評価できる。ただし、 政治又は行政主導の政策が 多く、「県民協働型」で自治 体外交が展開されていると はいいがたい面もある。
- # ②:1点 目標②と同じ = 方策平均: 1.5点
- \* 平均点 = 1.5点

### (3) 今後の課題その他

県民が積極的にかかわること のできる自治体外交、外国籍県 民の支援策に取り組む必要があ

#### 運動1(あいさつ一新運動)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
	総合計画に位置づけて実施	(1)目標の達成状況	(1)総評:課題がある
平成18年5月1日から「神奈	(主要施策)		
川あいさつ一新運動」を推進して		・強化月間である7月を中心に、県のたより、テレビ番組等各種の広報	【理由】
います。	・主要施策 517「あいさつ一新運動の	媒体を活用して周知啓発を実施	・シチズンシップ教育の推進に繋
この運動は、教育委員会や警察	推進」	・毎月1日を「神奈川あいさつ一新運動推進日」とし、庁舎内にのぼり	がる非常に大事な運動と考える。
と連携し、県を挙げて取り組んで		を設置するとともに、庁内放送で職員及び来庁者に運動への参加を呼	・運動のシンボル旗などの授与を
いるものです。	・学校現場の取組みは、戦略プロジェ	びかけ	行い、あいさつ一新運動の啓蒙に
あいさつは社会におけるコミュ	クト19「不登校、いじめ、暴力行為	・くらし安全指導員による防犯教室及び防犯パトロール等での意識啓発	取り組んでいるが、各学校におい
ニケーションの基本です。家庭、	への総合的な対応」の構成事業1「豊	などを実施	ての定着がされていないように見
学校、職場、地域社会で積極的に	かな人間性や社会性をはくくむ教育	・県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」に、心ふれ	受けられる。
あいさつを交わし、そして子ども	の推進」の取組内容「学校を中心に進	あう3つの運動の一として、あいさつ一新運動を位置づけ	・あいさつ一新運動の推進は、ま
たちの元気なあいさつをほめてあ	めるあいさつ一新運動の推進」	・全県立学校 177 校(分校含む)に対して、運動のシンボル旗を授与す	ず庁内から、そして職員から積極
げましょう。		る式典を開催(H19.7.23)	的に実践していく必要がある。参
社会の変革は、私たち一人ひと	○担当部課	・各県立学校を核として、近隣の小・中学校や自治会などとも連携を図	加呼びかけ程度では不十分。
りの小さな実践から始まります。	県民部 県民総務課	りながら地域にねざしたあいさつ運動を展開	・家庭、地域社会に対しての啓蒙
明るく安心な地域社会の実現に向	教育局 総務課	・県内10地区に「あいさつ一新運動推進協議会」を設置し、それぞれ	する具体策が欠けている。(各市
け「かながわあいさつ一新運動」		でのぼりや横断幕を活用した取組みを実施	町村の協力を取り付け、県域全体
の輪を広げていきましょう。		※ 県内10地区・・横浜北、横浜中、横浜南、川崎、横須賀三浦、	での運動に広げる。)
		鎌倉湘南、平塚秦野、県西、県央、相模原	
		・県立高校生により構成された実行委員会の主催により、神奈川ハロー	(2)今後の課題その他
		サミットを開催し、10 地区 13 校の児童・生徒が、取組み事例を発表	・職員・教員・地域など、まず大
		(H20. 1. 20、横浜平沼高校)	人から積極的にこの運動に取組
			み、その行動を、子ども達に見せ
		(2) 今後の予定その他	伝えて行くことが必要である。
		・県教委と市町村教委による情報交換の場を設け、あいさつ運動の輪を	→ 大人が背中を見せる。
		拡大するための連携等について検討。	・取組み事例の発表を積極的に広
			く行う。

# 政 策 別 評 価 表(第4部 運動2)

#### 運動2 (コミュニティ体操推進運動)

運動2(コミュニティ体操推進運動)	)		
1 マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
	総合計画に位置づけて実施	(1)目標の達成状況	(1)総評:概ね良好
高齢化社会や子どもたちの体力	(主要施策)		
低下が進行する中、ますます健康		・庁内会議として、「健康づくりに向けた体操推進本部」を設置	【理由】
づくりへの関心が高まっていま	・主要施策 209「健康づくりに向け	(H19. 10. 30)。 (本部会議1回、幹事会2回開催)	・あらゆる機会を使ってPRを行
す。健康は、自らの幸せとともに、	た体操推進運動の展開」	・知事が「健康づくりに向けた体操推進運動」を宣言(H19.11.7)。	っているものの、まだまだ浸透が
家族の願いでもあります。病気に		・県民会議として、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置	足らないように思う。
なったり体力が低下しないよう、	○担当部課	(H19. 12. 25) °	しかし、取組みの方向としては概
体を動かす習慣をつけることが大	保健福祉部 健康増進課	・すこやかかながわ1万人ウォーク(H19.11.10)、ゆめかながわスポーツ	ね良いと思われる。
切です。これまで、県民が健康で	教育局 スポーツ課	健康シニアフェスタ(H19.11.18)、神奈県体育指導委員大会(H20.2.3)	
明るく豊かな生活を営むことがで		において、知事の宣言・県民へのアピールを実施。	(2)今後の課題その他
きるように、運動やスポーツをく		・3033 運動として、キャンペーンを展開(県内 12 のイベント、参加者総	・職場、地域、学校などからエント
らしの一部として習慣化すること		数 約 14,000 名) したほか、3033 運動普及員を養成(講習会全2回実	リーをして貰い、コミュニティ体操
を目指す「3033運動」を進め		施、受講者総数 117 名)し、関係団体等での普及活動を推進した。	コンテストなどを行う。最も効果的
てきています。			で、万人に適している体操を選ぶ。
今後、県民の健康づくりのため		(2)今後の予定その他	効果としては、自らの健康づくりに
に、身近な地域や学校、職場など		・新たに設置した 3033 生涯スポーツ推進委員会(仮称)により、市町村、	自らが最適な体操を考えることに
で、気軽にできる体操の輪を自発		企業団体及び大学等と連携した取組みを推進するとともに、新たに設	より、興味が湧き、この運動の推進
的に広げていただく「コミュニテ		置された「県民スポーツ週間」の関連イベント等と連携した普及啓発	に繋がる。
ィ体操推進運動」を提唱します。		活動を展開する。	
体操で、自らの健康づくりと明			・庁内、学校などから率先して、コ
るいコミュニティづくりを進めて			ミュニティ体操を行える仕組みを
いきましょう。			作る。

# 政 策 別 評 価 表 (第4部 運動3)

### 運動3(もったいない実践運動)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4 評価結果
	総合計画に位置づけて実施	(1)目標の達成状況	(1)総評:課題がある
平成17年6月から、身近な暮	(戦略プロジェクト28「地球温暖化		
らしから地球環境問題を考える	対策の推進」)	・ 「地球環境イベント・アジェンダの日 2007」では、"小さなことで	【理由】
「もったいない運動」の一環とし		も今すぐ行動へ"をメインテーマとし、環境活動を行っている企業・	・登録した <u>5万人</u> の人が、どの様
て「マイアジェンダ登録"もったい	・構成事業1「環境負荷の少ないライ	団体の取組を紹介した他、マイアジェンダ登録の呼びかけを実施。(来	な「もったいない」の実践をして
ない"バージョン」を掲げ、「マイ	フスタイルへの転換促進」の説明「『も	場者 4, 200 人)(H19. 10. 20~21)	いくのかが見えない。
アジェンダ登録」を進め、多くの	ったいない』の実践などテーマを絞っ	・ 個人のマイアジェンダ登録を促進し、また登録後の環境配慮活動を	
県民や企業の協力をいただいてき	たキャンペーンなどの運動を展開」	サポートするため、ホームページ「かながわの環境」の中に、インタ	(2)今後の課題
ました。		ーネット版環境家計簿「かながわ環境家計簿 エコボ」を開設した。	・県内各地で、同じテーマの「もっ
次のステップとして、マイアジ	○担当部課	(H20. 1. 18)	たいない運動」(例えば3R、マイ
ェンダ登録数を平成22年度末に	環境農政部 環境計画課	・「神奈川版もったいない紙芝居コンテスト」を開催(H20.1.15~31)	箸運動) が行われることにより、よ
10万人に倍増することなどを目		・個人登録数の合計、51,720 件(H20.1 末現在)	り多くの人にこの運動が伝わる。
標に、家庭や職場、地域でできる			
地球環境にやさしい行動を実践す		(2) 今後の予定その他	・それぞれが、楽しく運動を実践
る「もったいない実践運動」を展		・「クールネッサンス宣言」のPRとあわせ、アクションプランの一つ	· ·
開していきましょう。		であるマイアジェンダ登録の呼びかけを行う。	運動」と称して、それぞれの取組
			み事例を報告する機会を作り、そ
			の事例等を使い、どの位の数値
			(C02 排出など) が削減できたかを
			具体的に示すことにより、運動に
			対する意識の醸成をはかる。

# 政 策 別 評 価 表(第5部 行動1)

#### 行動1(ウイークリー知事現場訪問)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
		(1)目標の達成状況	(1)評価:概ね良好
【行動目標】200カ所/4年間	(知事の行動であり、計画上の位置づ		
	けはない)	○ 45ヵ所訪問(H20.2.20現在)	【理由】
知事自身がさまざまな課題を把握			・目標に向かって順調に進んでいるよ
するために、県内の現場を直接訪	○担当部課		うに見受けられる。
問し、現場を自らの目で確かめ、	知事室		・訪問する現場を県民が推薦できるよ
対話を通して県民の皆様から生の			うにした取組みは評価できる。
声をうかがい、情報収集と意見交			
換を行います。			
			(2)今後の課題その他
			・多くの県民の皆様と交流が図れるよ
			うな現場訪問を願う。
			・訪問地域に偏りがみられる。未訪問
			の地域に対しては、早急に対応すべき
			ではないか。

# 政 策 別 評 価 表(第5部 行動2)

#### 行動2 (マンスリー知事学校訪問)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
		(1)目標の達成状況	(1)評価:概ね良好
【行動目標】50カ所/4年間	(知事の行動であり、計画上の位置づ		
	けはない)	○ 11ヵ所訪問 (H20.2.20 現在)	【理由】
知事自身が学校の課題を把握する			・目標に向かって順調に進んでいるよ
ため、県内の小中高校・大学等あ	○担当部課		うに見受けられる。
らゆる学校の現場を訪問し、現場	知事室		
の実情をしっかりと把握し、児			
童・生徒・学生や教員、保護者な			(2)今後の課題その他
どの皆様から情報収集と意見交換			
を行います。			・多くの生徒と交流が図れるような学
			校訪問を願う。

# 政 策 別 評 価 表 (第5部 行動3)

#### 行動3(県民との対話ミーティング)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
		(1)目標の達成状況	(1)評価:概ね良好
【行動目標】40回/4年間	(知事の行動であり、計画上の位置づ		【理由】
	けはない)	○ 11回実施	・目標に向かって順調に進んでいるよ
「知事と語ろう!ふれあいミーテ			うに見受けられる。
ィング」やさまざまな団体などと	○担当部課	・「公共的施設禁煙条例で考える健康と喫煙-神奈川から発信!先	
の対話の場に、知事自身が参加し、	県民部 広報県民課	進ローカル・ルールー」をテーマに「知事と語ろう!ふれあいミ	
県政の課題について説明するとと		ーティング」を県内8地域で実施。	(2)今後の課題その他
もに、県民の皆様からのご意見を		・「神奈川力構想について~11の先進条例の制定を目指して~」	
いただき、意見交換を行います。		をテーマに、県内で指導的役割を果たしている生活環境、産業経	・まだまだ、対話ミーティングが行わ
		済、労働の各分野の団体の代表者と知事が県政全般の施策や課題	れていることを知らない県民が多い。
		について意見交換を行う「県政トーク」を実施 (3回)。	各市町村との連携を取りながら、対話
			ミーティングが行われていることを広
			く認知して貰えるような工夫が必要。
			多くの県民と交流が図れるような対話
			ミーティングを願う。

# 資 料 編

# また 1. 松沢マニフェストの進捗評価の方法について ……75 2. 松沢マニフェストの取組みへの私の評価 (県民モニター委員意見票のまとめ) ……79 3. 松沢マニフェスト評価委員会設置要綱 ……84 4. 松沢マニフェスト評価委員会委員一覧 ……86 5. 平成19年度末の評価作業の経過 ……87

## **資料1** 松沢マニフェストの進捗評価の方法について

- 平成19年度末(1年目)の評価-

平成20年3月8日決定

#### 1 基本的方針

- (1) マニフェスト進捗の評価は、「神奈川力全開宣言・マニフェスト 2007」の「条例宣言」及び「政策宣言」を対象として行うものとする。ただし、「県民運動の提唱」及び「知事の行動宣言」についても、必要な範囲で点検・評価を行い、その結果を報告書に付記するものとする。
- (2) 評価にあたっては、政策別(条例宣言 11 本、政策宣言 37 本)の評価を基本とし、これを総合して、分野別及び全体の評価を行うものとする。
- (3) 政策別の評価にあたっては、記載された政策・施策をどこまで実現したかという「政策実現状況」(4年間の目標に対する達成度合い)によるものとする。最終的な成果が出ていない場合であっても、その準備・検討の状況を評価する。
  - ※第1期には、「目標達成状況」と「行政対応状況」の二本立ての評価を行ったが、第2期のマニフェストは、アウトプット型の政策が多く、行政対応=目標達成になる場合が多いこと、「目標」と「具体的方策」の差が少ないこと(具体的方策が独立した意味を有していること)等から、一本立ての評価が適切と考えられる。
- (4) 評価結果については、県民にわかりやすいものとなるよう、数値による評点等の工夫を行う。

#### 2 評価の材料

評価にあたっては、次の資料、材料をもとに行うものとする。

- (1) 関係資料
  - ・県政策課からの提供資料(総括的資料)
  - ・県担当部局からの提供資料(政策別資料)
  - ・公刊された社会統計資料 (数値目標に関係するデータ)
  - ・予算への反映状況に関する資料
  - ・総合計画等への反映状況に関する資料
- (2) 追加ヒアリング、質疑応答
  - ・分野別のヒアリング調査
  - ・文書 (メール) による照会

#### 3 評価の方法・手順

- (1) 条例宣言の評価
  - ① 条例宣言については、各条例(11本)の制定準備の段階を基本として評価する。
  - ② 評価については、概ね表1の基準により5点満点(6段階)で評価するものとする。
  - ③ 次の事情がある場合は、加点事項として考慮する (原則として+1点)。
    - 1) 条例制定の作業が進んでいないが、それがやむを得ない事情によるものであり、かつ実現のために相当の努力を行っている場合
    - 2) 条例または条例案(骨子案を含む)の内容がマニフェストの内容に沿っていない

が、県民の意見によって変更した場合、より適切な内容に変更した場合など、合理的な理由がある場合

- 3) 条例制定の作業または内容は良好でないが、その実施方法等が特にすぐれている場合(積極的な情報公開、積極的な県民参加、説明責任を果たしているなど)
- 4) その他特に評価すべき事情がある場合
- ④ 次の事情がある場合は、減点事項として考慮する(原則として-1点)。
  - 1) 条例制定の作業または内容は良好だが、その実施方法等に問題がある場合(情報 公開が不十分、県民参加が不十分、説明責任を果たしていないなど)
  - 2) その他特に評価できない事情がある場合
- ⑤ 評価結果として、上記の点数評価に加えて、その理由 (実現の状況)、今後の課題 等を文章で記載する。
- ⑥ 上記の政策ごとの評価を総合して(平均点を参考にして)、条例宣言全体の評価結果 を5点満点(6段階)で評価する。あわせて、その理由、実現の状況、今後の課題等 を文章で記載する。

表1 条例宣言に関する評価基準(概ねの基準)

評点	基準
0 点	全く検討していない段階
1 点	検討のための組織(検討委員会等)を設置し具体的な検討を行っている段階(ふ
	れあいミーティング等で県民の自由な意見を求めている段階を含む。)
2 点	条例案またはその骨子案(要綱案)を公表した段階(これに基づいて市町村等と
	の協議やパブリックコメント等の県民参加を行っている場合を含む)
3 点	条例案を議会に提出した段階(否決された場合を含む)
4 点	議会で可決された段階(軽微な修正があった場合を含む)
5 点	条例が施行された段階

※条例(案)の内容や検討方法の工夫等については、加点・減点事項として考慮する。

#### (2) 政策宣言の評価

- ① 政策宣言については、各政策(37本)の記載事項のうち、評価対象とする部分を抽出して明確にする。評価対象とするのは、原則として「目標」及び「具体的方策」とし、これに「要約」(冒頭の四角囲み部分)及び「期限」(を加味して評価するものとする。また、「財源」については、大幅な変更があった場合に減点要素として考慮する。
- ② 評価については、各目標及び方策ごとに、概ね表2の基準により5点満点(6段階)で評価する。
  - ※各方策について6段階評価を行うことは煩雑だから、○ (実施済み)、△ (一部実施済み)、× (実施していない)などの3段階評価とすることも考えられる。ただ、この場合、政策全体の評価を行う場合に何らかの基準 (読み替え)が必要となる。
- ③ 評価については、目標と方策それぞれについて平均点を算出するとともに、さらに その両者の平均点を算出して、これを基本として政策の評点を算出する。あわせて、そ の理由(実現の状況、下記の加点・減点を含む)、今後の課題等を文章で記載する。
- ④ 次の事情がある場合は、政策全体の評価にあたり、加点事項として考慮する。

- 1) 数値目標を掲げた目標・方策が含まれている場合において、統計データ (代替指標等に関するものを含む)の未収集等によりその達成状況は把握できないが、施策事業の実施により相当の成果が現れていると推認できるとき
- 2) 各目標・方策の実現状況は良好でないが、それがやむを得ない理由によるものであり、かつ実現のために相当の努力を行っている場合
- 3) 各目標・方策の実現状況は良好ではないが、その実施方法等が特にすぐれている場合(積極的な情報公開、積極的な県民参加、説明責任を果たしているなど)
- 4) 各目標・方策はそのままの形では実施されていないが、内容を変更し、またはこれに代わる目標・方策を実施している場合
- 5) その他特に評価すべき事情がある場合
- ⑤ 次の事情がある場合は、政策全体の評価にあたり、減点事項として考慮する。
  - 1) 「期限」(任期途中の期限を掲げている場合)を遵守できていない場合
  - 2) 「財源」の面で大幅な変更があり、その内容が望ましくない場合(ただし、事業 実施の工夫により費用を削減した場合はこの限りでない)
  - 3) 各目標・方策は実現しているが、政策全体の目的や趣旨を達成できていない場合
  - 4) 各目標や方策は実現しているが、その実施方法等に問題がある場合(情報公開が 不十分、県民参加が不十分、説明責任を果たしていないなど)
  - 5) その他特に評価できない事情がある場合
- ⑥ 上記の政策ごとの評価を総合して(平均点を参考にして)、分野別(6分野)に評価結果を5点満点(6段階)で評価する。あわせて、その理由(実現の状況)、今後の課題等を文章で記載する。

#### 表2 政策宣言(各目標・方策)に関する評価基準(概ねの基準)

評点	基準
0 点	施策事業に着手しておらず、かつ予算等の具体的な準備も完了していない場合
1 点	施策事業に着手し、または予算等の具体的な準備を完了した場合
2 点	数値目標※1または期待される施策事業※2について概ね 1/4 以上を実現した場合※3
3 点	数値目標または期待される施策事業について概ね 1/2 以上を実現した場合
4 点	数値目標または期待される施策事業について概ね 3/4 以上を実現した場合
5 点	数値目標または期待される施策事業を概ね実現した場合

- ※1 数値目標を掲げている目標・方策については、この数値目標の達成状況によって判断 する。ただし、統計データの未収集等により数値目標の達成状況が把握できない場合は、 できるだけ代替指標等の方法により達成状況を把握するよう努める。
- ※2 数値目標を掲げていない目標・方策については、評価基準が明確でないため、当委員会としてマニフェストの趣旨等から「4年間で期待される施策事業」の内容・量を想定して評価する。その際、総合計画(実施計画)等に記載された「年度別計画」の数値を参考にする(ただし、鵜呑みにはしない)。
- ※3 数値目標について当初値 (例:18年度末のデータ) がある場合は、それと目標数値との差を算出し、それに占める割合によって達成状況を把握する (例:現在値 100 件、目標数値 150 件、達成 130 件 $\rightarrow$ 30 件 $\rightarrow$ 50 件=6 割達成)。

#### (3) 「県民運動の提唱」及び「知事の行動宣言」の評価

- ① 上記の評価については、その性格上、評点を算出せず、「大変良好、概ね良好、課題がある」等の記述により状況を表現するともに、その理由、今後の課題等を簡潔に記載する。
- ② 上記の結果については、報告書の中で項目を設定して記載する(全体の評点には含めない)。

#### (4) 全体の評価

① マニフェスト全体の評価については、各政策(48本)の評点の合計をもとに100満点(5点刻み)で評点を算出し、必要な加点・減点を行って評点を確定する。

#### 【算出方法】

各政策の評点の合計÷240(満点)×100=全体の評点

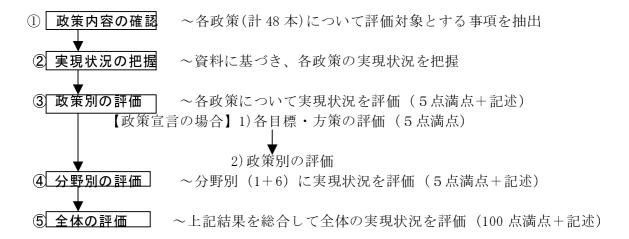
+必要な加点・減点 →評点の確定

② 評価にあたっては、上記の評点、その理由、全体の実現状況、今後の課題を記載するものとする。あわせて、必要により委員会の提言等を記載する。

#### (5) その他

政策別の評価及び分野別の評価については、項目、方法等の共通化を図るため、別に 定める様式(評価表)を定めて、これに必要事項を記入する形で行う。

#### 【評価作業の流れ(まとめ)】



#### 4 評価結果の活用について

評価結果や今後の取り組みに関する県民に関心を持ってもらうため、評価結果のHP掲載、記者発表等のほか、シンポジウム等における発表等を行うよう努めるものとする。

以上

## **資料2** 松沢マニフェストの取組みへの私の評価 - 県民モニター委員意見票のまとめー

対象:モニター委員41名(うち回答30名=設問により異なる) 2008.4.20 現在

1. 松沢知事のマニフェストの取組み(2期目、平成19年度)に、あなたは何点をつけますか(100 点満点)

選択肢	回答数	理由 ※( )内は選択肢の選択を示す
a. 80 点以上	9 (30.0%)	・県議会でマニフェストに基づいた議案が実際に可決、
b. 60~80 点	17 (56. 7%)	検討、実施されている (a)
c. 40~60 点	2 ( 6.7%)	・全国的に見てモデル的な各種条例の効果が上がって
d. 20~40 点	0 ( 0.0%)	いる(a)
e. 20 点未満	1 ( 3.3%)	・取り組みについては評価出来るが、各政策の評価が
f. わからない	1 ( 3.3%)	出来るのはこれから (f)
合 計	30 (100%)	・2010 年までの目標設定が、多少無理ある気がする(b) ・県への企業誘致増に伴う好結果を得ている (b) ・米軍基地対策に一層の尽力を期待する (b)

		<u>)を分野別にみてどう評価しますか。</u>			
選択肢	票数	理由 ※( )内は選択肢の選択を示す			
(1)先進条例の制定 (11本の先進条例の制定=「条例宣言」)					
a.とてもよい (5点)	12 (40%)	・多選禁止条例はマンネリ化を防ぐ良い政策だと思う			
b. よい (4点)	13 (43. 3%)	(a)			
c. 普通だ (3点)	3 (10%)	・環境と中小企業活性化対策が不十分(d)			
d. 不十分だ (2点)	2 ( 6.7%)	・ぶれのない姿勢を評価 (b)			
e. まったく不十分だ(1点)	0	・実施済、提案に向け全体的に着実に取り組みが進展			
f.わからない	0	している。自治基本条例の取り組みには、ややスピー			
		ド感が無いような気がする(b)			
(0)	F-1	・時代の変化に対応する必要がある(a)			
(2)未来への人づくり(教育、子					
a.とてもよい (5点)	5 (17. 9%)	・情熱を持った先生を採用、育成してください(b)			
b .よい (4点)	13 (46. 4%)	・生活している中で実感が出来ない (f)			
c. 普通だ (3点)	4 (14. 3%)	・教育の人材確保、地域ぐるみの子育て支援について			
d. 不十分だ (2点)	3 (10. 7%)	評価出来る(b)			
e. まったく不十分だ (1点)	2 ( 7.1%)	・「いじめスワットチーム」が特に良いと思った(b)			
f. わからない	1 ( 3.6%)	・教育システム改革より現代の子供たちの意識改革を			
	医底二「妆竺	どのように行うかの方が大切だと思う(d)			
(3) 安心な暮らし(防犯、福祉、 a. とてもよい (5点)	<u> </u>	<b>旦言」Ⅱ)</b>   ・米軍の基地を抱えていることもあり、県民の生活の			
a.とくもよい (5点) b.よい (4点)	9 (29%)	・木車の基地を抱えていることもあり、県民の生活の     安全安心が確保されているとは言い難い (c)			
		女生女心が確保されているとは言い難い (c)  ・もっとも安全な神奈川を世界に示すべき(a)			
	11 (35. 5%)	・基地問題でマニフェストが空文に思える(d)			
	4(12.9%)	・			
e. まったく不十分だ (1点)	1 ( 3.2%)	「いる(b)			
f. わからない	1 ( 3.2%)	- (v つ (b) - ・神奈川は人口も多い。この事項は時間がかかると思			
		う (c)			
(4)強い経済 (産業政策、観光、	交诵政策=「				
a. とてもよい (5点)	7 (22. 6%)	・経済が充実しなければ福祉につながらない (a)			
b. よい (4点)	15 (48. 4%)	・知事の得意項目のようで総じてよくやり、結果を出			
c. 普通だ (3点)	7 (22. 6%)	している (b)			
d. 不十分だ (2点)	2 ( 6. 4%)	- 羽田空港国際化等、積極的に取り組まれているよう			
e. まったく不十分だ (1点)	0	に感じる (b)			
f. わからない	0	・費用対効果を示すなどの、事業に対する賛同を求め			
	,	てはどうか (c)			
		・雇用確保の視点でインベスト神奈川を評価する(b)			
		・綾瀬 IC 実現を期待する(b)			
(5)豊かな環境 (環境政策、県土	整備=「政策	宣言」Ⅳ章)			

a. とてもよい (5点) b. よい (4点) c. 普通だ (3点) d. 不十分だ (2点)	3 (10. 3%) 14 (48. 3%) 11 (37. 9%) 1 (3. 5%)	・県民が理解していない。もっともっと PR が必要(c)・産業政策の為に削られた自然は取り戻せてない(c)・次世代のためにも、県民総参加型への取り組みがスタートしている(b)
e.まったく不十分だ (1点) f.わからない	0	] ・「花粉の出ない森づくり」の考え方がすごく良いと     思う ( b )
11,42,70 3.61		・豊かな自然にも恵まれている神奈川県のために早急 に進めて欲しい
(6) 先進のマネジメント (行財	政改革、人事	政策=「政策宣言」 V 章)
a.とてもよい (5点)	3 ( 9.7%)	・もっとはっきりアピールして欲しい (TV 出演等) (b)
b. よい (4点)	18 (58. 1%)	・県民が理解しているかは疑問だ (c)
c. 普通だ (3点)	9 (29%)	・かながわブランドの取組みは良い (b)
d. 不十分だ (2 点)	1 ( 3.2%)	]・ブランドイメージ向上を内外へアピールする姿勢が
e. まったく不十分だ (1点)	0	大切(c)
f. わからない	0	・メッセージが伝わり、本気で取り組んでいることが     分かる ( b )
		・新たな行政改革、かながわブランド戦略を評価する
		(b)
(7)新しい自治(地方分権、広域	放策、県民と	の協働=「政策宣言」 VI章)
a.とてもよい (5点)	4 (12. 9%)	・積極的に知事自ら動いている(b)
b.よい (4点)	15 (48. 4%)	・道は遠いが道州制を勝ち取ること (c)
c. 普通だ (3点)	12 (38. 7%)	・県民への PR をより鮮明にして頂きたい (b)
d. 不十分だ (2 点)	0	・神奈川がリードする道州制を目指して欲しい (c)
e. まったく不十分だ(1点)	0	] ・わかりやすくて良い (b)
f. わからない	0	・本当に必要なものとそうでないものとの見極めを
		(c)

3 今後、松沢知事はどのような分野・政策に力を入れるべきだと思いますか。また、どのような取組みを行うべきでしょうか、ご意見・提言を記載してください。

(1)力を入れるべき分野・政策	(3つ選択)	
a. 教育・子育て支援	19 (22.6%)	
b. 防犯・防災対策	5 ( 5.9%)	
c. 福祉・医療政策	15 (17.9%)	
d. 経済・産業政策	14 (16. 7%)	
e. 交通政策・道路網整備	1 ( 1.2%)	
f. 環境政策	9 (10.7%)	
g. 交通政策・県土整備	1 ( 1.2%)	
h. 行財政改革	7 ( 8.3%)	
i. 地方分権	6 (7.1%)	
j. 広域行政(首都圏政策)	3 ( 3.6%)	
k. NPO・県民協働	3 ( 3.6%)	
1. その他	1 ( 1.2%)	
(A) A (A) A (B) A		

#### (2) 今後の取組みへの提言

- ・市民社会形成のために行政と地域とNPOが協同して松沢マニフェストの実行を担う必要があると考えます。これまでの行政の取り組みは上から下へ向けての形であり、まことに地域住民の意向やニーズを反映していると思えません、社会の構成員の紐帯と連帯を強化できるような「場」づくりを是非お願いしたい。
- ・女性が生涯働き続けられる様、環境を整えて頂きたい出産、子育てを女性だけのものにせず、地域ぐ るみで子供を守り育てていけるような環境をつくりたい。
- ・既に集客力のある鎌倉、箱根などと周辺地域の連携を「市」という枠を飛び越えて県がリーダーシップをもって指導して欲しい。
- ・横須賀米軍の発生時の対応が早く安心が出来た。しかし周囲では毎日犯罪が発生している。安心して住める街づくりを次世代の子供達に残したい。
- ・自分及び家族等身近の人間の将来がとても気になります。身近な問題について力を入れて頂きたいと 思います。
- ・後期高齢者医療制度による高齢者の経済的負担を軽減する施策を検討して欲しい。

- ・どれも重要な課題だが、特に福祉や環境に対する優れた政策、成果は世界から注目されると思うので 期待している。
- ・目標の進捗状況、課題等の情報提供はオープンに、タイムリーに。

#### 【以下は可能な委員のみ回答】

4. 政策(条例)別の取組みについて、どのように評価しますか。関心のある政策についてのみ評価していただければ結構です。

(V))
欲しい
<u>á</u> )
(不十分)
(.1.1.27)
」(普通)
* (日地)
ごはだめ(よ
产通)
· ~=/
<b>'</b> )
')
(普通)

成	普通 8 (38.1%)	・公立でも安心して通わせることが出来るように(不
	不十分 5 (23.8%)	十分)
5 良き市民となるため	よい 5 (25%)	・国際人よりも前に日本人としての教育が先決(普
の教育	普通 13 (65%)	通)
	不十分 2 (10%)	
6 スポーツ振興と部活	よい 10 (52.6%)	・部活動を通じての人格形成に重きを(よい)
動活性化	普通 8 (42.1%)	
	不十分 1 (5.3%)	
7 地域ぐるみで子育て	よい 13 (59.1%)	・若い母親が働きながら育てられる政策(よい)
支援	普通 4 (18.2%)	・子育てサポーター制度を利用しています(よい)
	不十分 5 (22.7%)	
8 いじめ・不登校・児童	よい 8 (38.1%)	・教員 OB よりも中高年世代で社会にもまれてきた
虐待緊急対策	普通 7 (33.3%)	人が適材だと思う(不十分)
1,	不十分 6 (28.6%)	
Ⅱ 安心な暮らし	1 1 75 0 (20,0)	
9 日本一の治安の実現	よい 14 (66.7%)	・無理な目標はだめ(不十分)
1 日本 の旧女の天苑	普通 3 (14.3%)	・気を緩めず一層強化(よい)
		・ 刈 を 板 ∅ ),   眉 畑 1
10 甘地县签办美宝东州	不十分 4 (19%)	4.古は日にお田田地はの土にはてゆまり(並写)
10 基地対策の着実な推	よい 7 (35%)	・対応は早いが周辺地域の方には不安あり(普通)
進	普通 9 (45%)	・日米地位協定の枠内で頑張っている (よい)
	不十分 4 (20%)	of SHIII the SMart 2 2
11 がんに負けない神奈	よい 11 (57.9%)	・先進技術の導入をもっと
川づくり	普通 6 (31.6%)	・未成年者の喫煙が一番問題だと思う(普通)
	不十分 2 (10.5%)	
12   県立病院改革で医療	よい 8 (42.1%)	・医師の確保も明確にしてはどうか(よい)
向上	普通 9 (47.4%)	
	不十分 2 (10.5%)	
13 介護人材育成と産科	よい 7 (43.8%)	・名目は良いが実を伴わない
医療充実	普通 5 (31.3%)	
	不十分 4 (25%)	
14 高齢者の介護充実と	よい 8 (42.1%)	・長寿保健制度との兼ね合いが大事(よい)
虐待防止	普通 8 (42.1%)	・介護予防も加えては
,_,,,,	不十分 3 (15.8%)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
15 障害者の地域生活支	よい 7 (36.8%)	
援	普通 11 (57.9%)	
	不十分 1 (5.3%)	
□ 強い経済	[ 1 1 7] 1 ( 0, 0/0/	
<u>塩 強い性所</u>   16 インベスト神奈川で	よい 15 (75%)	・アナウンスが弱いのでは(普通)
産業競争力強化	普通 4 (20%)	・ / / ソ / ハハーネシネ ヤ ・レン (14 (1日世)
/生未妣 ザ/J 75/L 		
17 双田虚洲园幽儿。	不十分 1 (5%)	専用者が用の工格計1 ハエベは (英字)
17 羽田空港国際化と京	よい 14 (70%)	・費用対効果の再検討も必要では(普通)
浜臨海部活性化	普通 5 (25%)	・本当に必要かどうか疑問(不十分)
10 = 1+ 1-12 }	不十分 1 (5%)	DV 1 Heeled years to be talk to b
18 高速交通ネットワー	よい 11 (47.8%)	・桜木町周辺の渋滞が解消できれば
クの整備	普通 9 (39.1%)	
	不十分 3 (13.1%)	
19 中小企業の支援強化	よい 10 (47.6%)	・最重要課題(普通)
と活性化	普通 9 (42.9%)	
	不十分 2 (9.5%)	
20 かながわツーリズム	よい 7 (43.8%)	
の展開	普通 7 (43.8%)	
	不十分 2 (12.5%)	
21 地産地消とブランド	よい 6 (30%)	・県民総参加型への取り組み強化
化で農水産業振興	普通 10 (50%)	・産地消は積極的に進めるべき(よい)
	不十分 4 (20%)	
22 産業人材育成と就職	よい 9 (45%)	
	3 (10/0)	l l

支援	普通 8 (40%)	l l
	不十分 3 (15%)	
Ⅳ 豊かな環境		
23 神奈川発·地球温暖化	よい 7 (33.3%)	・まだまだ取り組んでない人が多い(不十分)
対策	普通 10 (47.6%)	・具体的効果の試算表を作成公表しては(よい)
	不十分 4 (19%)	
24 究極のエコカー電気	よい 6 (33.3%)	
自動車の開発普及	普通 8 (44.4%)	
	不十分 4 (22.2%)	
25 環境共生の都市づく	よい 8 (40%)	・遊休地の公園化は出来ないか(普通)
り	普通 9 (45%)	
	不十分 3 (15%)	
26 なぎさと川の保全・再	よい 10 (55.5%)	
生	普通 5 (27.8%)	
	不十分 3 (16.7%)	
27 丹沢大山の再生と花	よい 11 (61.1%)	
粉症対策	普通 4 (22.2%)	
	不十分 3 (16.7%)	
Ⅴ 先進のマネジメント		
28 新たな行財政改革で	よい 10 (47.6%)	・2期目にあたり変化を感じる(よい)
スマートな県庁	普通 9 (42.9%)	・もっと厳しい目で見直す必要があると思う(不十
	不十分 2 ( 9.5%)	分)
29 県民と協働する県政	よい 11 (52.4%)	・県民への県政に対する告知、推進(普通)
	普通 6 (28.6%)	
	不十分 4 (19%)	
30 政策主導の組織マネ	よい 14 (66.7%)	・民間的な評価の導入も効果的では(よい)
ジメント	普通 6 (28.6%)	
	不十分 1 (4.8%)	日用しの存在仏が田(オーハ)
31 新時代の人材マネジ メント	よい 10 (47.6%)	・民間人の積極的登用(不十分)
メント	普通 9 (42.9%)	・コア業務へもいかに導入できるか課題(よい)
	不十分 2 (9.5%)	
32 かながわブランド戦 略	よい 10 (50%) 並 済 9 (40%)	l
岭	普通 8 (40%) 不十分 2 (10%)	ı
 VI 新しい自治	个 [ 力 2 (10%)	
33 分権改革と道州制の	よい 10 (52.6%)	・道州制とは何か PR 不足(よい)
推進	普通 7 (36.8%)	・ 担州前では初かれ 小足(よい)
压压	不十分 2 (10.5%)	
34 首都圏連合と山静神	よい 4 (25%)	・地域格差が心配(普通)
三県連合の展開	普通 10 (62.5%)	地域作足》。心也(自地)
二年建日の展開	不十分 2 (12.5%)	
35 市町村合併と政令市	よい 5 (27.8%)	・県のスタンスがあいまい(不十分)
移行支援	普通 10 (55.6%)	
1011218	不十分 3 (16.7%)	
36 協働型社会かなわの	よい 10 (52.6%)	・今後に期待(普通)
創造	普通 7 (36.8%)	/ 以15///117 (日 22/
/1 J /C	不十分 2 (10.5%)	
37 自治体外交の展開	よい 11 (57.9%)	・テレビ・映画も含めメディアの有効活用を今後も
	普通 8 (42.1%)	(よい)
	不十分 0 (0%)	
	1 1 /3 0 \ 0/0/	

## 資料3 松沢マニフェスト進捗評価委員会運営要綱

平成20年3月8日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、松沢マニフェスト進捗評価委員会(以下「委員会」という。)の設置及 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 この委員会は、松沢成文神奈川県知事(以下「知事」という。)の委嘱に基づき、次 の事項を目的として運営するものとする。
  - ① 松沢知事が選挙時に掲げたマニフェスト(政権公約)の進捗状況を点検・評価し、今後の県政運営に反映させること。
  - ② 評価結果及び基礎とした情報を全面的に公開することにより、県政に対する県民自身の評価や参加をサポートすること。
  - ③ 以上の取組みを通じて、マニフェストに基づく新しい行政運営のあり方を提案すること。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成20年3月8日から平成23年4月22日までとする。

(委員)

- 第4条 委員会は、知事が委嘱した学識委員(概ね5名)、県民委員(概ね6名)によって構成する。
- (2) 学識委員は学識者をもって充て、県民委員は県民からの公募によって選考された者をもって充てる。
- (3) 県民委員は、別に定める要領に基づいて知事が募集し、応募者が多数にのぼった場合は、知事及び学識委員が協議して選考する。
- (4) 学識委員及び県民委員は、委員会の運営及び審議に参加し、かつ議決に加わる。
- (5) 学識委員は報酬及び費用弁償を受け、県民委員は費用弁償を受けるものとする。
- (6) 学識委員及び県民委員の任期は2か年度とし、委嘱のつどその範囲内で知事が定める。

(県民モニター委員)

- 第5条 点検・評価に広く県民の意見を反映させるため、委員会に県民モニター委員を置く ことができる。
- (2) 県民モニター委員は、県民からの公募に基づいて知事が委嘱する。
- (3) 県民モニター委員は、別に定める要領に基づいて知事が募集し、応募者が特に多数にのぼった場合その他知事が特に支障があると認める場合を除いて、応募者全員に委嘱するものとする。
- (4) 県民モニター委員は、委員会に対して文書により意見を提出し、委員会はその内容を審議に反映させるよう努めるものとする。
- (5) 県民モニター委員の任期は、委嘱のつど知事が定める。

#### (特別委員)

- **第6条** マニフェストの研究交流その他必要があると認める場合は、委員会に特別委員を置くことができる。
- (2) 特別委員は、委員の意見を聴いて知事が委嘱する。
- (3) 特別委員は、委員会の審議に参加し、意見を述べることができる。
- (4) 特別委員の任期は、委嘱のつど知事が定める。

#### (組織)

- 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員の中から委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員長は、委員会を招集し、その議事を統括する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

#### (運営)

- **第8条** 委員会は、知事等からの説明と資料提出を受け、これに基づいてマニフェストの進 捗に関して点検・評価を行う。
- (2) 委員会は、点検・評価に当たっては、広く県民の意見を募集し、これを参考にすることができる。
- (3) 委員会は、毎年度末から新年度6月までに報告書をとりまとめ、知事に提出するとともに、 県民に公表するものとする。
- (4) 委員会の審議は公開とし、報道機関の傍聴を認めるものとする。なお、委員会が特に必要があると認める場合は、その他の者の傍聴を認めるものとする。

#### (関係者の出席)

**第9条** 委員会は、必要があると認める場合は、県職員その他の関係者に出席を要請するものとする。

#### (庶務)

第10条 委員会の庶務は、委員会事務局において行う。

#### 附則

この要綱は、平成20年3月8日から施行する。

## 資料4 松沢マニフェスト進捗評価委員会 委員一覧

学識委員 (50 音順、敬称略)

氏名	所属・肩書	専門分野
石田 晴美	文教大学准教授	会計学・公会計
出石 稔	関東学院大学教授	地方自治論・政策法務論
小池 治	横浜国立大学院教授	政治学・行政学
柴田 直子	神奈川大学准教授	英米法・地方自治論
前田 成東	東海大学教授	行政学

## 県民委員

(50 音順、敬称略)

氏名	住所	職業等
甘粕 美千男	藤沢市	自営業
大塚 敬	横浜市	会社員
大八木 優人	横浜市	大学院生
久保田 英賢	海老名市	会社役員
斉藤 奈美	相模原市	団体勤務
島岡 稔	鎌倉市	元会社員
矢田 純登	横浜市	大学生

特別委員 (敬称略)

氏名	住所	職業等		
河東賢	横浜市	留学生、大学院生		

## 県民モニター委員

(順不同、敬称略)

立岩	寛吾	(会社員)	桜谷	克一	(無	職)	重田	博章	(会社	上員)
野村	恭子	(会社員)	佐野	嘉宏	(無	職)	古田	美里	(会社	上員)
竹内	隆	(会社員)	菊岡	正和	(医	師)	小島	真紀	(会社	上員)
槙田る	あずみ	(会社員)	塚本昭	二郎	(無	職)	高橋	純子	(会社	上員)
鈴木	子守氏	(会社経営)	岩元	博	(会社	上員)	大滝	忠弘	(税理	里士)
桜井	淳	(会社経営)	荒新 !	則彦	(会社	上員)	谷亀	貞雄	(無	職)
馬場	紀彦	(会社員)	相原	和彦	(会社	上員)	赤倉	昭男	(無	職)
白井	康雄	(会社役員)	木島	賢	(団位	体役員)	石渡	宏道	(税理	里士)
加藤	政徳	(会社経営)	赤津	伸一	(会社	上員)	長谷部	『正孝	(学村	交法人職員)
守本	勝夫	(会社役員)	山﨑健	二郎	(会社	上員)	鈴木	勉	(学村	交法人職員)
東塚	治	(会社員)	狭間	克樹	(会社	上員)	五十嵐	真文明	(会社	上役員)
窪田	晴夫	(会社員)	梅澤	廣	(無	職)	計41	名(20	008.4.	6 現在)
見玉	康資	(会社経営)	清水	大樹	(会社	上員)				
辻本	清視	(会社役員)	峰尾	芳男	(税理	[土)				
熊谷	勝	(医 師)	松崎	信彦	(司法	と書士)				

## 資料 5 平成 19 年度末の評価作業の経過

#### 1. 委員の担当分野等について

- ①評価案の作成は、学識委員が分野別に担当する。
- ②県民委員は、担当分野についてもう一つの評価案(評点を含む)を作成する。ただし、 希望等に応じて弾力的に扱う(担当分野の全政策を取り上げる必要はないし、他の分野 の政策について意見を述べてもよい。また評点は記載しなくてもよい)。

#### 【委員の分担】

分里	<b>野区分</b>	本数	評価案作成	意見の提出(主な担当)
全体	<b>本評価</b>	_	小池委員 (委員長)	- (全員)
条例	列宣言	11 本	出石委員	大八木委員
政	I 人づくり	8 本	石田委員	久保田委員
策	Ⅱ 暮らし	7本	柴田委員	斉藤委員
宣	Ⅲ 経済	7本	前田委員	大塚委員
言	IV 環境	5本	小池委員	島岡委員
	V マネジメント	5 本	石田委員	矢田委員
	VI 自治		出石委員	甘粕委員
県民運動の提唱等		6本	久保田委員、斉藤委員	_

#### 2. 評価作業のスケジュール

月日	作 業 課 題
3月8日(土)	第1回委員会 (進捗状況の報告、評価方法の協議等)
- この間-	県からの資料提供・情報提供
3月25~28日	県(企画部)へのヒアリング(分野別、半日×7回)
	【 3/25(火) AM VI自治 PM 運動・行動、Ⅱ暮らし
	3/26(水) AM Ⅲ経済 PM 条例宣言
	3/27(木) AM I 人づくり PM V マネジメント
	3/28(金) PM IV環境
-この間-	県民委員・意見の提出、政策別評価表の作成
4月6日(日)	第2回委員会(政策別評価案の説明、検討)
-この間-	政策別評価表の修正、分野別評価表の作成、全体評価案の作成
4月20日(日)	第3回委員会(政策別評価結果の確定、全体評価の検討・決定)
-この間-	政策別評価表・分野別評価表の確定、全体評価の確定
5月9日(金)	知事への評価報告書の提出、記者等への発表、H P への掲載